

「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて(子育て・教育・学習 分野) 事業評価一覧(令和6年度に実施した事業)

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
1	子育て環境プロモーション事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	「結婚・子育てするなら宇都宮」のイメージの醸成	若者や子育て家庭等	本市における子育ての安心感や楽しさをイメージできる広告をSNSやデジタル広告等を活用しながら広く周知するとともに、子育て支援に関する情報をまとめたリーフレットを作成する	計画 どおり	5,549	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):若者に対する効果的なプロモーションの実施】 ・若者の利用率が高いSNS等(Instagram)のデジタルツールを通じて子育てに対する安心感や楽しさ、子育て支援情報を伝えるとともに、結婚から教育までの支援策を取りまとめたリーフレットを学校や商業施設等を通じて配布し、子育てに対する安心感や楽しさのイメージの醸成を図ることができた。 ・更なるイメージの醸成に向け、若い世代へより分かりやすく伝わるよう、SNS等のほか、より効果的な手法により周知していく必要がある。 【②今後の取組方針:若者の子育てイメージの更なる醸成】 市民を対象とした世論調査やアンケート調査等の結果、広報アドバイザーの助言等を踏まえながら、これまでの周知に加え、庁内関係課と連携した周知や、より効果的なデジタルツールを活用したプロモーション活動を展開することにより、子育てに対する安心感や楽しさなどイメージの更なる醸成を図る。	
2	ふれあいのある家庭づくり事業の推進	I－1	・結婚の希望をかなえる支援の拡充 ・子ども・若者の健全育成環境の充実	SDGs	家庭における親子のふれあいや絆づくりの推進	宇都宮市青少年育成市民会議	ふれあいのある家庭づくりの推進に要する経費の一部を補助	計画 どおり	1,162	S41		【①昨年度の評価(成果や課題):市民が主体となった取組の推進】 ・「ふれあいのある家庭づくり作品コンクール」について、より見やすくなるよう周知チラシのレイアウト変更や、学校などの応募が見込める配布先への効果的な周知を行うことで、引き続き、多くの応募をいただくことができた。 (応募件数 R5:963件→R6:822件) ・「家庭の日」について、広報紙やオリオンスクエアでの情報提供、本庁舎や地区市民センター等におけるのぼり旗掲出、イベント等における「ふれあいのある家庭づくり作品コンクール」受賞作品の展示等により周知啓発に取り組んだ。 ・引き続き、地域全体で家庭における親子のふれあいや絆づくりを推進していくため、身近な地域での周知・啓発に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:より効果的な周知の実施】 引き続き、青少年育成市民会議の構成団体との意見交換を重ねながら、身近な地域での「家庭の日」の啓発物品の作成、配布など、更なる周知啓発に取り組んでいく。	
3	こども医療費助成	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	・病気の早期発見・早期治療、こどもの健康増進 ・子育て家庭の経済的負担の軽減	高校3年生相当年齢までの子ども	保険診療自己負担分の医療費を助成する。	計画 どおり	2,760,039	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):経済的負担の軽減・周知啓発の実施】 ・高校3年生相当までの子どもに対し、現物給付方式(栃木県内の医療機関等以外は償還払)による助成を実施し、子育て家庭の医療費について、負担軽減を図ることができた。 ・各手続きにおいて電子申請を導入したことにより、受給者の申請時の負担軽減を図ることができた。 ・引き続き、本制度の理解促進を図ることで、必要十分な適正受診について周知を行う必要がある。 【②今後の取組方針:本制度の理解促進・マイナンバーカードの活用による利便性の向上】 ・すべての子育て家庭が安心して子育てを行えるよう、経済的負担を軽減することにより、子どもの病気の早期発見及び早期治療を促し、引き続き健康増進の推進を図っていく。 ・医療機関等と連携を図りながら、円滑かつ適正な助成を実施するとともに、引き続き、本制度の理解促進や適正受診に係る周知について、様々な機会を捉えて取り組んでいく。 ・マイナンバーカードのみで受診できるシステム(PMH)の早期の導入に向け、システムベンダーと調整を進める。	
4	こんにちは赤ちゃん事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 子どもを守り育てる支援の充実	SDGs 戦略事業	母子の心身の状況や養育環境等の把握と育児不安の軽減	生後4か月までの乳児とその保護者	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、母子の健康状態や養育環境の把握、必要な保健指導や育児に関する情報の提供を実施	計画 どおり	14,710	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):産後ケア事業等との連携による適切な支援の実施】 ・産後ケア事業との連携により、乳児やその保護者の状況把握を行い、適切な支援を実施した。 ・「伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的事業」の円滑な実施を図るため、事業の周知に努めることにより、97.5%の訪問面接を行うことができた。 ・支援の更なる充実を図るため、面接率の向上や訪問指導員のより一層の資質向上、保健福祉事業等とのこれまで以上の連携が必要である。 【②今後の取組方針:訪問指導員の資質向上と保健福祉事業との連携】 ・引き続き、出産後の育児支援や虐待の未然防止を図るため、面接率の向上、訪問指導員の資質の向上に取り組むとともに、産後の母子の状態やニーズを把握しながら事業を実施していく。さらに、産後うつ等の疑い等の要支援者については、産後ケア、産後サポート事業の実施により、更なる支援の充実を図るなど、保健福祉事業や関係機関と連携しながら継続した支援の強化に取り組んでいく。 ・また、「伴走型相談支援」及び「経済的支援」の一体的事業として円滑な実施を図るため、引き続き、丁寧な事業の周知に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
5	子育て支援短期入所事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	一時的な養育困難家庭における子育て支援及び児童虐待の未然防止	児童(18歳未満)及びその保護者	保護者が児童の養育が困難な際に、保護者に代わり一時的に養育を行うもので、現在、児童福祉施設8施設に事務を委託して実施	計画 どおり	3,160	H6		【①昨年度の評価(成果や課題):利用ニーズに応じた対応】 ・子育て支援短期入所事業(ショートステイ)について、利用者のニーズに応じられるよう、施設と利用日等の調整を丁寧に行ったほか、国によるレスパイト・ケアの考えに対応するなど、児童虐待の未然防止に資する子育て支援を推進することができた。 ・施設の受け入れ体制と市民の利用希望状況との調整等が必要であり、より多くの受け入れ先の確保についても調整や検討が必要である。 ・また、受け入れ先の確保とあわせ、児童が現在居住する地域により身近かつ家庭的な地域で支援サービスを受けられるよう、里親への委託など、身近な受け入れ先で支援が受けられるよう検討・調整を行う必要がある。 【②今後の取組方針:利用ニーズの多様化への対応】 ・市民の利用ニーズに適切に対応するため、現状の施設側の受け入れ人数の課題等への対応として、既存の契約施設に加え委託先の拡張を進める。 ・また、多様化する利用ニーズ等に対応するため、子育て支援短期入所事業(ショートステイ)を行う事業者との意見交換を行うとともに、より家庭的養育に近い環境となる里親への委託について先進自治体の状況把握をするなど、具体的な実施方法について、県や関係機関と連携しながら適切に対応していく。また、引き続き、親子利用の実施に向けた受け入れ施設の調整などを行いながら、事業実施に向け取り組んでいく。	拡大
6	産後ケア等事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実 子どもを守り育てる支援の充実	SDGs 戦略事業	産後うつなどの疑いのある母親の早期発見、休養や母体ケアなどによる母子の健康増進と児童虐待の未然防止	産婦健診等により把握した産後うつの疑いのある又は育児疲れにより休息を必要とする概ね産後1年までの母親とその子	産後ケア:宿泊型・通所型・訪問型による心身のケアや、育児サポート、休養の機会の提供 産後サポート:訪問員による見守り及び心理的ケアを実施	計画 どおり	38,206	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):利用しやすい環境の整備】 ・産婦の心身のケアや育児サポート、休養の機会を提供する産後ケア事業及び産後サポート事業の更なる充実を図るため、実施機関の拡大などに取り組むことができた。 (R5:15施設 → R6:21施設) ・国や県の制度を活用した利用者負担額の減免に加え、市独自の上乗せ策(国・県5回目まで⇒市6・7回目分も対応)を行うことにより、利用者の更なる経済的負担の軽減に取り組むことができた。 ・利用者が増加しているため、より利用しやすい環境整備が必要がある。 【②今後の取組方針:産後ケア事業の更なる充実】 ・産後うつの疑いがあるなど支援を要する母子に対しては、関係機関との連携を緊密にし、切れ目のない支援につなげていく。 ・今後も利用者の増加に適切に対応するため、実施機関の更なる拡大や、電子申請の導入など利用手続きの簡略化を実施していく。	改善
7	こども家庭センター事業 (母子保健機能)	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs 戦略事業	妊産婦等への相談支援や情報提供、連絡調整	・妊産婦、子育て世帯、子ども	・児童福祉及び妊産婦の福祉や母子保健の相談 ・要支援者の把握等 ・個々の事情に応じたサポートプランの作成 ・もうすぐ38週子面接の実施	計画 どおり	381	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):こども家庭センター事業の推進】 ・「こども家庭センター相談窓口」として位置づけた5か所の保健と福祉の相談窓口において、支援を必要とする妊産婦等に対し、個々の事情に応じたサポートプランを作成し、関係機関と情報の共有・連携を図りつつ、訪問指導等を実施するなど、「こども家庭センター」の機能を十分に発揮し、切れ目のない支援を実施することができた。 ・また、「伴走型相談支援」として妊娠届出時の妊婦全数面接及び妊娠8か月面接(もうすぐ38週子面接)の実施、子育てガイドの説明やマタニティプランの作成等、身近な地域において寄り添った相談支援を実施することができた。 ・今後も支援を要する母子に対して、安心して子育てができるよう更なる支援の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:更なる支援の充実】 引き続き、支援を必要とする妊産婦等に対して、個々の事情に応じたサポートプランの作成など、関係機関と情報を共有・連携し、切れ目のない支援を実施していく。	
8	妊娠SOS相談事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	予期せぬ妊娠の疑いがある低所得の妊婦を対象とした妊娠判定受診料助成などの経済的負担の軽減や、早い段階からの必要な支援の実施	市民税非課税世帯相当の所得水準と判断される者	・にんしんSOS相談窓口の設置(子ども支援課・市保健センター) ・妊娠検査薬の提供 ・妊娠判定受診料の助成	計画 どおり	13	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):寄り添った相談と適切な支援の実施】 ・「予期せぬ妊娠」や社会的に孤立してしまう妊婦を早期に把握するため、寄り添った相談を行うとともに、必要に応じた適切な支援を行った。 ・若年者や低所得の妊婦が、安全・安心な出産を迎えることができるよう、経済的負担から未受診になることを防ぎ、早めの受診につなげる必要がある。 【②今後の取組方針:安全・安心な出産に向けた事業の継続実施】 事業の普及啓発を図りながら、予期せぬ妊娠に悩む若年者や低所得の妊婦に対する経済的負担の軽減を図るとともに、支援が必要な妊婦の早期把握に努め、安心・安全な出産につなげていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
9	不妊治療費助成	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs 戦略事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減	不妊治療を受けた夫婦	治療に要した費用の一部を助成する。	計画どおり	74,078	R4	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題)：不妊治療費助成の円滑な実施・医療機関等への理解促進】 ・令和4年7月に本市独自の「宇都宮市不妊治療(生殖補助医療等)支援制度」を創設し、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれない夫婦への経済的負担の軽減を不妊治療の保険適用後も図ることができた。 ・「宇都宮市不妊治療(生殖補助医療等)支援制度」については、各医療機関へ制度・事務処理等の周知等を図ったことにより、各医療機関への理解促進や前年同様の申請実績を上げることができた。 ・引き続き、治療を希望する方が確実に制度を利用できるよう、各医療機関へ本市助成制度の周知・啓発を図るとともに、若い世代に対し妊娠・出産や不妊治療の知識を啓発し、不妊治療への早期取組を促進する必要がある。 【②今後の取組方針：不妊治療費助成の円滑な実施・医療機関等への理解促進・早期治療の促進】 今後も、本市独自の助成制度を継続するとともに、不妊治療を希望する方に必要な情報を確実に届けられるよう、個々の治療ケースに応じたきめ細かな説明に努めることで、医療機関等の更なる理解促進を図るとともに、早期治療を促進するため、本市独自のデジタルブックなどを通じて、不妊治療の知識の理解促進や本市の助成制度等の周知の強化に取り組む。	
10	一般健康相談	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	妊娠・出産・育児など様々な健康問題や悩みに対する必要な知識の提供・助言	・妊産婦 ・乳幼児とその保護者 ・思春期の子どもとその保護者等	保健師等による妊娠・出産・育児等の健康に関する個別相談	計画どおり	95	S29		【①昨年度の評価(成果や課題)：きめ細かな相談支援の実施】 ・「保健センター」に母子保健コーディネーターを配置し、土・日にも健康相談を実施してきたほか、母子健康手帳交付時における妊婦全数面接の実施などによりきめ細やかな相談支援を実施することができた。 ・また、相談支援により、支援が必要な妊婦を早期に見極め、妊娠中から顔の見える関係の構築や、個々の状況に応じた継続的な支援につなげることができた。 ・引き続き、妊娠・出産・育児など様々な健康問題や悩みに対する解決の手助けとなるよう、身近な相談窓口として、健康相談を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針：きめ細かな相談支援の実施】 今後も、相談窓口の周知徹底を図るとともに、健康相談や個々の状況に応じたきめ細かな相談支援を継続的に実施していく。	
11	性と健康に関する思春期の健康教育	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	思春期の若者を対象とした性と健康に関する正しい知識や情報の提供	中学生	保健師による性と健康に関する思春期の健康教育を実施	計画どおり	75	H12		【①昨年度の評価(成果や課題)：性と健康に関する正しい知識や情報の提供】 ・健康教育を希望する中学校に対して専門の講師(助産師)を11回(受講者数1,448人)派遣し、中学校の要望を踏まえながら、性と健康に関する正しい知識の普及啓発を図ることができた。 ・引き続き、学校や教育委員会等と連携を図りながら、中学生が抱える性と健康に関する悩みなどの把握に努め事業を展開していくことが必要である。 【②今後の取組方針：事業の円滑な実施】 学校や教育委員会等の連携を図りながら、いのちの大切さや思春期の心身の変化、妊娠のしくみなどの正しい知識の啓発や情報提供に努めていく。	
12	妊産婦医療費助成	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	・病気の早期発見・早期治療の促進、妊産婦の健康増進 ・子育て家庭の経済的負担の軽減	妊産婦	保険診療自己負担分の医療費を助成する。	計画どおり	142,459	S48	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題)：医療費助成・周知啓発の実施】 ・疾病の早期発見、治療の促進や経済的支援を図るため、母子手帳交付月から出産後の翌々月(産褥期)までの妊産婦に対し、健康保険が適用となる医療費の自己負担分について、償還払方式による本市独自の支援(横出し)を継続して実施し、手厚い支援をすることができた。(県は出産後翌月までの助成) ・国における出産費用の保険適用化が検討されている中、国・県の動向を踏まえながら、「妊産婦医療費助成制度」への予算確保等が必要となる。 【②今後の取組方針：医療費助成の円滑な実施】 ・今後も、着実な助成を実施するとともに、本制度の理解促進や適正受診に係る周知に努めながら、継続して取り組んでいく。 ・出産費用の保険適用化について、国の社会保障審議会等の検討内容を情報収集し、国の動向を注視して必要な対応を行う。	
13	妊産婦健康診査	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	戦略事業	妊娠中及び産後の異常の予防・早期発見・早期治療の支援	妊産婦	・母子健康手帳交付時に受診票(妊婦健診14回、産婦健診2回分)を交付 ・医療機関の健診(保険診療外)時に1回目2万円、8回目1万1千円、11回目9千円 ・その他の回5千円を上限に公費負担 ・多胎については、交付枚数の上限なし	計画どおり	291,632		H8 産婦健康診査についてはH29	【①昨年度の評価(成果や課題)：適正な健康管理に資するための受診率向上】 ・母子健康手帳交付時などの機会を捉えて妊産婦健康診査の大切さを妊婦に周知し、産後1か月健診においては高い受診率(96.6%)を得ることができた。 ・安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるため、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療につながるよう妊婦健康診査の受診率の更なる向上が必要であり、また、産後うつなどの疑いのある母親を早期に発見するため、産婦健康診査についても、受診率の更なる向上が必要である。 【②今後の取組方針：受診率のさらなる向上】 ・今後とも、妊娠中及び産後の異常の予防や早期発見・早期治療を促し、妊産婦の適切な健康管理を行う必要があることから、「宮っこ子育てアプリ」や妊娠後期に当たる妊娠8か月面接(もうすぐ38つ子面接)の機会を活用して、事業の趣旨を含めた周知を徹底することにより、受診率の更なる向上に努めながら、健康診査を継続して実施する。 ・また、支援が必要な産婦を早期発見し、産後ケア、産後サポート事業などに適切につなげることで、切れ目ない支援を実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
14	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、支援が必要な妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげる	市民税非課税世帯相当の所得水準と判断される者	・妊娠判定に要した費用を1回の受診につき、1万円を上限に償還払いにて助成	計画 どおり	30	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):経済的支援の実施と支援が必要な妊婦の把握】 ・母子保健衛生費国庫補助金を活用して低所得の妊婦に対し経済的支援を実施するとともに、支援が必要な妊婦を把握し、支援につなげることができた。 ・母子健康手帳交付時に案内するなど、事業の周知を行ってきたが、あまり実績があがらず、認知度を高めていくための取組が必要である。 【②今後の取組方針:事業認知度の向上】 支援が必要な妊婦が利用できるよう、事業の周知に努めていく。	
15	先天性股関節脱臼健診	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	先天性股関節脱臼の早期発見	生後3～4か月児	医療機関に委託し、股関節開排制限検査及び大腿骨骨頂の位置の検査を実施	計画 どおり	22,946	S53		【①昨年度の評価(成果や課題):様々な機会を通した受診勧奨の実施】 ・受診率の向上を図るために、こんにちは赤ちゃん訪問指導や乳児健診などの機会に受診を勧奨し、92.8%の受診率が得られた。 ・一方で、同時期に受診する4か月児健康診査の受診率と比較するとやや低く、受診率の更なる向上を図るための取組が必要である。 【②今後の取組方針:受診率のさらなる向上】 引き続き、先天性股関節脱臼の早期発見と適切な治療につなげるため、「こんにちは赤ちゃん訪問」等の様々な機会を捉えて受診勧奨し、受診率の更なる向上を図りながら、事業を実施していく。	
16	妊産婦の歯科健康診査	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	妊娠中及び産後の口腔疾患の予防・早期発見・早期治療の支援	妊婦及び出産後6か月までの産婦	・母子健康手帳交付時に歯科健診受診票(1枚)を交付 ・医療機関受診時に健診費用を公費負担	計画 どおり	6,853	S57		【①昨年度の評価(成果や課題):母子健康手帳交付時の受診勧奨の実施】 母子健康手帳交付時に受診を促し、妊娠中における口腔疾患予防・早期発見の大切さを周知することができたが、受診率は毎年30%前後で推移していることから、受診率の更なる向上が必要である。 【②今後の取組方針:受診率の向上】 引き続き、母子の口腔内の健康保持を図る必要があることから、妊娠届出時に、妊産婦の歯科健診の重要性を周知し、受診率の向上に努める。	
17	健康教育(母子)	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	育児に関する正しい情報提供による育児不安の軽減及び虐待の予防	乳幼児とその保護者	子どもの発育発達・栄養・運動・子育て支援に関する講話や体験学習、情報提供を実施	計画 どおり	433	S29		【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な実施による正しい情報の提供】 ・「離乳食教室」については、全市統一プログラムを作成し、保健センター及び平石地区市民センター・姿川地区市民センターの3か所で開催することができた。 ・また、5か所の保健と福祉の相談窓口においては、地域のニーズに応じたプログラムを計画的に実施することができた。 【②今後の取組方針:事業の円滑な実施】 引き続き、育児に関する正しい情報を提供することにより、安心して子育てできるよう事業を効率的・効果的に実施していく。	
18	ママパパ学級	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	安心安全な出産と夫婦・家族の協力による子育て支援	妊婦とその夫	保健師、助産師を講師とし、妊娠・出産・育児に関する講話、実習、グループワークの実施	計画 どおり	1,427	S41		【①昨年度の評価(成果や課題):夫婦で協力した子育て支援の実施】 ・母子健康手帳交付時や妊娠8か月面接(もうすぐ38つ子面接)時に参加を促し、参加者のほとんどが夫婦で参加するなど、夫婦で協力した子育てでの支援が図られた。 ・効果的なプログラムとなるよう、受講者にアンケートを実施し、受講者ニーズの一層の把握に努めた。 ・また、受講をためらう夫婦などに対しては、市ホームページに公的機関の動画の掲載について案内し、直接参加していない夫婦に対しても支援することができた。 【②今後の取組方針:ママパパ学級の継続実施】 引き続き、夫の育児参加を促進するとともに、妊娠中から、夫婦での子育てや産後の対応の変化、子どもを迎える準備・育児の心構えなどの知識・技術の理解促進を図る。また受講者アンケート等を踏まえ、実施内容の改善を行っていく。	
19	母子健康手帳の交付	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	母子の健康の管理と保持増進	妊婦	妊娠の届出者に対し、母子健康手帳を交付	計画 どおり	1,494	S17		【①昨年度の評価(成果や課題):妊婦に対する支援情報の提供】 ・妊娠届出時に面接しながら各種支援制度の内容を丁寧に説明し、母子保健や子育てに関する情報提供を幅広く行うとともに、支援の必要な妊婦を早期に地区の保健師等につなげることができた。 ・また、保健センターにおいて土日母子健康手帳の交付を行うことにより、市民の利便性の向上を図ることができている。 ・母子手帳に「宮っこを守り・育てる都市宣言」を追加するとともに、表紙を、本市に愛着を持ってもらうよう特色のあるオリジナルデザインにより作成し令和7年度から使用することとした。 【②今後の取組方針:妊婦面接の予約制導入による負担軽減】 ・母子手帳交付時の妊婦面接について、「宮っこ子育てアプリ」での予約制を導入し、待ち時間の短縮などにより妊婦の負担軽減を図る。 ・母子の健康管理と保持増進に役立つよう、引き続き、母子健康手帳交付時に効果的に情報提供を行っていくとともに、支援の必要な妊婦を早期に地区の保健師等につなげていく。	改善

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
20	乳児健康診査	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	心身障害の疑い、又はその可能性のある乳児の早期発見及び児の健全な発育・発達への支援	乳児	委託医療機関における個別健診方式で、問診・計測・診察・相談等を実施	計画どおり	54,771	S60		【①昨年度の評価(成果や課題):乳児健康診査の適正な実施】 ・委託医療機関による児の疾病の早期発見や発育・発達の確認により、保護者の育児に対する不安や悩みの軽減を図ることができた。 ・新たに1か月児健診への助成を開始し、乳児健診体制の強化を図ることができた。 ・98%前後の高い受診率で推移している一方で、毎年、一定数の未受診児がみられることから、受診率の更なる向上を図るための取組が必要である。 【②今後の取組方針:継続実施と未受診者の支援】 引き続き、関係機関との連携を強化し、受診率の向上と健康診査の充実を図るとともに、「すこやか訪問事業」を通して、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図りながら、乳児健康診査を継続して実施する。	
21	訪問指導	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	妊産婦・乳幼児とその保護への保健指導や支援による疾病予防や健康増進、育児不安の軽減	主に乳幼児・児童とその保護者	家庭訪問による、個々の健康状態や生活状況に応じた保健指導や支援	計画どおり	105	S29		【①昨年度の評価(成果や課題):個々のニーズに合わせた支援の実施】 ・関係機関等と連携を図りながら、保健師等の訪問による支援を必要とする全家庭に対して個々のニーズに合わせた支援を実施することができた。 ・家庭環境の複雑化等により、関係機関との連携や継続した支援が必要なケースが増加しており、育児不安等の軽減を図るため、より一層の支援の充実が必要である。 【②今後の取組方針:保健福祉事業との連携による支援の充実】 今後は、保健師等の訪問による支援を必要とする全家庭に対し、関係機関等と連携を図りながら、個々のニーズに合わせた支援を継続して実施する。	
22	栄養相談(母子)	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	栄養に関する指導・助言による疾病予防や望ましい食習慣の改善	妊産婦、乳幼児とその保護者等	・栄養相談:個別に、栄養に関する相談を実施 ・親子の食生活相談:栄養士による個別の栄養相談(予約制)	計画どおり	995	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):栄養士による個別相談の実施】 ・地区市民センター等市内12会場において計画的に実施することで、乳幼児の健康増進を図ることができた。 ・望ましい食習慣の確立は、生活習慣病の発症を予防し、健康の保持増進につながることから、引き続き、栄養士による相談窓口を提供する必要がある。 【②今後の取組方針:栄養士による個別相談の継続実施】 今後も、子育て家庭が、栄養に関する必要な相談が受けられるよう、引き続き、栄養士による個別相談を実施していく。	
23	プレコンセプションケアの推進	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	若い男女が将来のライフプランを考え、早い時期から不妊治療も含めた妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、自分自身の健康管理を行う	将来、妊娠・出産の可能性のある若い世代	若い男女が、早い時期から不妊治療も含めた妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、自分自身の健康管理を行うことができるよう、知識の普及・啓発に取り組む	計画どおり	0	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):女性のための健康管理アプリによる周知啓発】 ・女性のための健康管理アプリ「ルナルナ」を提供する法人と連携協定を締結し、市民に対してアプリの有償機能が無償で提供することで、妊娠・出産に関する正しい知識の習得や健康管理を促進した。 ・「プレコンセプションケア」について、より多くの若い男女に知ってもらおうよう、継続的な周知啓発が必要である。 【②今後の取組方針:周知啓発の強化】 「ルナルナ」による周知啓発に加え、本市独自のデジタルブックを作成し、ホームページやSNS、さらには民間企業との連携による周知啓発に取り組む。	拡大
24	子どものむし歯予防事業	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	幼児期におけるう歯及び口腔内の疾患等の早期発見・予防	満2歳から小学2年生までの児	・集団による2、5歳児歯科健康診査 ・2歳～小学2年生を対象としたフッ化物塗布、歯科検診、口腔衛生指導等	計画どおり	13,555	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):子どものむし歯予防の実施】 ・フッ化物塗布事業については、前後期各4回、2歳5か月児歯科健診は60回実施し、子どものむし歯予防を図ることができた。 ・2歳5か月児歯科健康診査の受診率は、他の幼児健康診査(1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査)と比較して低く、受診率の向上を図るための取組が必要である。 【②今後の取組方針:子どものむし歯予防の継続実施】 引き続き、むし歯予防や口腔内の疾患等の早期発見を図るため、歯科健診の重要性を周知し、受診率の向上に努めながら、2歳5か月児歯科健康診査を継続して実施する。また、フッ化物塗布事業については、引き続き、前期、後期に分け各4回、年間計8回実施していく。	
25	幼児健康診査	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	身体的な疾病や障害等の早期発見及び幼児の健全育成のための育児支援	幼児	市内9会場において、月9～10回、各年112回、集団健診方式で、問診・計測・診察・相談等	計画どおり	24,563	1.6Y S53 3Y H8		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て支援アプリによる予約制の定着】 会場ごとの受診者数の均一化に向けた取組として導入した、「宮っこ子育てアプリ」を活用した予約制が定着し、市民の利便性の向上や円滑な健診の実施を図ることができた。 【②今後の取組方針:受診しやすい実施体制の確保と未受診者の支援】 予約制導入後の各会場の受診者数や地区ごとの人口の推移等を踏まえた受診しやすい実施体制を確保しつつ、「すこやか訪問事業」を通して、未受診の子どもに対する支援体制の充実を図りながら、幼児健康診査を継続して実施する。	
26	食育の推進	Iー1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	学齢期以降の肥満及び将来の生活習慣病発症の予防	3歳児健康診査受診児	適切な食生活に関する講話を実施	計画どおり	874	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):個別の栄養相談の実施】 ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、集団での講話を中止していたが、10月より3歳児健康診査の受診児及び保護者に対して集団による講話を再開し、適切な食生活についてより効果的な講話を行うことができた。 ・また、3歳児健康診査の受診児のうち、身体計測で問題のある受診児に対して、栄養士が個別に栄養指導を行った。 【②今後の取組方針:個別の栄養相談の継続実施】 引き続き、食生活に関する理解の促進と生活改善に向けた支援に取り組んでいくとともに、学童以降の肥満及び将来の生活習慣病発症を予防するため、個別指導を行った受診児のうち、必要と判断される児に対して継続支援を実施する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
27	新生児聴覚検査	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	先天性の聴覚障害の早期発見及び早期療育	新生児	・母子健康手帳交付時に受診票を交付 ・医療機関での検査時に5千円を上限に公費負担	計画 どおり	14,885	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):新生児聴覚検査の受診率の向上】 母子健康手帳交付時に、検査の重要性の周知や受診勧奨を行うことにより、97.3%の受診率が得られた。 【②今後の取組方針:新生児聴覚検査の継続実施】 事業の周知徹底や受診勧奨を行い、受診率の向上に努めながら、新生児聴覚検査を継続して実施する。	
28	出産・子育て応援事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	安心して出産・子育てができるよう、伴走型の相談支援を充実し、併せて出産育児用品購入等の負担軽減を図る経済的支援を一体的に行う	妊産婦や子育て家庭	(1)伴走型相談支援の実施 ・妊娠届出時の妊婦全数面接 ・妊娠8か月期の面接 ・出産後のこんにちは赤ちゃん訪問時の面接 (2)経済的支援 ・伴走型相談支援における面接後に応援金を支給	計画 どおり	313,312	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):面接の円滑な実施と応援金の適正な支給】 妊娠届出時の妊婦全数面接や出産後の赤ちゃん訪問を通して、子育てに関する情報提供等を行う「伴走型相談支援」により安心して出産・子育てができるよう相談支援を実施するとともに、「うつのみや出産応援金」、「もうすぐ38っ子応援金」、「うつのみや子育て応援金」による経済的支援を一体的に実施し、妊産婦や子育て世帯の不安・負担の軽減を図ることができた。 【②今後の取組方針:新制度の円滑な運用】 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく制度「妊婦のための支援給付」に引き継がれるため、事業を周知を図るとともに、円滑な運用と適正な支給に努めていく。	
29	もうすぐ38っ子応援事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	産前・産後のうつ予防等に取り組むための妊婦全数面接の実施と出産費用や子育て用品購入等に役立てる応援金を支給し、経済的負担の軽減を図る	妊娠8か月前後の妊婦	「もうすぐ38っ子面接」と称した妊婦全数面接を実施し、面接後に応援金として3万円を支給	計画 どおり	90,855	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):面接の円滑な実施と応援金の適正な支給】 ・妊娠8か月期の妊婦を対象とした「もうすぐ38っ子面接」に併せて、本市独自の「もうすぐ38っ子応援金(3万円支給)」を実施し、特色ある出産・子育て支援として、経済的支援を実施することができた。 ・妊娠8か月前後の妊婦に対し、予約制で専門職が面接を実施し、産前・産後の不安の軽減を図り、高い面接率(98.3%)を得られた。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 引き続き、事業を周知するとともに、もうすぐ38っ子面接の確実な実施と応援金の適正な支給に努めていく。	
30	子育て情報提供事業 (宮っこ子育てアプリ)	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	本市の子育て支援施策や事業に関する情報を集約し、わかりやすく、かつ利用しやすいよう、スマートフォン向けアプリを活用して発信する	妊娠・出産・子育て期の世帯	子育て情報アプリ「母子モ」を活用し、子育て情報を発信するとともに、幼児健診などの予約をアプリで行うことで利便性の向上を図る	計画 どおり	1,822	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て情報の適切な発信】 ・他課とも連携し、イベント情報など子育てに係る情報を適切に発信するとともに、予約システム機能を円滑に運用した。 ・今後は、さらに母子保健事業におけるDX化を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:アプリで出来る機能の拡充】 予約できる事業の追加や、新たに電子申請機能を付加するなど、アプリの機能拡充により妊産婦のさらなる負担軽減や利便性の向上を図ることで、さらなる利用促進につなげる。	拡大
31	結婚活動支援事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	セミナー等を通じた市民の結婚活動の支援	市内在住又は在勤在学の、18歳以上の独身男女等	結婚を希望する独身男女を対象とした結婚活動支援につながる自己啓発セミナーや交流会の業務委託の実施	計画 どおり	8,464	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):事業内容の充実や若い世代等への参加促進】 ・市主催の婚活イベントへの期待の高まる中、結婚を希望する市民の出会いの場を創出するため、イベントの開催数を拡充した。(実施回数:8回、応募者数:1092人)また、これまでの婚活イベント・セミナーにおいては、若い世代の女性参加が少ない傾向にあったことから、年代や性別のバランスが取れたイベントが開催できるよう、特に女性からの人気が高い、いちご狩りやスイーツなどをテーマに設定しながら、より多くの参加者を募った。 ・マッチング件数の更なる増加に向け、全国有数の実績を持つ婚活コーディネーターを起用するなど、事業の充実・強化を図ったところであり、72件のマッチングにつなげた。 ・より多くの人に参加してもらうとともに、イベント内でのマッチングやその後の交際につながるよう、事業の周知や実施手法を工夫する必要がある。 【②今後の取組方針:参加者のニーズなどを踏まえたイベントの充実・拡大】 ・特に若い世代の参加を促せるよう、ターゲットを絞ったSNS広告を配信するなど、効果的な周知を行う。また、前年度の取組結果や参加者アンケート、他自治体の先進事例などを踏まえながら、デジタルを活用したイベントや、マッチング後のアフターフォローについて検討・実施するなど、事業内容の充実を図っていく。	拡大
32	とちぎ結婚支援センター入会登録料補助金	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	とちぎ結婚支援センターへの入会登録促進による結婚活動の支援	とちぎ結婚活動支援センターへの入会登録希望者	県やとちぎ未来クラブが設置し、会員登録制によるパートナー探しなどの総合的な結婚支援を行うとちぎ結婚支援センターへの入会登録促進による結婚活動支援の実施	計画 どおり	376	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):入会登録促進に向けた効果的な周知啓発】 ・制度の利用促進に向け、市ホームページや広報紙を活用した周知を行ったほか、とちぎ結婚支援センターと連携しながら、制度案内を行った。(補助件数:93件) ・入会登録者の更なる確保に向けて、より効果的に事業周知を行う必要がある。 【②今後の取組方針:ターゲットに合わせた効果的な周知啓発】 ・特に制度の利用が多い20代・30代を主な対象とし、引き続き、市ホームページや広報紙などを活用するとともに、県と連携しながら結婚観の醸成に取り組むなど、効果的な周知を行っていく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
33	結婚新生活支援事業	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実	SDGs	結婚に対する経済的な不安や負担の軽減	市内に在住し、夫婦ともに39歳以下である世帯	新生活に必要な住宅賃借費用等の一部を補助	計画どおり	40,681	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):新生活支援に向けた効果的な周知啓発】 ・結婚に対する不安や負担を軽減し、結婚を前向きに考えてもらえるよう、制度の認知拡大、活用促進に向け、市ホームページや広報紙を活用した周知を行ったほか、市の幅広い窓口や宇都宮市移住定住相談窓口「miyacome」などにおいて制度チラシの配布・配架を行った。 (R5:92組⇒R6:120組※過去最高値を更新) ・制度活用者の更なる拡大に向けて、より効果的な事業周知を行う必要がある。 【②今後の取組方針:関連事業利用者に対する周知啓発の実施】 ・引き続き、市ホームページや広報紙を活用した周知を行うとともに、結婚活動支援事業などの婚活イベント参加者やとちぎ結婚支援センター入会登録料補助金の利用者などに対し、制度案内を行っていく。	拡大
34	オリジナル婚姻届の作製等	I－1	結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実		本市の特色をイメージしたイラストを施したオリジナル婚姻届の配布により、カップルの門出を祝福するとともに、本市の魅力を市内外にアピールすることで、宇都宮市に「住んでみたい」「住み続けたい」と思う気持ちの醸成を図る。	・婚姻届提出者 ・来庁者	・「提出用」と「記念用」を複写式にしたものに、「記載例」を追加した3枚綴りのオリジナル婚姻届とともに本市のPRパンフレット(みやナビ)を配布 ・オリジナル婚姻届で本市に婚姻届を提出をした方に記念用台紙の配布 ・フォトスポットの設置	計画どおり	0	R1	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):オリジナル婚姻届による届出数】 ・本市に婚姻届を提出した方(2,248件)の約4割(969件)の方がオリジナル婚姻届による届出であることから、本市の魅力を市内外にアピールするという事業の目的を一定程度達成することができた。 【②今後の取組方針:オリジナル婚姻届、フォトスポットの利用促進】 ・オリジナル婚姻届、フォトスポットをより多くの方に利用していただけるよう、SNSを活用するなど周知に努める。	
35	子育て情報提供等事業	I－1	子育て支援の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	安心して子どもを生き育てることができる環境づくりの推進	・市民(主に子育て家庭) ・地域 ・企業	子育て施策や事業に関する情報の集約・発信	計画どおり	130	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):デジタルツールを活用した情報発信の推進】 ・子育て支援施策等に関する情報を集約した子育て情報誌「にこにこ子育て」の発行や、市ホームページ内のポータルサイト「宮っこ子育て応援ナビ」等を通じて、子育て家庭へのわかりやすい情報発信に努めた。 ・母親の育児負担を軽減し、子育ての楽しさをより感じていただくため、父親向けに育児に関する知識や心構えをまとめた「父親向け子育てデジタルブック(Be a Miya Papa.)」を作成した。 ・官民協働で発行している「にこにこ子育て」については、市民がより子育て情報にアクセスしやすくなるよう、周知方法を検討する必要がある。 ・「にこにこ子育て」や「父親向け子育てデジタルブック」の子育て情報については、より多くの子育て世代の方々に届くよう、周知方法を検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:デジタルツールを活用した効果的な情報発信】 ・「父親向け子育てデジタルブック」の更なる周知に向け、様々な媒体の活用や手法を検討し、対象者へアプローチしていく。 ・「にこにこ子育て」の子育て情報については、発行に合わせてSNS等を活用するなど効果的な情報発信に努める。	改善
36	多子世帯支援事業(一時預かり事業利用料補助金、ファミリーサポートセンター事業利用料補助金)	I－1	子育て支援の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	多子世帯の子育てに関する心理的・経済的負担の軽減	市内在住の18歳未満の子どもを2人以上養育している者	多子世帯の子どもが利用した一時預かり保育事業(ゆうあいひろば)及びファミリーサポートセンター事業利用料の補助	計画どおり	10,744	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):多子世帯への周知と支援の実施】 ・第2子以降の子どもに対する一時預かり保育事業及びファミリーサポートセンター事業の利用料補助を通じて、多子世帯の心理的・経済的な負担の軽減を図ることが出来た。 ・今後は、支援を必要とする利用者の制度の活用や利便性向上に向け、補助金の電子申請化等、新たな方法を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:多子世帯への周知と利用者の利便性の向上】 引き続き、広く補助金制度の周知に取り組むとともに、今年度内に予定しているファミリーサポートセンターへの業務管理システム「ファミサポくん」の導入に合わせ、補助金の申請手続きの負担軽減に向けたオンライン化の検討を行い、利用者の利便性の向上を図る。	拡大
37	子どもの送迎に対する支援事業	I－1	子育て支援の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	子育てタクシーの導入による子どもの送迎ニーズへの対応	市内のタクシー事業者(全18社)	・「子育てタクシー」導入に係る全国子育てタクシー協会への入会金および子育てタクシードライバー養成講座受講料の補助 ・チャイルドシート購入費用の補助	計画どおり	268	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):市内のタクシー事業者への制度周知と導入促進】 ・導入事業者が1社増加したことにより、子どもが保育園・幼稚園や習い事へ一人でも安心して移動できる環境が拡充され、子育て家庭の送迎に係る負担軽減を図ることができた。 ・年々、増加する子どもの送迎ニーズに対応するため、市内の全域で、いつでも子育てタクシーが利用しやすい状況となるよう、導入事業者を確保するとともに、利用時の登録方法や予約方法など、利便性の高い運用方法について検討する必要がある。 【②今後の取組方針:市内のタクシー事業者への導入促進と利用者の利便性向上】 ・子育てタクシーの利用ニーズの高さや導入効果等を訴求することにより、市内のタクシー事業者への導入促進を図る。 ・事前の登録方法や予約方法などについて新たなシステムや運用手法について検討し、利用者の利便性向上を図る。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
38	ファミリーサポートセンター事業	I－1	子育て支援の充実	SDGs	地域ぐるみで子どもや子育て家庭を支える施策の推進	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者	保育所・幼稚園の開始前・終了後の子どもの預かりや保育所・幼稚園の送迎、冠婚葬祭の際の子どもの預かり等の実施	計画どおり	11,779	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):相互援助活動の円滑な実施】 ・事業開始以来最多となる援助活動が実施されるなど、地域における子育て家庭の支援を推進することができた。 (活動件数 R5:16,869件→R6:17,688件) ・子育て家庭のニーズの多様化や取り巻く社会環境の変化を踏まえ、登録会員に対して実施したニーズ調査の結果を受け、利用対象年齢を拡大(小学6年生まで→中学3年生まで)したほか、活動報酬を引き上げるなど、ニーズに即した運用の見直しを行うことができた。 ・車を利用した送迎の支援が年々増加する中、高齢を理由に送迎支援を敬遠する協力会員が増加していることなどから、新たな協力会員を確保する必要がある。 ・利用者の利便性向上や事務効率化を図るため、利用手続きのオンライン化について検討を行う必要がある。 【②今後の取組方針:協力会員確保のための周知の強化と利用者の利便性向上】 ・利用対象年齢の引上げに伴い、利用者の増加が見込まれることから、市広報紙・市ホームページ・SNSでの周知に加え、これまでの依頼会員に協力会員の登録を促すなど、協力会員の更なる確保に向けた取組を強化する。 ・ファミリーサポートセンター事業の利用手続きのオンライン化を円滑に実施できるよう、運営委託者等と調整を行いながら、会員への周知や会員向けの研修等を行うなどサポートを行う。	
39	実費徴収に係る補足給付事業	I－1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	低所得で生計が困難である世帯等の子どもの円滑な教育・保育施設等の利用	・教育・保育施設等を利用する生活保護世帯 ・私学助成の幼稚園を利用する低所得、第3子世帯	教育・保育施設等の利用に係る日用品費、給食費(副食費)等の一部を補助	計画どおり	13,171	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):貧困世帯等の経済的負担軽減】 ・教育・保育施設等を利用する、低所得で生計が困難である世帯等に対し、国の補助制度に基づき、日用品費や副食費などを助成したことで、保護者の経済的負担軽減に繋がった。 ・今後も国県の制度変更や申請等の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:貧困世帯等の経済的負担軽減に向けた補助制度の適正な実施】 対象者が必要な支援を受けられるよう、引き続き、事業者・保護者に対する周知を丁寧に、かつ、できる限り早期に実施することにより、補助制度の活用促進を図っていく。	
40	保育体制強化事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	保育士等の就業継続や離職防止及び働きやすい職場環境の整備	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業	保育施設の清掃や給食の配膳など保育補助に配置する必要な人件費の補助	計画どおり	152,835	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):保育士の負担軽減に対応する職員の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、保育士の負担軽減を図り、保育士の継続雇用に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:保育士の負担軽減に向けた補助の適切な実施】 保育施設の清掃や給食の配膳などの軽作業のほか、児童の安全確保のための園外活動時の見守りに対する補助制度を活用して、保育士の負担軽減を図るとともに、保育士の継続雇用につながるよう、働きやすい職場環境の整備を図るための補助を継続していく。	
41	乳幼児保育担当保育士等増員費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	教育・保育施設等における1歳児の児童の処遇向上	1歳児の保育において、保育士を本市独自の3:1の基準で配置している私立保育所・認定こども園・地域型保育事業	本市の基準で、保育士を配置する場合の人件費の補助	計画どおり	767,976	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):1歳児の処遇向上】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、1歳児に対する保育士割合を引き上げ、児童の処遇向上に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:1歳児の処遇向上に向けた補助の適切な実施】 保育士の手厚い配置による、1歳児の保育の質の向上を図れるよう、補助を継続していく。	
42	保育士等人材確保費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	経験豊富な保育士等の安定的・継続的な確保	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業	経験豊富な保育士等を安定的・継続的に確保するための補助	計画どおり	328,926	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):安定的・継続的な保育士の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、安定的・継続的な保育士の確保に繋がった。 ・保育士の成り手不足や若手保育士の高い離職率の改善を図るため、若手保育士に対する補助額の引き上げや対象範囲の拡充を図ったところであり、引き続き、安定的に保育が提供できるよう適切な補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:安定的・継続的な保育士の確保に向けた適切な補助の実施】 保育人材の安定的な確保及び定着に向け、補助を継続していく。	
43	民間保育所代替職員雇用費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	職員の育児休暇・傷病休暇の取得による代替職員の確保	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業	代替職員を雇用するために必要な人件費の補助	計画どおり	1,963	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):代替職員の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、代替保育士の雇用による安定した保育サービスの提供に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:代替職員の確保に向けた補助の適切な実施】 職員が産前産後休暇や傷病休暇を取得する際、その職員の代替職員を雇用することで、安定した保育サービスの提供を図れるよう、補助を継続していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
44	日本スポーツ振興センター事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	児童の災害時等に必要給付の確保	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業	2・3号認定子どもの日本スポーツ振興センターの共済掛金に要する経費の一部を補助	計画 どおり	1,243	S49		【①昨年度の評価(成果や課題):児童の安心・安全の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、児童の災害時に必要な給付の確保を図り、安心した保育の実施に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:児童の安心・安全の確保に向けた補助の適切な実施】 教育・保育施設等における児童の災害時に、必要な給付を確保させる必要があるため、補助を継続していく。	
45	看護師等雇用助成事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	児童の健康管理の充実及び待機児童解消	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業	みなし保育士として看護師等を雇用するために必要な人件費を補助	計画 どおり	26,737	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):看護師等の確保】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、待機児童の解消に繋がった。 ・児童の健康管理をさらに推進していくために、補助制度の更なる活用促進を図る必要がある。 【②今後の取組方針:看護師等の確保に向けた補助の適切な実施】 児童の健康管理の充実に繋がることから、施設に対して積極的に補助制度の周知を行いながら補助を継続していく。	
46	保育事業強化支援費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	教育・保育施設等における1歳児の児童の処遇向上、1歳児の入所促進	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業	定員を超えた児童の受入による備品購入などの安全対策に必要な経費や、事務負担軽減に必要な経費を補助	計画 どおり	75,850	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):1歳児の入所促進】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、1歳児の入所促進に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:1歳児の入所促進に向けた補助の適切な実施】 ・年間を通した待機児童ゼロを継続していくために、教育・保育施設等において1歳児の入所促進を図る必要があることから、補助を継続していく。	
47	おむつの施設処分促進費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	使用済みおむつの施設処分促進による保護者及び保育士の負担軽減、感染症等の衛生上のリスクの低減	私立保育所・認定こども園・地域型保育事業	使用済みおむつを施設で処分する際の処理費用等を補助	計画 どおり	19,522	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):施設処分への補助の実施】 ・補助の実施により、保護者持ち帰りから施設処分への移行を促すことで、子育て世帯の負担軽減に繋がった。 ・今後も引き続き、補助を実施することにより、施設処分を推進していく必要がある。 【②今後の取組方針:使用済みおむつの施設処分の推進】 ・9割を超える施設において使用済みおむつの施設処分が実施されており、さらにおむつの施設処分が促進されるよう補助を継続していく。	
48	地域子育て支援拠点事業(子育てサロン)	I－1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	・出産予定の妊婦とその家族 ・概ね3才までの乳幼児とその保護者	・地域における遊び場や交流の場の提供 ・子育ての相談、情報提供	計画 どおり	2,344	H7		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭に対する支援】 ・保護者のニーズに対応した様々なイベントや講座を充実させたことで、利用者の増加に繋がった。 ・引き続き、子育て家庭のニーズの把握と子育て支援の充実を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した子育て支援の充実】 今後も地域において、遊びや交流の場の提供や、子育て相談及び情報提供を実施するとともに、地域における子育て家庭のニーズを踏まえ、子育て家庭に対する支援の充実を図っていく。	
49	地域子育て支援拠点事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する私立保育所等	地域の子育て中の保護者の育児負担の軽減のための事業に対する運営費補助	計画 どおり	43,094	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭に対する支援】 ・各私立保育施設の職員配置や、事業実施などの状況に応じた、適切な補助を実施し、保護者のニーズに対応した様々なイベントや講座を充実させたことで、利用者の増加に繋がった。 ・引き続き、遊び場の提供や子育て相談等の実施を通じて、子育て家庭に対する支援に繋がっていく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した子育て支援の充実】 今後も私立保育所等において、適切に地域子育て支援拠点事業を推進し、地域における子育て家庭のニーズを踏まえ、引き続き子育て家庭に対する支援の充実を図っていく。	
50	利用者支援事業(宮っこ子育てコンシェル)	I－1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	子どもや保護者、妊娠している方等	・教育・保育・その他の子育て支援の情報提供 ・必要に応じた相談・援助等	計画 どおり	-	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭に対する支援】 ・子育て家庭の保護者に対して、子育て支援事業等に関する相談や情報提供等を適切に実施したことにより、各家庭の状況に応じた子育て支援事業の円滑な利用に繋がった。 ・今後も地域における子育て家庭のニーズを踏まえ、相談・情報提供等の内容の充実を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した子育て支援の充実】 今後も地域における子育て家庭に対し、各家庭の状況に応じた、教育・保育施設等の入所や子育て支援事業に関する相談・情報提供の実施など、子育て家庭に対する支援の充実を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
51	一時預かり事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児の保護者が安心して子育てができる環境を整備	一時預かり事業を実施する私立保育所等	保護者の急病や短時間勤務等に伴う一時的な保育需要への対応のための運営費補助	計画 どおり	233,496	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):安心して一時預かり事業を利用できる環境整備】 ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施したことにより、保護者が安心して一時預かり事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も国県の制度変更や各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した保育サービスの充実】 保育サービスを必要とするすべての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。	
52	延長保育事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	通常の開所時間を超えた保育を行い、安心して子育てができる環境を整備	延長保育事業を実施する私立保育所等	私立保育所等が開所時間を超えた保育を行う場合の加算分に対する補助	計画 どおり	164,454	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):安心して延長保育事業を利用できる環境整備】 ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、保護者が安心して延長保育事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も国県の制度変更や各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した保育サービスの充実】 保育サービスを必要とするすべての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。	
53	病児保育事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	病気及び病気の回復期の児童の保護者の子育てと就労の両立の支援	病児保育施設	病児など集団保育の困難な児童等の健全な育成	計画 どおり	95,014	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):安心して病児保育を利用できる環境整備】 ・病児保育サービスを必要とする子育て世帯が、利用したい時に利用することができる環境を提供することができた。 ・今後も国県の制度変更や各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した保育サービスの提供】 今後も保育サービスを必要とするすべての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの提供を行っていく。	
54	なかよしクラブ事業	I－1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	発達の気になる乳幼児とその保護者	・地域における遊び場や交流の場の提供 ・子育ての相談や情報提供、園児との交流	計画 どおり	419	H8	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭の支援】 ・子どもの発達に不安を持つ保護者が増えているなか、いつでも気軽に相談できる体制や同じ悩みを持つ保護者が思いを共有できる環境を適切に提供したことにより、多くの利用を維持するとともに、相談件数の増に繋がった。 ・今後も保護者の状況に応じ、関係機関への橋渡しや助言を適切に行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに対応した子育て支援の充実】 今後も利用者の増加が見込まれるため、子どもの発達に不安を持つ保護者が気軽に利用し、親子の交流や相談ができる施設として、関係機関への橋渡しや助言などが、より適切にできるよう事業の充実を図っていく。	
55	発達支援児保育事業費補助金	I－1	子育て支援の充実	SDGs	発達支援児の健全な発達を促す	発達支援児保育事業を実施する私立保育所・認定こども園・地域型保育事業	発達支援児の処遇向上を図るため、発達支援児の受入に対し、人件費や施設整備の一部を補助	計画 どおり	313,824	S54		【①昨年度の評価(成果や課題):発達支援児に対する保育体制の充実に向けた支援】 ・各施設の児童の受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、新たな施設での受け入れが進み、児童の発達状況に応じたきめ細かな保育の支援に繋がった。 ・今後も、児童の発達状況に応じたきめ細かな保育を提供するため、各施設の状況に応じて適切に補助を実施し、保育環境の整備を支援するとともに、各施設において発達支援児保育の質の向上に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:発達支援児に対する支援の継続】 発達支援児の健全な発達を促すため、教育・保育施設等でのさらなる受入れを促進し、保育サービスを必要とする子育て世帯が安心して利用できるよう、引き続き、受入体制の整備に係る支援とともに、発達支援児保育の質の向上に取り組んでいけるよう、研修の実施に対する支援に取り組んでいく。	
56	医療的ケア児保育支援事業	I－1	子育て支援の充実	SDGs	医療的ケア児に対する支援	医療的ケア児の受入を実施する保育所・認定こども園・地域型保育事業	教育・保育施設における医療的ケア児に対する安全な保育環境の整備	計画 どおり	21,936	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):医療的ケア児を安全に受入れるための保育体制の充実に向けた支援】 ・医療的ケア児保育支援事業補助金や発達支援児保育研修費補助事業を適切に活用したことで受入れ強化や保育の質の向上に繋がった。 ・医療的ケア児をより多くの施設において受け入れられるよう、医療的ケア児の理解や具体的な対応方法について継続的な研修会の実施及び、関係機関と連携を図り医療的ケア児入園後の適切な保育を実施する必要がある。 【②今後の取組方針:医療的ケア児の受入れ施設の拡大】 ・教育・保育施設等での受入れを促進するとともに、関係機関との円滑な連携を図り、医療的ケアを必要とする児童に対する適切な保育の実施や、児童の状況に応じたきめ細かな支援の充実に取り組んでいく。 ・医療的ケア児の理解や具体的な対応方法について研修会を実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
57	保育所等入退所事務費	I－1	子育て支援の充実	SDGs	円滑かつ着実・適正な事務執行による保育行政の安定的な運営	教育・保育施設等の利用を必要とする乳幼児の保護者	制度の説明や入所手続きなど適正かつ効率的・効果的な事務の執行	計画どおり	117,624	－		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な事務の執行】 ・保育所等への入所希望者に対して、状況に応じた入所相談等を実施したほか、教育・保育施設等に対する教育・保育給付を適正に行うなど、円滑かつ着実な事務執行に繋がった。 ・民間活力を活用した、電話問い合わせ対応や定型的な事務処理を担う「保育事務センター」の設置準備を着実に進めるとともに、「施設型給付業務のクラウドシステム」を導入し、給付事務の正確性・迅速性の向上に取り組むなど、効率的な事務の執行に繋がった。 ・引き続き、入所希望者に対するよりきめ細かな相談対応や、円滑な教育・保育給付事務処理など、保育サービスの向上に向けたより一層の効率的な事務執行体制の構築を進める必要がある。 ・給付事務の更なる正確性・迅速性の向上に向け、各施設における「施設型給付業務のクラウドシステム」の習熟度を高める必要がある。 【②今後の取組方針:制度の説明や入所手続きなどによる適正な事務の執行】 ・「保育事務センター」の設置及び設置後のスムーズな業務遂行に向け、事業者と事務のフローや作業分担などの詳細を詰めていくことにより、安定的な運営を図っていく。 ・全施設が「施設型給付業務のクラウドシステム」を使いこなせるよう丁寧に伴走支援を行い、習熟度の向上を図ることにより、効率的な給付事務の遂行に取り組んでいく。	
58	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	I－1	子育て支援の充実	SDGs 戦略事業	地域における子育て家庭に対する支援の推進	生後6か月から満3歳未満の未就園児を養育する家庭	・保護者の育児における負担軽減・不安解消 ・集団における児童の発達促進	計画どおり	2,401	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭に対する支援】 ・2施設において延680人の預かりを行い、利用者から、児童の育ちの面においては「食事など生活面でできることが増えた」、保護者支援の面では「子どもとの接し方のコツを知ることができた」などの意見をいただいており、児童の発達促進や保護者の不安解消に繋がった。 ・実施事業者との意見交換の中で、本格実施に向け、「空き状況の確認や利用日時の調整など、保育以外の業務負担が大きい」などの課題を抽出した。 【②今後の取組方針:昨年度の検証結果等を踏まえた事業の実施】 ・令和8年度からの制度の本格実施に向け、令和7年度は5施設(各教育・保育提供区域に1施設)において乳児等通園支援事業を実施するとともに、国の「総合支援システム」を活用し、保育士等への負担軽減に係る効果などについて検証していくほか、本事業において獲得したノウハウを他の施設と情報共有することなどにより、令和8年度からの本格実施に向けた下地を作っていく。 ・また、令和8年度から給付制度として、利用したい全ての人が利用できる体制を確保していく必要があるため、民間事業者を対象とした公募を行うとともに、必要に応じ、公立園による補完についても検討しながら、実施体制を確保する。	拡大
59	子どもの家事業	I－1	子育て支援の充実	好循環P 戦略事業	留守家庭児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る	留守家庭児童	留守家庭児童への遊びや生活の場の提供	計画どおり	1,220,557	S41		【①昨年度の評価:子どもの家の適正な運営・管理, 2期目の指定管理者選定】 ・各子どもの家の適正な管理・運営ができるよう、定期及び随時の訪問調査や指定管理者からの報告等により、適宜運営状況を把握することで、必要な支援・指導を実施した。 ・また、令和6年度末で1期目の指定期間が満了する12施設の子どもの家については、2期目の選定作業を適切に実施した。 ・全ての子どもの家について、持続的で安定した運営ができるよう、利用児童の実態に応じた運営方法を整理する必要がある。 【②今後の取組方針:指定管理者の管理・指導】 ・全ての子どもの家について、持続的で安定した運営ができるよう、定期及び随時の訪問調査やモニタリングの実施等により運営状況を把握するなど、必要な支援・指導を実施していくとともに利用児童の実態に応じた運営方法を整理する。	
60	子育て支援事業	I－1	子育て支援の充実	好循環P 戦略事業	乳幼児とその保護者の子育て支援	乳幼児とその保護者	乳幼児とその保護者への交流の場の提供	計画どおり	44,756	H6		【①昨年度の評価:子育て支援事業実施箇所の拡充】 ・乳幼児とその保護者の交流の場を提供するとともに、保護者の悩み等の相談に応じることににより、利用者への支援及び地域の育成機能の強化を図った。 ・令和6年度は、利用者の公平性、利便性の確保の観点から、令和7年度からの子どもの家全67施設における週5日実施に向け、引き続き、適切な運営方法や効果的な子育て支援について検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:子育て支援事業のあり方検討】 ・子育て支援事業の周知を図るとともに、専用スペースの確保など、適切な事業実施場所の環境改善に取り組んでいく。 ・子育てサロン(地域子育て支援拠点事業)とのすみ分けや、今後の事業のあり方について検討を進める。	
61	子どもの家建設・整備費	I－1	子育て支援の充実	好循環P 戦略事業	留守家庭児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る	留守家庭児童	子どもの家施設の整備及び改修、設備等の新增設	計画どおり	0	S41		【①昨年度の評価(成果や課題)【受け入れ体制の確実な確保】 ・子どもの家を必要としている児童を確実に受け入れるため、引き続き、学校と連携しながら余裕教室の活用や独立棟の建設を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針【計画的な施設整備】 ・今後も、子どもの家利用児童数の推計等を把握しながら、計画的な施設整備に取り組んでいく。 ・また、学校施設を時間貸ししている子どもの家については、専用施設の整備等を検討する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
62	教育・保育の供給体制の確保	I－1 I－2	子育て支援の充実 学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	利用者が利用したい時に利用できる環境の整備	・教育・保育施設等の入所児童とその保護者 ・在家庭の親子、事業者	・「利用定員の弾力化」を活用 ・送迎保育事業 ・保育士の確保	計画 どおり	44,341	H27		【①昨年度の評価(成果や課題)：年間を通した待機児童ゼロの実現】 ・「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の最終年度として、引き続き、既存施設における利用定員の弾力化の積極的な活用を図るとともに、局所的な保育ニーズに対応する送迎保育事業に取り組み、市内の保育需要に対して必要な供給量を確保した。 ・併せて、保育士確保のための事業推進や、事業者に対して助成事業の積極的な利用の働きかけを行い、保育の担い手である保育士の確保に努めたことにより、昨年度に引き続き、「年間を通した待機児童ゼロ実現」を達成した。 【②今後の取組方針：年間を通した待機児童ゼロ実現の継続的な達成、保育の質の確保に向けた取組】 ・少子化が急速に進行する中、子育てしやすいまちづくりを進めていくことは、これまで以上に重要となることから、令和7年2月に策定した「第3期計画」に基づき、引き続き年間を通した待機児童ゼロを継続していくとともに、令和8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」を円滑に実施し、子育て世帯の多様なニーズに的確に対応していく。 ・また、保育士が、キャリア形成やスキル向上に向け、高い意欲を持って就労できる環境を引き続き整えるとともに、各種研修などの取組や、保育所における児童の安全確保に向けた取組を計画的に推進していくことにより、これまで以上に質が高く、安心できる保育を提供していく。	
63	私立保育園運営費等	I－1 I－2	子育て支援の充実 学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	SDGs	保育所等の安定的な運営及び保護者の経済的負担軽減(・教育・保育施設等が保育を必要とする児童に提供する必要な経費の支給 ・幼児教育・保育の無償化による保育料軽減のための施設等利用費の支給)	・私立保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・幼稚園などの教育 ・保育施設や、認可外保育施設等を利用する保護者	・教育・保育施設等施設の増加に的確に対応した委託費及び給付費の支給 ・幼児教育・保育の無償化制度に基づく施設等利用費の支給	計画 どおり	18,274,387	H27		【①昨年度の評価(成果や課題)：委託費・給付費の事務執行】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、委託費・給付費を適切に支給することにより、安定的な保育運営に繋がった。また、第2子以降の保育料の無償化や幼児教育・保育の無償化による施設等利用費を適切に支給することにより、保護者の経済的負担軽減に繋がった。 ・今後も各施設や保護者の状況に応じて、適切に給付を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針：安定的な保育運営に向けた委託費・給付費の事務執行】 引き続き、国の基準等に基づき、委託費・給付費及び施設等利用費の支給を実施するとともに、第2子以降の保育料無償化により、施設の安定的な保育運営を図っていく。	
64	イノベーションmiyaユース会議の実施	I－1	子ども・若者の健全育成環境の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	「こども基本法」を踏まえ、本市の将来を担う全ての子どもや若者が市政について意見表明する機会を充実させ、子どもが意見表明する権利を保障するとともに、本市の子どもたちの行政参画の促進を図るもの	子どもや若者(主に小学生～大学生相当まで幅広く対象とする。)	アンケート調査や多様な子ども・若者からの直接の意見聴取、イノベーションmiyaユース会議を通して子ども・若者からの意見を聴取し、本市の市政に反映させる。	計画 どおり	6,222	R5		【①昨年度の評価(成果や課題)：より多くの子ども・若者が意見表明しやすい環境の構築】 ・より多くの子ども・若者の意見を聴取するため、アンケートを実施したほか、「子ども・若者が自分らしくいきいきと成長できる宇都宮」をテーマとした会議を開催し意見交換を行った。会議では、「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン(後期計画)」の改定に向け、参加者から提言がなされ、応援プランの各施策・事業に反映した。 ・より多くの子どもたちが意見を表明できるよう、意見聴取の分野や手法、事業の周知方法を検討するとともに、子どもたちが参加しやすく安心して意見を言いやすい環境を整える必要がある。 【②今後の取組方針：より多くの子ども・若者が意見表明できる機会の拡充】 不登校やひきこもりなど学校・社会とのつながりが少ない多様な子どもや若者も含めた幅広い世代が意見表明できるよう、子どもたちの関心の高いテーマの設定や、これまでのアンケート調査や対面による意見聴取に加え、新たにオンラインを活用するなど、子どもたちが意見表明できる機会の拡充に努める。	改善
65	子どもの居場所づくり事業	I－1	子ども・若者の健全育成環境の充実	SDGs 好循環P 戦略事業	子どもが自由に利用することができ、自主的な活動や交流の機会が提供される場の充実	子どもの居場所運営団体	子どもの居場所の開設・運営に係る財政的支援や相談支援等の実施	計画 どおり	11,326	R4		【①昨年度の評価(成果や課題)：子どもが身近な地域で気軽に利用できる居場所の提供】 ・子どもの健全育成に向け、より身近な地域で利用しやすい居場所の設置を促進するため、市民や団体等への居場所づくり事業の周知や開設準備講座の開催、開設・運営に係る経費の一部支援に加え、「宮っこの居場所づくりスタートブック」を活用し、広く周知を行うことができた。(設置数 R5:38か所→R6:37か所) ・居場所の安定的な運営に向けて、「宮っこの居場所登録団体ネットワーク会議」を通じた連携強化や研修会の開催に加え、専用の相談窓口を通して運営者へ助言・支援を行うことができた。 ・官民連携の取組である「宮っこの居場所応援連絡会議」を活用しながら、「居場所におけるニーズ」を企業等へ周知し、寄附金や寄贈品を募ることにより、居場所の活動を支援することができた。 ・身近な地域において、子どもが気軽に居場所を利用できるよう、さらなる設置数の拡大を図る必要がある。また、既存の居場所について、利用者の状況に応じた支援や安定的な運営ができるよう、運営者やスタッフの資質の向上及びボランティアの確保を図る必要がある。 【②今後の取組方針：「子どもの居場所」の設置促進と質の向上】 ・引き続き、関連団体への周知や地域への出前講座の実施、市民向け講演会、パネル展の開催などにより、市民や団体等の事業への理解促進や居場所設置の機運醸成を図るとともに、「宮っこの居場所づくりスタートブック」の活用や開設準備講座の開催、相談窓口での支援などを通して、居場所の設置促進を図っていく。 ・「宮っこの居場所ネットワーク会議」において、情報交換や研修等を行うことにより、運営スタッフの資質向上と居場所間の連携強化を図る。 また、社会福祉協議会や大学等と連携しながら、居場所のボランティア確保等に努めることで、運営体制の強化を図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
66	宮っこフェスタの開催	I－1	子ども・若者の健全育成 環境の充実		子育て・子育てに係る 社会全体の機運醸成	宮っこフェスタ実行委 員会	宮っこフェスタの開催に係 る費用の一部を交付	計画 どおり	3,140	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):活動発表機会の充実】 ・宮っこフェスタについて、対面とオンラインを併用した開催に加え、「宮っこチャンネル」の投稿 動画の中から最優秀作品を来場者投票により決定・発表する宮っこチャンネル大賞を創設す るなど、より多くの子どもや親、関係者に「同世代・異世代との交流の場や自分の考えを自由 に表現する場」、「子育ての楽しさを実感できる場」を提供したことで、子育てを地域全体で支え 合う機運醸成につなげることができた。 (来場者数 R5:約5,000人→R6:約6,000人) ・障がい児も含め、より多くの子どもたちが安心して参加できるよう、引き続き、インクルーシブ対 応について検討する必要がある。 ・宮っこチャンネルは、SNSの活用によりイベント当日に限らず、子どもがいつでも活動を発表 できる機会であるとともに、気軽に視聴できる手段であることから、より多くの子どもに活用して もらえるよう、より効果的な周知方法について検討する必要がある。 【②今後の取組方針:体験活動機会の充実による子育て支援の更なる機運醸成】 ・障がい児も含め、より多くの子どもたちが安心して参加でき、「子育て・子育てを社会全体で 支える機運の醸成」につながるイベントとなるよう、障がいに対応したブースの出展や会場のレイ アウトの工夫など、インクルーシブ対応について検討していく。 ・宮っこチャンネルについては、子どもたちが自分の考えや活動を自由に表現したものを、広く 発表する機会となっていることから、宮っこチャンネル大賞への応募を含め、より多くの青少年 に動画投稿してもらえるよう周知の強化に努める。	
67	宇都宮市青少年育成市民会議の運 営支援	I－1	子ども・若者の健全育成 環境の充実		市民総ぐるみによる 青少年健全育成活動 の推進	宇都宮市青少年育 成市民会議	青少年育成市民会議の 事業に要する経費の一部 を補助	計画 どおり	5,026	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):地域における市民総ぐるみでの青少年健全育成活動の推 進】 ・青少年育成に関して各地区が抱えている現状や課題について情報共有、解決を図るため、 グループディスカッション方式による「意見交換会」を実施したことなどにより、地区育成会の活 動の活性化につなげることができた。 ・少子化が進む中にあっても各育成会活動の更なる活性化を図る必要がある。 【②今後の取組方針:活動の活性化に向けた支援策の検討】 引き続き、青少年健全育成に向け、各地域における活動事例等に係る意見交換会などを開 催するとともに、本市の都市間交流を活用した新たな事業についても検討しながら、各育成会 の活性化を図っていく。	
68	チビッコ広場の運営支援	I－1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	地域における児童の 健康増進や交流促進	チビッコ広場の管理 自治会	チビッコ広場の修繕等に 要する経費の一部を補助	計画 どおり	187	S49		【①昨年度の評価(成果や課題):安全安心な遊び場の確保】 ・各管理自治会に対して、広場の修繕や賠償保険に要する費用の一部を補助することにより、 安全な広場の維持に寄与することができた。 ・街区公園等の整備状況のほか、地域の意向や利用実態などを踏まえ、管理者に対し広場の 適切な維持管理を促すとともに、効率的な管理運営に向け、適宜廃止に向けた働きかけを行 う必要がある。(設置か所数 R5:33件→R6:32件) 【②今後の取組方針:実態に即した制度の見直し検討】 地域によって利用実態に差があることから、地域へのヒアリングなどにより現状を把握し、地 域の実情に応じた制度運用について検討していく。	
69	職業体験「宮っこトライ」	I－1	子ども・若者の健全育成 環境の充実		小学生における体験 機会の創出や職業観 の醸成	市内在学・在住の小 学校4～6年生	店舗や工場などにおいて 様々な仕事を実際に体験 する機会を提供	計画 どおり	8,282	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な事業運営の実施及び職業体験の場の確保】 ・これまで、宮っこフェスタの一環としてまちなかの商店街で実施していたが、現在は、通年か つ市内全域で開催している。開催にあたり、協力事業者の確保と併せて、職業体験できる店舗 の検索や申込みを行う専用ホームページの運用、学校を通したチラシの配布等の周知に努め たことで、より多くの小学生の職業体験への参加を促すことができた。 (参加人数 R5:286人 → R6:333人) ・より多くの小学生に様々な職業を体験してもらえるよう、協力事業者の更なる確保を図ると ともに、参加する小学生の増加を図る必要がある。 【②今後の取組方針:協力事業者の確保及び対象者への事業の周知】 小学生における体験機会の創出や職業観の醸成に向け、市商工会議所などと連携しながら 「宮っこトライ」協力事業者の更なる拡充を図るとともに、市広報紙や市ホームページのほか、 学校等の協力を得ながら「宮っこトライ」事業を広く周知し、より多くの参加者を募る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
70	青少年自立支援対策事業	I－1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	相談等(面談、関係機 関への繋ぎ等)による 青少年の社会的自立の促進	自立に困難を抱える 青少年及び家族	・電話・来所・訪問による 相談 ・個別支援計画による自立の支援	計画 どおり	724	H20		【①昨年度の評価(成果や課題)：ひきこもり未然防止・早期支援の取組の実施】 ・ひきこもり等自立に困難を抱える若者の家族を相談支援につなげるための家族講座の拡充に取り組むとともに、青少年心理アドバイザー(精神科医)のアセスメントの活用や、若者自立支援ステップアップ事業の実施で若者への伴走支援を強化したこと等により、延べ相談件数が前年比約20%の増加となり(R5 1、353件→R6 1、601件)、青少年の社会的自立の促進が図れた。 ・近年、発達障がい等の相談が増加する中、特性を把握のための心理アセスメントを行うとともに、家族への理解促進を含め、個々の状況に応じた伴走支援の強化に取り組む必要がある。 ・ひきこもりに関する相談が減少している一方で、不登校等の相談が増加していることから、今後、中退等により教育機関のサポートから離れてしまった若者等が、早期に相談につながるよう、引き続き、通信制サポート校等の教育機関と連携を図る必要がある。 【②今後の取組方針：効果的な周知及び個別支援の充実】 ・相談が増加傾向にある発達障がい等の若者に対し、心理アセスメントを行い、本人の特性に応じて家族を含めた伴走支援に取り組むとともに、自立に困難を抱える若者への接し方や配慮ある就労等について、家族の理解を深めるための講座を定期的に開催し、周知啓発や相談支援につなげる。 ・市内通信制サポート校等の教育機関と円滑な連携を図るために、引き続き、本市の相談窓口や支援内容の周知に取り組むとともに、卒業や中退後だけでなく、在学中から支援につながるよう、支援者同士の関係構築に取り組む。	
71	ひきこもり本人・家族の居場所づくり 支援事業(ひきこもり本人・家族の 居場所づくり事業補助金)	I－1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	・ひきこもり本人・家族 の社会的孤立防止・ ひきこもり本人の社会 参加と自立の促進	NPO法人KHJとちぎ べりー会	ひきこもり本人・家族のため の居場所を運営する当事者 団体に対し、居場所づくり 事業に要する経費の一部を 補助	計画 どおり	1,264	R2		【①昨年度の評価(成果や課題)：ひきこもりの若者等の社会参加及び自立支援の充実】 ・居場所事業について、自治会回覧等により市民への周知を行うとともに、開設日の拡大や居場所を活用したイベントの開催等により、延べ利用人数は前年度比57人の増加となった。(R5 950人→R6 1、007人) ・今後も、ひきこもりの若者や家族の社会的孤立を防止し、定期的な外出や交流の機会につながるよう、引き続き、市民への周知に取り組むとともに、様々な状況にある利用者のニーズに対応していく必要がある。 【②今後の取組方針：様々な状況にある利用者ニーズへの対応】 利用者が年々増加している中で、更なる利用者の拡大に向けて周知に取り組むとともに、運営主体である当事者団体と連携を図りながら、利用者ニーズを踏まえた運営の工夫等を検討していく。	
72	若者自立支援ステップアップ事業	I－1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	・ひきこもり本人の社会 参加と自立の促進	自立に困難を抱える 青少年	ひきこもり回復期にある 若者への社会的自立に向けた 体験活動プログラムの提供	計画 どおり	6,191	R5		【①昨年度の評価(成果や課題)：ひきこもりの若者等の社会参加及び自立支援の充実】 ・青少年自立支援センターの相談支援事業と連携しながら、本人の自信回復や社会復帰に向けた体験活動プログラムを提供することにより、利用者の多くが継続的な来所につながっており(1人あたりの参加回数：R5 7回→R6 13回)、ひきこもり本人の社会参加と自立の促進を図ることができた。 ・社会的自立に向けた支援を必要とする若者の利用拡大に向けて、引き続き本事業の効果的な周知に取り組む必要がある。 ・本事業への参加者の中には、プログラムを受講した後、自信がつくことで、より就労への意欲が高まる者もあり、実践的な活動を望む声も聞かれることから、円滑な社会復帰に向けて、実社会の中での様々な体験や交流機会の提供が可能な協力事業者等を開拓する必要がある。 ・他の支援機関からつながるケースについては、貧困などの家庭環境にも課題があるケースもあり、自らの来所につながりにくいことから、アウトリーチやサテライト型でプログラムを提供する方法等について、検討する必要がある。 【②今後の取組方針：様々な状況にある利用者ニーズへの対応】 ・事業の利用拡大に向け、自立に困難を抱える若者の家族に対し、本事業への理解と周知を図るため、親子の体験型のプログラムを企画して提供する。 ・協力事業者の開拓に向けては、子ども若者支援地域協議会の構成団体や、若者の自立支援講演会等を通じて、若者支援に理解のある市民や事業者を募り、本事業のプログラムの一環として、様々な体験活動やボランティア、職場体験等の機会の提供に協力を得る。 ・来所が困難なケースについて、委託業者と協議しながら、アウトリーチやサテライト型で提供が可能なプログラムの内容等を検討し、試行的に実施する。	
73	青少年非行防止対策事業	I－1	子ども・若者の健全育成 環境の充実	SDGs	巡回指導などによる、 青少年の非行と犯罪被害の 抑制及び地域等における 非行防止の意識醸成の促進	・青少年 各学校PTA 各地域育成会 団体等	・巡回指導 ・立入調査 ・非行防止講演会など	計画 どおり	8,082	S39		【①昨年度の評価(成果や課題)：巡回指導活動の実施及び非行防止講演会等の実施】 ・青少年巡回指導員による巡回指導や栃木県青少年健全育成条例に基づく立入調査を県と連携し実施するとともに、保護者等を対象とした非行防止講演会等を実施することにより、非行の未然防止の意識醸成を図ることができた。 ・非行少年の検挙・補導人員は全体的には減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後に人の動きが活発になる中で、令和4年に増加に転じており、特に、SNSに起因する少年の家出や誘拐、福祉犯等の犯罪被害が散見される状況にあることから、引き続き、関係機関・団体と連携し、青少年の被害未然防止に向けた啓発を行う必要がある。 【②今後の取組方針：巡回指導活動及び非行防止の意識醸成に繋がる取組の実施】 ・特にSNSに起因する犯罪被害の未然防止に向けては、引き続き、一日巡回指導体験をはじめ、啓発イベント等を通じて市民への注意喚起を促し意識醸成を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
74	生活困窮世帯等への学習支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	好循環P	子どもの将来の自立 促進と貧困連鎖の防 止	生活保護世帯を含 む生活困窮世帯の 中学生及び高校生	・学習支援教室の開催 ・通信添削の実施 ・高校進学に関する進路 相談の実施 ・中退防止のフォローアッ プの実施(高校生)	計画 どおり	22,010	H26		【①昨年度の評価(成果や課題):学習支援教室の開催及び通信添削の実施】 ・中学生については、高校等の進学を目標に個々の学力に応じたきめ細かな学習指導や進路相談を行ったことにより、高校受験を希望した中学3年生全員(58人)が進学することができた。 ・高校生については、高校進学後も継続的な支援を行うため、中学生からの継続利用希望者全員を受け入れ、事業を実施した。また、学校や家庭における生活相談、居場所づくりといった生活支援を行ったことにより、ほぼ全員が中退することなく事業を実施することができた。 ・学習支援教室の通信環境を整備し、オンライン教材を活用した支援に取り組むことが出来た。 ・貧困の連鎖を防止するため、一人でも多くの参加者を増やす方策や支援手法を検討する必要がある。また、教室によって参加状況にばらつきがあることから、引き続き希望する生徒全員が参加できるよう、利用状況を見極めながら支援体制の充実を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:貧困の連鎖を防止するための継続的な支援の実施】 ・令和5年度に整備した通信環境を活用したさらなる支援を検討していく。 ・過去に学習支援事業に参加していた生徒から体験談を話してもらう「先輩の話を聞く会」の継続開催等、引き続き参加生徒の学習意欲の向上につながる支援を検討していく。 ・引き続き希望する生徒全員が参加できるよう、他課の支援事業の実施状況を踏まえ、教室の定員数やオンライン教材の充実など開催方法について検討していく。	
75	子どもの権利尊重の推進	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs 好循環P 戦略事業	子どもの権利を尊重 する意識づくりの推進	市民(家庭、学校、 地域、企業等)	地域社会が一体となっ て、子どもを守り・育てる 意識を醸成するため制定 した「宮っこを守り・育てる 都市宣言」を広く周知・啓 発し、家庭、学校、地域、 企業の各主体の具体的 な行動に繋げる。	計画 どおり	0	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):「宮っこを守り・育てる都市宣言」の周知・啓発】 ・子どもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前に成長できるまち「宇都宮」を実現するために制定した「宮っこを守り・育てる都市宣言」をさらに広く周知するため、子どもや子育て家庭等を対象としたイベントを開催し数多くの子育て世帯に参加していただいた。 ・宣言の趣旨に賛同する企業等を「こどもまんなか応援サポーター」として募集し、周知・啓発に取り組み、多くの企業等に賛同いただいた。 ・宣言の理念の実現に向け、さらなる周知・啓発を図るとともに、家庭、学校、地域、企業の各主体における、「子どもを守り・育てる行動」の具体的な取組を促進する必要がある。 ・「こどもまんなか応援サポーター」賛同事業者のさらなる拡大を図る必要がある。 【②今後の取組方針:あらゆる機会や手段による周知・啓発】 ・宣言に賛同する事業者等を確保するなど、地域社会が一体となり子どもを守り・育てる行動が実践できるよう、広報紙や市ホームページのほか、地域まちづくり協議会や校長会、市商工会議所等と連携しながら、家庭や学校、地域、事業者に対して宣言制定の趣旨や、宣言の実践に向けた地域・企業の具体的な取組について広く周知・啓発を図る。	
76	親と子どもの居場所づくり事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs 好循環P 戦略事業	子どもの健全育成や 子育て家庭への支援	子どもとその保護者	親への相談支援や、子ど もへの学習・生活習慣の 支援等、個々の状況に応 じた包括的な支援を提供	計画 どおり	53,082	R2		【①昨年度の評価(成果や課題):子育て家庭への支援サービスの提供】 ・子育て家庭の個々の状況に応じて包括的に支援する場を提供することにより、親の子育て負担の軽減と子どもの自己肯定感を育むことにつながることができた。 (延べ利用者数 R5:8, 163人→R6:8, 492人) ・支援を必要とする子どもや子育て家庭が増えていることから、居場所間及び関係機関との連携強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針:親と子どもの居場所における支援の質の向上】 ・「親と子どもの居場所定例会」や「宮っこの居場所ネットワーク会議」において、情報交換や研修等を行うことにより、運営スタッフの資質向上と居場所間の連携強化を図っていく。 ・より専門的な支援が必要な家庭については、必要な支援に「つなぐ」ことができるよう、関係機関と連携を図っていく。	
77	ファミリーサポートセンター事業利用 料補助事業(ひとり親)	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	ひとり親家庭の子育て と仕事の両立のため の子育て支援	ひとり親家庭の父又は 母	ファミリーサポートセンター事業利 用料の補助	計画 どおり	441	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):ひとり親家庭の子育てと経済的負担の軽減の実施】 ・利用料の補助により、ひとり親家庭の実情に応じた子育て支援や経済的負担の軽減を図ることができた。 ・引き続き、制度の利用を必要とするひとり親家庭に着実な情報提供が図られるよう、事業の周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:機会を捉えた周知】 ・ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、児童扶養手当現況届や離婚届受付など各種手続きの機会を活用し、更なる事業の周知に取り組んでいく。	
78	病児保育事業利用者負担額補助事 業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	ひとり親家庭の子育て と仕事の両立のため の子育て支援	ひとり親家庭の父又は 母	病児保育事業利用者負 担額の補助	計画 どおり	29	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):ひとり親家庭の子育てと経済的負担の軽減の実施】 ・利用料の補助により、ひとり親家庭の実情に応じた子育て支援や経済的負担の軽減を図ることができた。 ・引き続き、制度の利用を必要とするひとり親家庭に着実な情報提供が図られるよう、事業の周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:機会を捉えた周知】 ・ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を支援するため、児童扶養手当現況届や離婚届受付など各種手続きの機会を活用し、更なる事業の周知に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
79	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業補助金	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の経済的負担の軽減	ひとり親家庭の親又は子で、児童扶養手当支給所得水準であり、自立のために助成が必要と求められた者	・受講開始時給付金 高等学校卒業程度認定試験講座受講料の4割 ・受講修了時給付金 高等学校卒業程度認定試験講座受講料の1割 ・合格時給付金 受講料の1割	計画 どおり	0	H28		【①昨年度の評価(成果や課題): 制度改正への対応と事業の周知啓発の実施】 ・国の制度改正に伴い、所得要件の撤廃や自立支援プログラムの策定など、対象者要件の変更に係る要綱改正を行った。 ・ひとり親家庭の親や子が高卒認定試験の合格を目指す際、対策講座を受講しやすくなるよう、窓口での案内冊子配布や市ホームページへの掲載などにより、制度の案内を行った。 ・実際に講座を受ける方が少ない状況であるが、対象者に情報が届くよう周知広報に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 機会を捉えた周知】 自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内を行い、将来の進路につながる支援を行っていく。	
80	ひとり親家庭医療費助成(扶助費)	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	18歳到達後の年度末までの児童と、その児童を養育している者	医療費の助成	計画 どおり	102,379	S51		【①昨年度の評価(成果や課題): 制度の適正な実施】 ・医療費の助成を通じて、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康と福祉の増進を図ることができた。 ・引き続き、ひとり親に対する確実な制度周知を行う必要がある。 【②今後の取組方針: 医療費助成の円滑な実施と積極的な事業の周知】 今後とも、ひとり親家庭の医療費助成を適正に行うとともに、児童扶養手当現況届や自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内・周知に継続的に取り組んでいく。	
81	ひとり親家庭支援手当(扶助費)	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の経済的負担の軽減	市内に住所を有する義務教育終了前の児童を監護又は養育しているひとり親家庭	ひとり親家庭支援手当の支給	計画 どおり	49,510	H27		【①昨年度の評価(成果や課題): ひとり親家庭に対する経済的な支援の実施】 ・ひとり親家庭に対する手当の支給を通じ、経済的支援を行うことができた。 ・引き続き、ひとり親に対する確実な制度周知を行う必要がある。 【②今後の取組方針: ひとり親家庭に対する給付制度の継続実施】 ひとり親家庭の就労による自立の促進と経済的な支援を図るため、引き続き支援手当の支給を適正に行っていく。	
82	母子・父子自立支援員による生活・就業等相談	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の子育てと仕事の両立のための子育て支援	母子家庭の母、父子家庭の父	母子・父子自立支援員による生活・就業等の相談	計画 どおり	-	H8		【①昨年度の評価(成果や課題): ひとり親家庭への総合的な支援のための相談の実施】 ・ひとり親家庭の抱える悩みや必要とされる支援制度等の情報提供など寄り添い型の相談を行うことで、子育てと仕事の両立や進学資金の準備など、安心して子育てするための支援を行うことができた。 ・ひとり親家庭が求める支援の多様化や国の支援制度の充実に伴い、情報収集や支援員のスキルアップに取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 支援員の資質の向上による効果的な支援の実施】 日頃から国の制度改正や民間の取組、奨学金等に係る情報収集・共有を行うとともに、県等が実施する研修に参加させるなど、資質の向上に努め、ひとり親に対しタイムリーで質の高い情報提供や支援を行っていく。	
83	企業との連携による就労支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	就業相談やスキルアップ研修、就職マッチングなど	計画 どおり	9,830	H23		【①昨年度の評価(成果や課題): 民間企業を活用した就労支援の実施】 ・民間ノウハウを活用し、就労カウンセリングや面接指導、就業マッチング、障がいのある者等への対応など、きめ細かな就労支援を行うことができた。 ・今後とも、就職活動に苦慮しているひとり親家庭に対し、ニーズを捉えたきめ細かな支援を提供していく必要がある。 【②今後の取組方針: 個々の状況に応じた寄り添い型の支援の実施】 より良い雇用条件での就業や、収入の増加による自立の促進に向け、引き続き、企業の特性を活かしながら、ひとり親家庭の個々の状況に応じた寄り添い型の支援に取り組んでいく。	
84	母子父子家庭福祉対策事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の子育てと仕事の両立のための子育て支援	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	・就業・自立支援センター事業 ⇒就業支援及び法律相談等 ・日常生活支援事業 ⇒家庭生活支援員による家事支援等	計画 どおり	8,486	S50		【①昨年度の評価(成果や課題): 利用者のニーズに応じた適切な支援の実施】 ・ひとり親家庭に対し、就業相談や各種支援事業の案内など相談者の状況に応じた情報提供に取り組み、ひとり親家庭の自立を促すための支援を行うことができた。 ・国における家庭生活支援員の報酬単価の見直しに伴う制度改正に確実に対応するとともに、求職中や転職を希望するひとり親に対し、積極的な事業の周知を行い、更なる利用の促進に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 制度改正への対応と積極的な事業の周知】 国における家庭生活支援員の報酬単価見直しに伴う制度改正に対応するため、委託先との緊密な情報共有を図るとともに、引き続き、児童扶養手当現況届や自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な事業の案内・周知に取り組んでいく。	改善
85	養育費確保支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	20歳未満の児童を養育している者	・公正証書作成に係る費用の補助 ・養育費保証契約に要した費用の補助	計画 どおり	677	R3		【①昨年度の評価(成果や課題): 養育費確保に係る支援の実施】 ・市民課と連携し、離婚届受付時に本事業の周知を実施したことなどにより、補助の利用促進につながり、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進やひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ることができた。 ・養育費の継続的な履行の確保によるひとり親家庭の経済的な安定のため、更なる事業の周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 関係機関と連携した周知】 制度利用の促進に向け、引き続き市ホームページへ掲載するとともに、公証役場等の関係機関と連携しながら事業の周知に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
86	ひとり親家庭自立支援給付費補助金	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援 ひとり親家庭の経済的負担の軽減	母子家庭の母又は 父子家庭の父で、児童 扶養手当支給の所得水準 であり、自立のために支給が 必要と認められた者	・自立支援教育訓練給付金事業 ⇒受講した講座の受講料の一部を補助 ・高等職業訓練促進給付金事業 ⇒修業期間中の生活費を給付	計画 どおり	25,742	H15		【①昨年度の評価(成果や課題): 制度改正への対応と資格取得に向けた支援の実施】 ・国の制度改正に伴い、所要要件の撤廃や自立支援プログラムの策定など、対象者要件の変更に係る要綱改正を行った。 ・ひとり親に対し、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、就労支援と経済的負担の軽減を図ることができた。 ・就労に必要な資格の取得や労働収入の増加に意欲のあるひとり親に対し積極的な制度周知を行い、更なる利用の促進に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 積極的な事業の周知】 児童扶養手当現況届や自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内・周知に取り組んでいく。	
87	母子福祉資金貸付事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	母子家庭の母及び その児童	修学資金等の貸付	計画 どおり	31,168	H8		【①昨年度の評価(成果や課題): 適正な貸付制度の運用】 ・ひとり親が、個々の状況に応じた学費の給付や貸付が受けられるよう、国の高等教育の無償化制度や日本学生支援機構の奨学金制度、企業等の給付型奨学金の活用など、他制度との併用による貸付案内を行い、適正額の貸付に取り組むことができた。 ・貸付金の返済について、コンビニ収納や民間事業者を活用した債権回収を実施し、債権の適正管理を行うことができた。 ・引き続き、国や民間の償還軽減に有効な制度の案内を徹底し、ひとり親家庭の償還負担の軽減を図るとともに、適正な債権管理に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 適正な貸付と償還金収納対策の実施】 ・国の制度や奨学金など他制度の情報収集に努め、個々の状況に応じた適正な貸付に取り組んでいく。 ・引き続き、滞納の未然防止を図る観点から、事前に本人の生活・就労状況等を確認しながら無理のない償還計画を立てられるようサポートするとともに、滞納者の納付指導や債権回収を実施していく。	
88	父子福祉資金貸付事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	父子家庭の父及び その児童	修学資金等の貸付	計画 どおり	1,341	H26		【①昨年度の評価(成果や課題): 適正な貸付制度の運用】 ・ひとり親が、個々の状況に応じた学費の給付や貸付が受けられるよう、国の高等教育の無償化制度や日本学生支援機構の奨学金制度、企業等の給付型奨学金の活用など、他制度との併用による貸付案内を行い、適正額の貸付に取り組むことができた。 ・貸付金の返済について、コンビニ収納や民間事業者を活用した債権回収を実施し、債権の適正管理を行うことができた。 ・引き続き、国や民間の償還軽減に有効な制度の案内を徹底し、ひとり親家庭の償還負担の軽減を図るとともに、適正な債権管理に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 適正な貸付と償還金収納対策の実施】 ・国の制度や奨学金など他制度の情報収集に努め、個々の状況に応じた適正な貸付に取り組んでいく。 ・引き続き、滞納の未然防止を図る観点から、事前に本人の生活・就労状況等を確認しながら無理のない償還計画を立てられるようサポートするとともに、滞納者の納付指導や債権回収を実施していく。	
89	寡婦福祉資金貸付事業	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	寡婦及びその子	修学資金等の貸付	計画 どおり	0	H8		【①昨年度の評価(成果や課題): 適正な貸付制度の運用】 ・ひとり親が、個々の状況に応じた学費の給付や貸付が受けられるよう、国の高等教育の無償化制度や日本学生支援機構の奨学金制度、企業等の給付型奨学金の活用など、他制度との併用による貸付案内を行い、適正額の貸付に取り組むことができた。 ・貸付金の返済について、コンビニ収納や民間事業者を活用した債権回収を実施し、債権の適正管理を行うことができた。 ・引き続き、国や民間の償還軽減に有効な制度の案内を徹底し、ひとり親家庭の償還負担の軽減を図るとともに、適正な債権管理に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 適正な貸付と償還金収納対策の実施】 ・国の制度や奨学金など他制度の情報収集に努め、個々の状況に応じた適正な貸付に取り組んでいく。 ・引き続き、滞納の未然防止を図る観点から、事前に本人の生活・就労状況等を確認しながら無理のない償還計画を立てられるようサポートするとともに、滞納者の納付指導や債権回収を実施していく。	
90	大学等受験料・模擬試験受験料支援事業補助金	I－1	子どもを守り育てる支援の充実	SDGs	低所得世帯の経済的負担の軽減	ひとり親家庭又は市民 税非課税世帯	大学等受験料、模擬試験 受験料の補助	計画 どおり	5,845	R6		【①昨年度の評価(成果や課題): 低所得世帯に対する経済的負担の軽減の実施】 ・受験料の補助により、経済的負担の軽減を図り、低所得世帯の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しすることができた。 ・引き続き、制度の対象となる低所得世帯に着実な情報提供が図られるよう、事業の周知に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: 機会を捉えた周知】 低所得世帯の経済的負担の軽減のため、学校を通じたチラシ配布や児童扶養手当現況届など各種手続きの機会を活用した事業の周知に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
91	児童相談所の設置推進	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	好循環P 戦略事業	虐待や非行など、子どもに関する多様な相談に対し、子どものニーズや置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に最も効果的な支援や必要に応じた公権力を伴う介入を可能とするもの	市内の18歳未満の子ども及びその家族等	本市にふさわしい児童相談所の設置	計画 どおり	12,600	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):基本方針・基本計画の策定】 ・各種会議を計画的に実施し、当初予定よりも早く基本方針を策定することができたほか、基本方針策定後は、令和8年2月の基本計画策定に向け、特に重要な事項となる児童相談所の複合機能や建設候補地の選定指標、一時保護施設の定員数等について決定・公表することができた。 ・児童相談所の着実な設置推進に向けては、令和6年度の検討状況を踏まえ、必要に応じて外部有識者や議会等と意見交換を行いながら、建設予定地の選定や人材の確保・育成等について具体的な検討を進め、基本計画を策定する。 【②今後の取組方針:基本計画の策定】 ・基本計画策定に向け、引き続き、庁内組織や県との連携推進会議、外部有識者会議、議会等から広く意見を伺いながら、建設予定地の選定や組織体制整備、人材の確保・育成計画の立案等について具体的な検討を進めていく。 ・建設予定地については、速やかに決定し、その後、事業に対する十分な理解促進を図るため、議会や地域住民等への丁寧な説明を行っていく。 ・専門職の人材育成については、早期に派遣研修の期間や人数を整理し、計画的な育成に向けて受入先自治体を確保していく。	
92	身元保証人確保対策事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	ひとり親家庭の自立に向けた就労支援	母子生活支援施設に入所中又は退所した子どもや女性	就職等の際の身元保証人の確保	計画 どおり	0	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):事業実績なし】 ・母子生活支援施設入所者(または退所者)が、保証人の確保が困難なことが理由で就職や住居の賃借ができず社会的自立が停滞することが無いよう事業を実施する必要がある。(令和6年度は該当者なし) 【②今後の取組方針:制度の適正な実施と周知】 ・母子生活支援施設入所者(または退所者)が、保証人の確保が困難な理由で就職や住居の賃借ができず社会的自立が停滞することが無いよう、施設と連携しながら継続して事業に取り組んでいく。	
93	こども家庭センター事業 (児童福祉機能)	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs 戦略事業	家庭における養育力の向上及び児童の健全育成	・児童(18歳未満)とその保護者 ・地域住民等	家庭における養育や児童虐待、不登校、いじめなどの児童問題に関することの相談、助言、指導	計画 どおり	7,174	S40		【①昨年度の評価(成果や課題):相談支援体制の更なる充実】 ・相談件数の増加や困難ケースに対応するため、保健師、保育士、心理、ヤングケアラーコーディネーターなどの専門職を配置・増員し、国の基準を上回る26名体制で運営したところであり、ソーシャルワーク機能の強化や専門職による相談支援体制の充実を図ることができた。 ・相談等の対応件数が増加する中、複雑・深刻化する児童虐待問題に迅速かつ適切に対応するため、こども家庭センター(児童福祉機能)の更なる機能強化に取り組むとともに、児童相談所や警察などの関係機関や地域との連携強化を図りながら、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に資する取組の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:こども家庭センター(児童福祉機能)の充実・強化】 今後は、こども家庭センター(児童福祉機能)において、職員体制の更なる充実や専門性・対応力の強化を図り、個々の状況に応じた相談支援や専門機関へのつなぎを適切に行うことができるよう、児童福祉機能におけるサポートプランの作成や対応マニュアルの活用、室内での研修を充実させるほか、栃木県中央児童相談所が主催する研修等に参加していく。	
94	虐待防止事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応	・児童(18歳未満)とその保護者 ・地域住民等	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止に関係機関と連携して対応を図る。	計画 どおり	636	H13		【①昨年度の評価(成果や課題):児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の実施】 ・乳幼児健診や保育園、幼稚園、学校等からの情報に加え、「満4歳未就園児全戸訪問事業」を実施するなど、支援を必要とする子育て家庭の把握に努めることにより、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図ることができた。 ・ネグレクトやヤングケアラー、特定妊婦などへの支援を実施できるよう、子育て世帯訪問支援事業を新たに開始した。 ・更なる支援を必要とする子育て家庭を把握し、早期に支援を届けるために、地域での見守り体制の強化を図る必要がある。 【②今後の取組方針:児童虐待の防止対策の更なる強化】 ・「宮つこの居場所」の運営団体や地域の主任児童委員等との意見交換などを通して、虐待防止ネットワークによる地域での見守り支援の強化につなげるとともに、児童虐待防止推進月間を有効に活用するなど周知・啓発に取り組んでいく。また、引き続き、児童虐待の防止や養育力向上に資する講座を実施し、親子関係の構築支援に取り組んでいく。 ・新たにヤングケアラーの実態調査を実施することや関係機関に対する研修等を行うことにより、ヤングケアラーを早期発見・把握するとともに、家事支援などが必要な世帯に対しては子育て世帯訪問支援事業を導入するなど、適切な支援に取り組んでいく。	拡大
95	子育て世帯訪問支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	家事や子育てに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等の虐待リスクなどの未然防止	子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー	訪問支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を委託して実施	計画 どおり	1,119	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):制度の創設、開始】 ・事業の周知や登録事業者の確保に努め、支援を必要とする家庭に対し事業を導入するなど、児童虐待の未然防止や再発防止に資する子育て支援を推進することができた。 ・今後、利用者の拡大を働きかける中で、ニーズの増加に対応できるよう、さらなる登録事業者数の増加を図る必要がある。また、費用負担からの躊躇や、行政支援への拒否感を持つ家庭の利用につなげる仕組みが必要である。 【②今後の取組方針:利用ニーズを踏まえた対応】 利用ニーズの拡大に対応できるよう、登録事業者数の増加に向けた周知に努めるとともに、より利用しやすいよう、運用方法等を見直していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
96	要支援児童健全育成事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	要支援児童に対する 基本的な生活習慣の 習得	養育放棄の状況に ある要支援児童(小 中学生)とその保護 者	基本的な生活習慣の習 得に向けた支援等を行う 運営団体に対して事務を 委託して実施	計画 どおり	29,184	H29		【①昨年度の評価(成果や課題):個々の状況に応じた適切な支援の実施】 ・学校や施設と連携しながら、子どもの状況に応じた適切な支援を行うことができた。 ・子どもの社会性を伸ばすために、施設ごとの特色を生かした、体験活動等を実施することができた。 【②今後の取組方針:必要な支援の実施】 居場所を運営する事業者と意見交換を行いながら、連携強化を図るとともに、引き続き、利 用者の状況に応じた必要な支援を届けられるよう取り組んでいく。	
97	養育支援訪問事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	子育ての不安や過重 な負担の軽減	子育てに対して不安 や孤立感等を抱える 家庭、又は虐待の恐 れやリスクを抱える 家庭等	養育に係る相談指導、 養育者の健康相談等の 「相談指導」	計画 どおり	0	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):適切な養育支援の実施】 ・養育上の困難を抱える子育てで家庭に対し、訪問支援員等による相談支援や育児指導を着実に に行い、適切な養育環境を確保することができた。 ・支援を必要とする子育て家庭に、引き続き、適切に養育支援を実施することが必要である。 【②今後の取組方針:より専門的な相談支援の実施】 支援を必要としている家庭に対して、事業の確実な周知を行い、専門的な相談支援の実施 ができるようにしていく。	改善
98	すこやか訪問事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	母子の心身の状況や 養育環境などの把握 及び適切な養育支援 による児童虐待予防	乳幼児健康診査未 受診児	個別家庭訪問により、母 子の心身の状況及び家 庭状況等を把握し、必要 な保健指導を実施	計画 どおり	40	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):すべての未受診者の状況を把握】 ・保健福祉事業との連携を図りながら、すこやか訪問支援員等による未受診者訪問を実施し、 それでも状況が把握できない乳幼児については、要保護児童対策協議会との連携などにより 状況を把握し、適切に対応してきた。 ・健康診査未受診児が、社会的孤立などにより虐待に陥るリスクが高まることのないよう、引き 続き、保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握し、適切な支援につなげる必要があ る。 【②今後の取組方針:すこやか訪問の継続実施】 ・健康診査未受診児は、社会的孤立などにより虐待に陥るリスクが高まることから、今後も保 護者の育児の様子や児の発育状況などを把握し、適切な支援につなげるため、引き続き、保 健福祉事業との連携を図りながらすこやか訪問支援員等による訪問を実施していく。 ・また、状況の把握が困難な児童については、要保護児童対策協議会との連携や関係機関と の連携を図りながら把握に努め適切に対応していく。	
99	ここ・ほっと交流事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	交流を通じた障がい 理解の普及啓発	かすが園、若葉園、 西部保育園または子 育てサロン西部に通 う園児やその保護者 及び一般市民	・季節に応じた行事カリ キュラム ・日常保育の中での交流 事業	計画 どおり	148	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):児童の交流促進】 ・行事カリキュラムや日常保育の中で、障がいのある児とない児が交流を行い、目的に沿った 事業を実施することができた。 ・「ここ・ほっとまつり」において、催し内容等の充実を図るとともに、全保護者の参加に加え、近 隣住民の方々にもご参加いただき、障がいのある児とない児が地域に根差した交流を図ること ができた。 ・地域におけるノーマライゼーションの推進を図るため、子ども発達センターで行っている取組 について、効果的に情報を発信する必要がある。 【②今後の取組方針:自然な交流によるインクルージョンの更なる推進】 地域におけるノーマライゼーションの推進のため、センターでの取組や事業等について、 ホームページでの発信やセンターで掲示するなど、地域への情報発信を積極的に行う。	
100	子ども発達相談室事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	発達に不安を抱いて いる保護者等の不安 の軽減及び個々の特 性に応じた適切な支 援	発達に遅れ等がある 児童及びその保護 者等	・電話や面接による相談 対応 ・関係機関等とのコーデ ィネット	計画 どおり	1,869	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):子ども発達相談室の充実】 ・外部の心理士の相談枠を確保し対応することで、電話相談から面接相談(専門職による検査 等)までを一定期間内で対応できた。 ・高度な相談支援を要するケースが増加する中、地区保健師や関係機関と連携し、面接相談 (専門職による検査等)の前後でケースの状況把握や支援の方向性の情報を共有するなど、 支援体制の充実を図った。 ・引き続き、発達が気になる児童が適切な時期に面接相談(専門職による検査等)を受けられ るよう、体制を維持する必要がある。 ・多様な相談ケースが増えていることから、今後さらに地区保健師や関係機関等との連携強化 を図りながら対応していく必要がある。 【②今後の取組方針:相談体制の充実】 ・外部心理士の効果的な活用や効率的に専門職の相談枠を確保することにより、適切な時期 に来所相談が受けられる体制を維持する。 ・地区保健師や関係機関等と定期的に情報共有しながら、現状や支援の方向性について共 通理解を図るとともに、面談等を実施する際には、地区保健師等の同席を働きかけ、適切に対 応する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
101	発達支援ネットワーク事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs 好循環P 戦略事業	関係機関との連携強化 市民への障がい理解 の啓発	市民及び関係機関・ 団体	・関係機関・団体との連携 による支援 ・研修会や啓発紙を活用 した啓発活動	計画 どおり	336	H20		【①昨年度の評価(成果や課題)：重症児や発達障がい児支援に向けた関係機関との連携】 ・「発達支援ネットワーク会議」を開催し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するための「つながるファイル」を作成した。 ・障がい児通所支援事業所等の情報共有や療育技術の向上を図るため、「障がい児通所支援・相談支援事業所連絡会」を立ち上げ、発達支援ネットワークの構成メンバーに追加した。 ・適切な支援を行うことを目的として作成する「個別の支援計画」の必要性や作成の目的等について、保護者や関係機関に正しく理解してもらう必要がある。 【②今後の取組方針：多様な障がい児への支援に向けた関係機関との連携強化】 ・ネットワーク会議での意見等を参考にしながら、「個別の支援計画」の周知用パンフレット等を作成し、保護者や関係機関に周知していく。	
102	ここ・ほっと巡回相談事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	発達障がいの早期発見・ 早期支援	発達の気になる児童 及び保育園等の職員	・園訪問 ・専門職向け研修会の開催 ・5歳児チェックリストの運用	計画 どおり	419	H19		【①昨年度の評価(成果や課題)：ここ・ほっと巡回相談事業の充実】 〈園訪問〉 ・依頼のあった園すべてを訪問するとともに、訪問後のフォローアップとして、非対面方式(電話やオンライン)で担当保育士等と児の成長を確認しながら、児への対応方法の助言を適切に行った。 ・園等の職員に対し、発達障がいに関する理解の促進やさらなる対応力の向上を図る必要がある。 〈5歳児チェックリスト〉 ・「5歳児チェックリスト」の回収率は高水準であり、発達に係る「保護者の気づき」を促す機会として効果的に活用できた。 ・5歳児健康診査事業の開始により、フォローアップの必要な児童が増加することから、ここ・ほっと巡回相談の事業内容や体制を強化する必要がある。 〈研修会〉 ・保育士等の要望に応じた「発達障がいの理解」や「知ってほしい保護者の思い」、「発達が気になる子へのかかわり」をテーマに実施したことで、多数の保育園等が参加し、多くの関係者の理解促進を図ることができた。 【②今後の取組方針：幼稚園・保育園等との連携強化】 〈園訪問〉 ・園等の職員に対し、研修会を通して発達障がいに対する理解促進を図るとともに、園訪問により適切な支援方法等について助言を行うことで園等の職員の対応力の向上を図る。 〈5歳児チェックリスト〉 ・ここ・ほっと巡回相談は園等の職員への助言だけでなく、支援が必要な児童について、園と連携を図りながら、保護者の受け入れ状況等に応じて、面接相談(専門職による検査等)等を案内するなど、適切な支援につなげていく。	拡大
103	通園事業の運営	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	障がい児の社会生活 適応能力の向上	障がい児通所給付 の決定を受けた障がい 児	若葉園・かすが園への通 所による療育の提供及び 保護者支援	計画 どおり	33,682	H19		【①昨年度の評価(成果や課題)：障がい児通所療育の充実】 ・若葉園・かすが園において、歩ける医療的ケア児やてんかん発作児など受け入れ体制を整え、多職種と連携を図りながら個々に応じて適切な支援を実施した。 ・外部の専門講師等を招いた研修会を実施・受講し、職員のさらなる質の向上を図り、適切な支援につなげることができた。 ・さらなる療育の充実を図るとともに、子育てに対する保護者のサポートを適切に実施する必要がある。 【②今後の取組方針：児童発達支援センターとしての役割・機能の強化及び更なる障がい児通所療育の充実】 個別の療育内容について職員間で確実に情報共有し、多職種連携によるチーム療育をさらに充実させるとともに、日常的に保護者とコミュニケーションを図りながらニーズに合わせた保護者学習会を開催するなど、子育てに対する保護者へのサポートを適切に行う。	
104	保育所等訪問支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	障がい児の集団生活 適応能力の向上	障がい児通所給付 の決定を受けた障がい 児	集団生活適応に向けた療 育の提供及び園への助 言指導	計画 どおり	-	H28		【①昨年度の評価(成果や課題)：保育所等訪問支援の充実】 ・利用者の状況等を正しく把握し、効果的に支援を実施するため、個々に合わせた個別の支援計画を作成し、児童の集団生活に対する適応力の向上を図った。 ・「保育所等訪問支援事業担当者情報交換会」を実施し、支援の実施状況等の意見交換を行うことで、担当者の支援の質の向上を図るとともに、事業周知を目的とした共通パンフレットを民間事業所と共同で作成し、さらなる共通理解を図った。 ・利用者の拡充を図るため、子どもの家や乳児院などにも積極的に事業周知をしていく必要がある。 【②今後の取組方針：事業の利用促進と質の向上】 事業内容の理解や利用促進のため作成したパンフレットを活用し、園や学校、子どもの家や乳児院等に対して、積極的な事業周知を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
105	居宅訪問型児童発達支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	児童の心身の発達促進 や円滑な集団生活 への移行支援	病気や重度の障がい などによって、障がい 児通所支援を利用する ことが困難な障がい児 通所給付決定を受けた 障がい児	日常生活における基本 動作の指導や遊びを通 して発達を促すための 療育の提供	計画 どおり	-	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):居宅訪問型児童発達支援事業の充実】 ・訪問を重ねることにより、保護者に訪問の効果を実感してもらうことができた。 ・訪問支援を検討している家庭に対して体験していただき、効果的に事業内容の理解促進を図ることができた。 ・利用を検討している市民から、事業内容や効果が分かりづらいとの意見があることから、事業周知方法についての検討が必要である。 【②今後の取組方針:子どもの発達状況に応じた療育の提供】 訪問支援の内容について理解促進を図るため、希望者に対して「ほうもん体験」を実施し、療育内容を体験してもらうことで事業の周知を図っていく。	
106	重症心身障がい児プール活動支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	心身のリラクゼーシ ョン、呼吸・循環器能 力を高めるなど身体能 力の維持・向上及びQ OLの向上	重い運動障がい のある重症心身障がい 児	施設内にある温水プー ルを利用した、医師・理 学療法士、看護師等によ る安全なプール活動	計画 どおり	631	H20	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):安全・安心なプール活動の提供】 ・大学病院からの安定的な医師の派遣により、安全・安心なプール活動を計画的に提供することができた。 ・医師・看護師・保育士等の職員間において、利用児童の病状や体調の変化等について常に注意を払い、利用児童の主治医とも連携を図りながら、安全なプール活動を着実に実施することができた。 ・医学的なリスクの高い医療的ケア児や重度の肢体不自由児に対し安全・安心なプール活動を提供できるよう、個々の状態に応じた安全策の徹底に努めていく必要がある。 【②今後の取組方針:安全・安心なプール活動の提供】 引き続き、医師の指示のもと、支援マニュアルに基づいた安全対策を講じるとともに、利用児童の主治医との連携を密にしながら効果的な事業運営に努めていく。	
107	専門療育事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	症状の軽減や日常生 活動作の獲得など身近 な地域における自立の 促進	障がい児、またはそ の疑いのある児童	医師の指示のもと理学 療法士、作業療法士、言 語聴覚士、心理相談員に よる個々の特性に応じた 専門療育の提供	計画 どおり	207	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):効果的な専門療育の実施】 ・障がいのある児童とその保護者に対し、医師と連携しながら、家庭における適切な対応等についての助言指導を行うなど、効果的に専門療育を提供することができた。 ・新たに専門療育についても民間事業所に体験・見学させるなど、効果的に事業所職員の療育スキルの向上を図ることができた。 ・保護者が療育の必要性についてより正確に理解できるよう、療育の目標や指導目的等について明確に提示していく必要がある。 ・児童の発達特性や療育目標等について、関係機関(就園先や就学先等)と共通理解が図れるよう、連携の強化が必要である。 【②今後の取組方針:「個別の支援計画の作成」及び「つながるファイル」の活用の徹底】 ・医師と療育担当者が連携し、保護者の参画を得ながら、療育目標や指導目的を明確にする「個別の支援計画」を新たに作成していく。 ・関係機関との情報共有や就学先への引継ぎなどに「つながるファイル」を有効活用し、連携を強化していく。	
108	診療検査事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	障がいの早期発見と 効果的な療育の推進	障がい児、またはそ の疑いのある児童	小児科医師の診察による 療育及び支援の方向性 の決定	計画 どおり	13,027	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):発達特性や診断に対する理解促進】 ・大学病院や市医師会からの協力を得ながら、医師による診療を安定的に行うことができた。 ・マイナ保険証の運用開始に伴い、オンライン資格確認システムを導入し、継続的に診療事務を行うことができた。 ・保護者が子どもの障がいや発達特性について正確に理解できるよう、診断名や発達検査結果、療育目標等について明確に保護者に提示していく必要がある。 【②今後の取組方針:新たな支援ツール「つながるファイル」の効果的な活用】 保護者が診断名・発達検査結果等の医療情報を正確に把握できるよう、「つながるファイル」を効果的に活用していく。	
109	早期療育支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	児童の発達促進及び 保護者の不安軽減と 障がい受容の促進	障がい疑われる 児童及びその保護 者	保育士による個々の状 態に応じた個別・グルー プ指導及び保護者への 助言指導	計画 どおり	142	H19	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):適切な時期の早期療育の実施】 ・保育士の療育に加え、新たに専門職による療育を付加し、保護者の発達特性のさらなる理解促進を図った。 ・新たに専門療育についても民間事業所に体験・見学させるなど、効果的に事業所職員の療育スキルの向上を図った。 ・保護者が療育の必要性についてより正確に理解できるよう、療育の目標や指導目的等について明確に提示していく必要がある。 ・児童の発達特性や療育目標等について、関係機関(就園先や就学先等)と共通理解が図れるよう、連携の強化が必要である。 【②今後の取組方針:「個別の支援計画の作成」及び「つながるファイル」の活用の徹底】 ・医師と療育担当者が連携し、保護者の参画を得ながら、療育目標や指導目的を明確にする「個別の支援計画」を新たに作成していく。 ・関係機関との情報共有や就学先への引継ぎなどに「つながるファイル」を有効活用し、連携を強化していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
110	家族支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	障がい児を抱える家 族の障がい受容に伴 う苦悩や育児不安な ど精神的負担の軽減	子ども発達センター 内事業利用児童の 保護者	親の養育技術を向上させ るペアレント・トレーニング 及び心理相談員による保 護者カウンセリング(家族 サポート)	計画 どおり	6	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):家族の精神的負担の軽減】 ・ペアレント・トレーニングの定員を増やしたことで、参加者の増(R5:45人→R6:103人)につ ながり、参加した多くの利用者から「他の保護者と話し合うことで気持ちが楽になった」との声が 上がるなど、効果的な事業を実施することができた。 ・家族サポートの実施に加え、「就学」をテーマにした「保護者学習会」を新たに年中・年長の学 年別に開催し(年1回⇒2回)、それぞれの時期に適した情報提供を行い、効果的に就学への 理解促進を図った。 ・ペアレント・トレーニングにおいては、ピアサポート(仲間同士の共感)の効果により家族の精 神的負担の軽減につながることから、参加者間でさらに交流が深められる機会を提供する必 要がある。 【②今後の取組方針:ペアレント・トレーニングのさらなる充実強化】 ペアレント・トレーニングにおいて、ピアサポートのさらなる効果が得られるよう、参加者によ るグループワーク機会の拡充や交流しやすい環境づくりなど、支援内容の充実を図っていく。	
111	医療的ケア児等支援事業	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	家族の負担軽減、きょう だい児と過ごす時間の 創出	医療的ケアを必要と する児童の家族	医療的ケア児の家族が利 用している訪問看護ス テーション等の看護師 が、対象者の自宅におい て医療的ケアをとまう介 護を提供	計画 どおり	1,682	R4		【①昨年度の評価(成果や課題):医療的ケア児レスパイト事業の充実】 ・利用決定児童が昨年度より8人増加し、30人となり、さらに多くの家族の休息時間等の確保 につなげることができた。 ・更なる利用促進を図るため、委託事業者の確保や周知を図る必要がある。 【②今後の取組方針:事業の検証と適切な制度周知】 引き続き、利用促進を図るため、制度の周知を行うとともに、訪問看護ステーション等へのヒ アリングなどによる事業の検証を行っていく。	
112	医療的ケア児等福祉手当	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	本人及び家族の経済 的・精神的負担を軽減 することによる、医療 的ケア児等の療養生 活の質の維持向上	医療的ケア児及び小 児慢性特定疾病患 者	対象者へ月額5,000円を 支給	計画 どおり	27,558	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):適切な支給に向けた関係課との連携】 ・認定・支払い事務を担当する子ども政策課と連携し、適切に事務を執行した。 ・手当申請から受給資格認定、登録、手当支払までの運用について、実務を通して検証しなが ら必要な改善の検討を継続していく必要がある。 【②今後の取組方針:事業の検証と適切な制度周知】 医療的ケア児を随時把握し、必要に応じて地区保健師などの協力を得ながら申請漏れのな いよう周知を図っていく。	
113	5歳児健康診査	I－1	子どもを守り育てる支援の 充実	SDGs	児の特性を早期発見 し、特性に応じた適切 な支援を行い、就学に 向けた保護者や児の 不安の軽減	実施年度に満5歳に なる児	・5歳児健康診査アンケ ート ・5歳児健康診査(集団健 診)	計画 どおり	138	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):5歳児健康診査の実施手法の検討】 ・検討委員会等において実施手法やフォローアップのしくみについて検討を行い、5歳児健診 の実施に向けた取組を着実に進めた。 ・診察項目や療育の必要性等の基準等を検討し、集団健診を実施する必要がある。 ・全5歳児にアンケートを配布し、必要な児について集団健診を行い、着実に健診を実施する 必要がある。 ・集団健診後、支援が必要な児童について着実にフォローアップを行う必要がある。 【②今後の取組方針:5歳児を対象とした健康診査および就学に向けた支援の実施】 ・引き続き、5歳児健診検討会において、集団健診の診察項目や療育の必要性等の基準を検 討し、集団健診を着実に実施する。 ・令和7年度からは、園等を通じて全5歳児にアンケートを配布するとともに、小児科医等の専 門職による確認が必要な児に対して集団健診を行い、着実に健康診査を実施する。 ・子ども発達センターにおいて専門的な検査等を実施し、適切にフォローアップしていくととも に、ここ・ほっと巡回相談により適切な支援につなげていく。	拡大
114	学力向上推進事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の基礎的・ 基本的な知識・技能 や思考力・判断力・表 現力等の育成	・小学校6年生と中学 校3年生の児童生徒 (学習内容定着度調 査) ・全児童生徒(学習と 生活についてのアン ケート) ・小学校5年生～中 学校3年生までの児 童生徒(習熟度別学 習)	実態を基に指導の工夫・ 改善を図るとともに、習熟 度別学習を実施し、児童 生徒に確かな学力を身に 付けさせる。	計画 どおり	21,165	H20		【①昨年度の評価(成果・課題):各学校の実態に応じた学力向上に向けた支援】 ・本市及び国、県が実施する学力調査の分析結果を活用し、各校の学習内容の定着の状況を 把握するとともに、各校における学力向上のための取組を支援するため助言・指導を行った。 ・小中学校において、習熟度別学習等の少人数指導を行い、児童生徒一人ひとりの状況に応 じた指導を行った。 ・指導主事と小・中学校教員による「宮っ子学びのデザインチーム」を活用し、授業実践を実施 するとともに、指導資料を作成し、全小・中学校学習指導主任等を対象とする実践発表会にお いて、成果や課題の共有を図った。 ・中学校第2学年生徒を対象に、英語能力診断(英検IBA)を実施した。 (R6結果 英検3級相当以上 52.2%(英検4級相当以上 91.8%)) 【②今後の取組方針:「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進】 ・児童生徒の更なる学力向上に向け、これまでの取組を継続するとともに、国のGIGAスクール 構想に基づき、1人1台端末等を各教科等の授業において効果的に活用することができるよ う、学校訪問の機会を捉えて、新たに作成した指導資料の活用促進を図り、ICTを活用した「主 体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。また、習熟度別学習について は、各学校の実施状況を把握した上で指導・助言を行い、児童生徒一人ひとりの状況に応じた きめ細かな指導の一層の充実を図る。 ・「宮っ子学びのデザインチーム」の活動を継続し、授業改善の事例を教員に対して紹介する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
115	教科用図書採択協議会負担金	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		本市児童生徒に適した教科用図書の選定	河内採択地区教科用図書採択協議会	教科用図書の円滑な採択	計画どおり	73	－		【①昨年度の評価(成果・課題):公正性・透明性の高い教科用図書採択協議会の実施】 ・7月に協議会を開催し,中学校用教科用図書及び小中学校特別支援学級用教科用図書等の選定を行った。また,協議部分等を公開で行うことにより,採択の透明性保持に努めた。 【②今後の取組方針:教科書採択協議会における公正性・透明性の維持】 ・教科書採択協議会は,法令に基づき設置が必要であるとともに,保護者,学識経験者,教育研究会の代表等から幅広い意見を聴取することができる貴重な場であり,今後も教科用図書採択における公正性・透明性を維持しながら,協議会を運営していく。令和7年度は,小中学校特別支援学級用教科用図書等の選定を行う。	
116	いきいき学校プラン推進事業 (宇都宮市学校教育推進計画)	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		うつのみや“いきいき学校”プラン(宇都宮市学校教育推進計画)の着実な推進	市立小・中学校	本市教育施策・事業の推進などを通した「第2次宇都宮市学校教育推進計画」の具現化	計画どおり	4,933	H17	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果・課題):宇都宮市学校教育推進計画後期計画の実施】 ・本市が目指す「スーパースマートシティ」を見据え,その原動力である「人づくり」をより一層推進していくために策定した後期計画の冊子を教職員に配付するとともに,各種研修会等で活用するなどして,令和9年度の目標達成に向けた周知を図った。 ・「宮っ子ダイアリー」を全児童生徒へ配付した。 【②今後の取組方針:事業の着実な推進】 ・第2次宇都宮市学校教育推進計画後期計画に基づき,計画に位置付けられた施策を着実に進めるとともに,学校及び教職員等に対する周知を継続し,本市学校教育の一層の充実を図る。 ・「宮っ子ダイアリー」の全児童生徒への配付を継続し,家庭との連携を図る。	
117	キャリア教育推進事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の望ましい 勤労観・職業観の形成	市立中学校2年生の生徒(宮っ子チャレンジウィーク)	社会体験学習運営の支援(事業所による生徒受け入れ・保険・交付金等)	計画どおり	4,986	H14		【①昨年度の評価(成果・課題):宮っ子チャレンジウィークの実施】 ・全中学校で5日間の社会体験学習を実施した。実施後に行ったアンケートでは,98.3%の生徒が,「充実した体験だった」と肯定的に回答するなど,事業の成果が見られた。 【②今後の取組方針:宮・未来キャリア教育の推進】 ・小中学校の学びをつなぐ「宮・未来キャリア・パスポート」を充実させるとともに,令和5年度に改訂した指導資料の活用を図りながら,「宮・未来キャリア教育」を推進していく。また,将来への夢や目標をもち,職業への関心を高めることができるよう,小学校高学年の児童を対象とした「宮っ子『夢』教室」の全校実施に向けて,協力事業所の拡大と各学校への取組例の紹介を行うなど,キャリア教育の一層の充実を図る。	
118	文化関係各種大会参加補助金	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		文化関係各種大会参加に対する必要経費の補助	全国大会及び関東大会に出場する市立小・中学校の文化関係活動団体	参加補助金(交通費及び宿泊費)の交付	計画どおり	1,158	H4		【①昨年度の評価(成果・課題):文化活動の推進に向けた財政的支援】 ・関東ヴォーカルアンサンブルコンテスト及び東日本吹奏楽コンクールなどへの参加必要経費の一部の補助を行った。 【②今後の取組方針:文化活動の一層の推進】 ・本取組を継続し,学校教育の一環としての文化活動の推進を図っていく。	
119	心の教育プロジェクト	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の豊かな心の育成	市立小・中学校の児童生徒	表彰制度等や指導事例集を活用した「宮っ子心の教育」の推進	計画どおり	112	H25		【①昨年度の評価(成果・課題):道徳科授業の充実に向けた本市独自の地域教材活用】 ・小中全学年において,地域教材を活用した授業実践を推進し,道徳科授業の充実にも努めた。 ・「『宮っ子心の教育』指導事例集」を効果的に活用するなど,児童生徒の豊かな心の育成に向け,学校や地域学校園において道徳科の学習と体験活動を有機的に結びつけた「宮っ子心の教育」を推進することができた。 【②今後の取組方針:心のたくましさの涵養】 ・これまで同様,「宮っ子心の教育」を着実に推進するとともに,学校行事等を通して,たくましさに係る挑戦する心やあきらめない心の育成に,一層積極的に取り組む。	
120	外国語指導業務事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		英語の「話す・聞く」学習活動の充実やコミュニケーション能力等の育成	市内67の小学校(小規模特認校を除く全小学校)及び市内中学校の児童生徒	小学校の外国語活動・外国語及び中学校の英語授業に外国語指導助手を参加させ,英語によるコミュニケーション能力を育成する。	計画どおり	644	H1	独自性	【①昨年度の評価(成果・課題):ALTを活用した授業時間外の取組の実施】 ・小規模特認校2校を除く全小中学校の外国語活動や英語の授業にALTが参加するとともに,夏季休業期間に小学校5・6年生の児童及び中学生を対象としたイングリッシュキャンプを開催し,小・中とともに募集人数を増やすことにより参加人数を拡充することができた。 ・教員の指導力向上のため,ALTを活用した独自の研修を,小学校教員を対象に年4回,中学校教員を対象に年2回実施した。 ・小学校における朝や昼休みの絵本の読み聞かせ,放課後子ども教室における英会話教室,中学校における給食中の英語放送や絵本の読み聞かせ動画配信など,ALTを活用した授業時間外の取組を実施した。 ・児童がより多くの人と英語でコミュニケーションを図ることができるよう,大学生等が参加しやすい実施時期の開催を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:ALTを活用した授業時間内外の取組の充実】 ・学習指導要領における小学校英語の教科化や,中学校英語の内容高度化等に対応し,本市児童生徒の英語によるコミュニケーション能力を確実に育成するため,教員の指導力向上に努めるとともに,授業外においてもALTと触れ合う時間を設定するなど,ALTを活用した授業時間外の取組の充実を図る。また,イングリッシュキャンプについては,夏季休業期間の実施を継続するとともに,宇都宮大学学生の参加を促進し,児童がより多くの人と英語でコミュニケーションを図ることができるよう,小学生対象の2日のうち1日を秋開催とする。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
121	郷土への愛情を育む学習の推進 (「宇都宮学」の推進)	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		宇都宮市のよさに気づき、これを愛し、誇りに思う態度の育成	市立小学校3年生～6年生及び中学校の全児童生徒	宇都宮の伝統や文化、産業などについて体系的に学ぶことができる郷土資料集を新たに作成するとともに、指導計画を作成及び教員対象の研修を実施し、小学校3学年～中学校3学年を対象に「宇都宮学」を実施する。	計画 どおり	8,621	H30	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果・課題):小・中学校版副読本の活用】 ・グローバル社会に主体的に向き合い、よりよい社会を創る担い手となるとともに、異なる文化をもつ人々とともにたくましく未来を生き抜く宮っこを育むため、児童生徒が郷土宇都宮の歴史や伝統文化、産業、まちづくりなどについて理解し、郷土への愛情と誇りをもてるようにするため、小学校5年生と中学校1年生に「『宇都宮学』副読本」を配付し、総合的な学習の時間の授業で活用した。 ・小学校版副読本作成から5年が経過し、宇都宮のまちの様子も変化していることから、内容を改訂し、最新情報を盛り込むとともに、1人1台端末を活用した授業を実践するため、今後のデジタル教科書の普及に合わせて、副読本をデジタル化した。 【②今後の取組方針:各学校の取組の充実に向けた学校への周知】 ・「宇都宮学」の指導の充実を図るため、持続可能な社会の実現に向けた担い手を育む「SDGs宮っこまちづくりプロジェクト」のモデル校を選定して実証事業を行う。 ・中学校版副読本についても、内容を改訂するとともに、デジタル化処理を行う。	
122	スマートフォン等問題対策の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		スマートフォン等の使用に係る問題の未然防止・早期発見・早期対応	市立小・中学校に通う児童生徒を中心とする市民	情報モラル教育の実施、家庭のルール・チェックリスト作成等、ネットいじめ等パトロール事業の実施	計画 どおり	3,432	H21		【①昨年度の評価(成果・課題):共同宣言に基づく取組の推進とネットいじめ等パトロールの実施】 ・児童生徒のスマートフォンの所持率や使用実態、ネットやSNSなどを介したいじめなどのトラブル増加等を踏まえ、市PTA連合会等の関係団体との協議を行いながら「スマホ・ケータイ宮っこルール共同宣言Ver.2」に基づき、児童生徒への情報モラル教育や保護者への意識啓発を図るほか、学校や家庭、地域等と連携し、スマートフォンの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進し、児童生徒におけるスマートフォン等の適切かつ安全な使用について、家庭の理解促進を図った。 ・ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。また、児童生徒や保護者を対象とした出前講座を実施し、具体的な対策などを習得することでSNS等によるトラブルの未然防止につながった。 【②今後の取組方針:スマホ等の所持を前提とした使用方法等の積極的な指導】 ・小・中学生のスマホ等の所持率が年々増加傾向にあることから、児童生徒をスマホ等によるトラブルや犯罪被害から守るため、引き続き、専門家を活用した講座を全小・中学校で実施する。 ・「スマホ・ケータイ宮っこルール共同宣言Ver.2」を有効活用し、児童生徒や保護者に対し、携帯電話等の危険性や適切な使い方などの更なる理解促進が図れるよう、児童生徒はもとより、多くの保護者が集まる機会における周知啓発を強化することで、各家庭における主体的なルール設定を推進する。	
123	学校訪問指導事業	I－2	・新たな時代に必要となる 資質・能力の育成 ・児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		各学校の課題解決に向けた取組の改善・充実	市立小・中学校	指導主事等による各学校への指導助言の実施	計画 どおり	－	H4		【①昨年度の評価(成果・課題):年間400回を上回る学校訪問の実施】 ・指導主事等が、年間で合計478回の学校訪問を実施した。授業後の研究会等に参加し、教員の指導力の向上や課題解決に向けた指導助言を行った。 【②今後の取組方針:各学校の課題に応じた指導助言の実施】 ・これまでの取組を継続し、各学校の課題に応じた指導助言を行うことにより、教員の指導力及び学校全体の教育力向上に取り組んでいく。	
124	教職員指導研修事務	I－2	・新たな時代に必要となる 資質・能力の育成 ・児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		本市教職員の指導力の向上	・市立小・中学校の教職員 ・市立学校教育課指導主事	本市で開催される各種研究大会に補助金を交付する。また、指導主事の各種研修会等への参加を通して資質向上を図る。	計画 どおり	1,120	－		【①昨年度の評価(成果・課題):研究大会への参加及び財政的支援等による教育動向把握】 ・指導主事が県外の研修会に参加し、研究授業の参観や研究発表を通して、指導主事としての資質向上に努めた。また、地域とともにある学校づくり推進フォーラムなどへの参加を通し、本市の取組を推進する上で参考となる情報を得ることができた。 【②今後の取組方針:各種研修会等への参加を通した指導主事の資質向上】 ・研究大会への補助金等の支援を行うとともに、指導主事が先進的な研究に関する情報を得るために研修に参加することを通して、引き続き、本市の学校教育の充実に努める。	
125	「小中一貫教育・地域学校園」の推進	I－2	・新たな時代に必要となる 資質・能力の育成 ・学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		・本市全ての児童生徒の学校生活適応と学力保障 ・地域の教育力を十分に活用した学校教育活動の推進	市立小・中学校の児童・生徒及び教職員	小中一貫教育カリキュラムの実施や地域教育力を生かした学校教育活動支援	計画 どおり	151	H22	独自性	【①昨年度の評価(成果・課題):本事業の見直しの実施】 ・校長会議や全校の担当教員を対象とした研修において小中一貫・地域学校園の制度内容を周知するとともに、各地域学校園の最重点目標の達成に向け、取組の改善・充実につなげるPDCAサイクルを構築することにより、カリキュラム・マネジメントの充実を図った。小中一貫教育推進主任等会議においては、地域学校園で取り組む授業力向上プロジェクト研究の実践発表会を実施し、各学校園の好事例を共有することができた。 【②今後の取組方針:見直し後の本事業の推進】 ・見直しのポイントである、義務教育9年間の指導の系統性と学びのつながりの強化、1人1台端末などデジタルの有効活用等について各地域学校園の主体的な取組を推進するため、引き続き各種会議や研修、学校訪問における説明や指導助言に努める。 ・地域等との連携を図った学習活動や学校支援を行うとともに、地域学校園の活性化を図るため、地域の教育力を生かした教育活動を推進する。	
126	給食費滞納対策事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		給食費滞納額ゼロの実現	給食費を滞納している市立小・中学校の保護者	各小・中学校の滞納対策本部を中心とした納対策の実施	計画 どおり	0	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):現年度収納率の現状維持】 ・各小・中学校の滞納対策本部を中心に、継続的な滞納対策を実施し、高い収納率を維持している。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・引き続き、現年度分滞納額ゼロ及び児童生徒在籍期間中の滞納額完納を目標に、滞納対策を実施する。滞納者に対しては、就学援助等公的制度的利用や児童手当等の給食費充当徴収の勧奨など、滞納対策本部を中心とした継続的な滞納対策を実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
127	給食施設整備計画策定	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		安全・安心な学校給 食の提供及び食育の 推進を図るため、本市 にふさわしい給食施設 整備のあり方等の 整理	市立小・中学校の給 食施設	・安全・安心な給食の提 供を目的とした給食施設 整備の方向性の検討	計画 どおり	10,670	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):給食施設整備のあり方に係る検討】 ・将来にわたり安全・安心な給食を安定的に提供するため、給食施設の現状や課題を整理し、 給食施設の整備に関する調査を実施した。 【②今後の取組方針:安全・安心な給食提供のための環境の確保】 ・給食施設の衛生環境確保のための必要な改修を実施しながら、今後の児童生徒数の状況に 応じた、安定的な給食提供のための整備の方向性を検討していく。	
128	「食」に関する指導の実施	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の食を通じ た自己管理能力と実 践力の育成	市立小・中学校の児 童生徒	学校教育における「食」に 関する指導の実施	計画 どおり	0	H20	先駆的 トップクラ ス	【①昨年度の評価(成果や課題):児童生徒の望ましい食習慣の定着を図るための取組を実 施】 ・全小・中学校において、学校栄養士が中心となって、給食の時間や学級活動などの授業等 で、朝食の大切さや栄養バランスを考えた食事の大切さの意識付けを行ったことにより、全児 童生徒を対象としたアンケート結果において、3食きちんと食べることや、栄養バランスを考 えて食べることは大切だと考える児童生徒は、概ね高い水準を維持している。 ・しかし、一部の児童生徒は、朝食の欠食(小6:7.5%、中3:9.0%)や、好き嫌いによる食べ残 し(小6:12.7%、中3:14.6%)などが昨年度同様にみられ、特に、朝食については、毎日朝食を 食べている小学6年生の割合が令和5年度より減少(小6:2.5ポイント減)していることから、授 業や学校給食だけでなく、引き続き家庭と連携し、実践力の向上に向けて取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:食習慣の定着に向けた家庭と連携した指導の充実】 ・毎日朝食を食べている小学6年生の割合が減少していることから、令和7年度は、特に、朝食 の欠食を改善するため、児童生徒及び家庭へ働きかけることはもとより、個人懇談等において 個別に働きかけ、家庭と連携しながら指導を充実し、食習慣の定着を図る。	
129	「お弁当の日」の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の食に対す る関心の向上と感謝 の心の育成	市立小・中学校の児 童生徒、保護者	「お弁当の日」の実施	計画 どおり	0	H20	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):全小・中学校で「お弁当の日」の実施と学年に応じた指導を 実施】 ・全小・中学校において、「お弁当の日」を年2回以上実施する目標を達成した。 ・「お弁当の日」の実施によって、食事について親子で共に考える機会を創出できた。 【②今後の取組方針:「お弁当の日」のねらい達成に向けた指導の強化】 ・「お弁当の日」の本来の目的が薄れないよう、「お弁当の日」における指導方法について動 画資料を作成し、各学校へ提供するための取組を行うことにより、改めて、「お弁当の日」のね らいや発達段階ごとの目標などについて全教職員が共通理解して指導できるよう支援してい く。	
130	学校給食における米飯給食の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の米飯給食 を通した日本人の食 生活の再確認・習得	市立小・中学校の児 童生徒	米飯給食の実施	計画 どおり	0	S52		【①昨年度の評価(成果や課題):米飯給食を週4回提供】 ・全小・中学校において米飯給食を平均週4回実施した。 ・全児童生徒を対象としたアンケート結果では、「食事のマナーに気を付けて食べている」と回 答した児童生徒の割合が90%前後(小6:89.5%、中3:92.6%)と高水準ではあるが、箸の使い 方や茶碗を持って食べることなど、食事の基本的なマナーを向上させることができるよう、米飯 給食での食の指導を引き続き行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:米飯給食を通した食育の推進】 ・引き続き、自校炊飯設備を活用して、温かく美味しいご飯を提供することはもとより、炊き込み ご飯などバラエティ豊かなご飯メニューを提供していくことで、児童生徒が日本人の伝統的な食 生活の根幹である米飯を通じて、望ましい食習慣や食事マナーなどを身に付けられるよう、米 飯給食を通した食育を推進していく。	
131	学校給食における地産地消の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の地域農業 への理解促進と郷土 愛の育成	市立小・中学校の児 童生徒	・学校給食における地場 産物の使用 ・地産地消に係る食に関 する指導	計画 どおり	0	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):学校給食における地場産物使用割合の向上及び食の指導 の実施】 ・学校給食における地場産物活用割合は、関係機関との連携により大きく向上したが、学校間 で差がみられる。 (栃木県の学校給食関係調査結果 地場産物活用割合 R5:65.28%⇒R6:73.51%) ・令和5年度から引き続き、包括連携協定を締結しているJAうつのみやと連携し、宇都宮市産 トマトを使用した「トマト給食」を全小・中学校において実施した。また、「トマト給食」の実施に併 せ、全小・中学校において、市教育委員会が作成・配付した動画の指導教材等を活用し、食に 関する指導を行った。 ・2回目の開催となった、トマト料理コンクールは、審査員から、「様々な工夫が見られ、レベル が上がっている」等の評価をいただき、児童生徒が市産トマトを通して地産地消に関心を持つ 良い機会になった。また、入賞作品のレシピを市のHPに掲載したり、学校給食で提供したりす るとともに、最優秀賞作品は、障がい者支援施設の協力を得て、弁当のおかずとして販売した りと、広く市民に周知した。 【②今後の取組方針:学校給食における地場産物の活用促進】 ・研修会の開催等を通して、学校栄養士の意識向上を図るとともに、マッチング事業の活用を 促すなどにより、地場産物活用割合の低い学校の底上げを図る。 ・引き続き「宮っ子ランチ」の提供に併せて食の指導の充実を図り、児童生徒の郷土愛の醸成 や感謝の気持ちを育成する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
132	学校給食における食物アレルギー 対応の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		食物アレルギーを持つ 児童生徒が心身とも に健康な学校生活 を営めるような安全な 給食の提供	市立小・中学校の児 童生徒	アレルギー対応の実施	計画 どおり	0	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):全小・中学校で食物アレルギー対応を実施】 ・本市の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギーを持つ児童生徒に対し、症状に応じた学校給食を提供した。 ・各学校に食物アレルギー対応委員会を設置し、全小・中学校が委員会及び校内研修を開催するなど、組織的に対応していた。 ・食物アレルギー対応の確認方法についてデジタル技術の導入に向けた意見交換を民間事業者と実施した。 【②今後の取組方針:食物アレルギーを持つ児童生徒への適切な対応の徹底】 ・研修会等で、本市の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいた対応を徹底し組織的な対応を行うよう、学校へ指導・助言を行う。 ・学校現場へのアンケートにより把握した課題や、食物アレルギーについての新たな知見を踏まえ、令和7年度は、市医師会の協力の下、食物アレルギー対応についての見直しを行う。 ・誤食事故防止のため、食物アレルギー対応の確認方法について官民共同によるデジタル技術の導入に向けた実証実験を行う。	
133	小中学校体育活動の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の体力向上 や健康の保持増進	市立小・中学校の児 童生徒	学校訪問による指導	計画 どおり	0	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):教科指導に関する教員の資質の向上】 ・教育課程、学習指導、その他保健体育に関する専門的事項の指導・助言を通し、教科指導に関する指導法など教員の資質向上に関する取組を計画的に行うことができた。 ・小学校において、体育の指導を苦手とする教員の資質向上に努める必要がある。 【②今後の取組方針:教員の資質向上に向けた取組の継続】 ・指導資料の有効活用など、具体的な指導方法について、体育を担当する教員へ助言を行う。	
134	うつのみや元気っ子プロジェクトの 推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の体力向上 の推進	市立小・中学校の児 童生徒	・元気っ子健康体力チェック(新体力テスト・アンケート)の実施 ・うつのみや元気っ子チャレンジの実施	計画 どおり	4,815	H18	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):全体的な運動能力の底上げ】 ・「元気っ子健康体力チェック」の結果、新体力テストの総合評価における中学3年生の(A+B)－(D+E)率(%)は、令和5年度と比較して、男子は0.1ポイント増、女子は0.8ポイント減となった。項目別では、男女共に敏捷性や瞬発力、投力において全国平均を下回る種目もあることから、引き続き、体力向上に取り組む必要がある。 ・「うつのみや元気っ子チャレンジ」では、学級やグループでの取組に加え、休日や放課後に個人で取り組むことができる「うつのみや元気っ子チャレンジ特別版」を実施し、約29,000人の児童生徒が参加した。 【②今後の取組方針:体力チェックの分析結果の教科指導への活用の促進】 ・「元気っ子健康体力チェック」の結果を分析し、本市及び各学校の体力向上の取組に生かしていく。 ・体育科・保健体育科の学習における活動時間の十分な確保や外遊びの奨励、「うつのみや元気っ子チャレンジ」、小中学校卒業までに最低限身に付けさせたい体力や技能を示した「うつのみや版ミニマム」などへの積極的な参加を促し、児童生徒の体力や技能の向上及び底上げに努めていく。また、運動機会の更なる創出のために、放課後や休日などに個人で取り組むことができる「元気っ子チャレンジ特別版」を実施するなど、学校外においても運動に取り組む機会をつくり、運動時間を確保し、体力向上に取り組んでいく。	
135	水泳授業の民間施設活用に係るモデル事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		民間施設等を活用した水泳授業の検討	市立小学校1校	民間施設を活用した水泳授業の実施	計画 どおり	1,783	R5		【①昨年度の評価(成果や課題):モデル事業の効果検証】 ・指導時間の十分な確保や天候に左右されない計画的な授業の実施、監視体制の強化による十分な安全確保、施設や水質管理に係る教員の負担軽減などの効果が確認された。 ・水泳授業については、学校プールの利用を基本としているが、今後の老朽化・児童生徒数の減少を見据え、老朽化の著しい学校から、順次、公営・民間の屋内プールを活用した水泳授業を検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:民間施設を活用した水泳授業の他校展開の検討】 ・西原小学校については、令和7年度から、民間施設を活用した水泳授業を本格的に実施する。 ・他校展開に向けて、プール施設の現状や課題等を把握するために、老朽化の著しいプール施設の学校や公営・民間のプール施設へのヒアリングを実施する。	拡大
136	学校保健の推進	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童・生徒の健康の 保持増進を図るための 関係機関との連携・ 協力体制の強化	市立小・中学校	医師会、歯科医師会、薬剤師会との打合せ	計画 どおり	407	S58		【①昨年度の評価(成果や課題):三師会と連携した児童生徒の健康管理】 ・医師会・歯科医師会・薬剤師会の三師会の協力の下、児童・生徒の健康管理に専門的見地からの診断や助言等を得たほか、学校における保健教育について連携を図ることができた。 ・医療関係の最新の状況等を把握し、継続して三師会と連携を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:三師会と連携した保健教育の推進】 ・引き続き、三師会と連携を図り、児童生徒の健康管理に努めるとともに、医師による出前講座の実施など、保健教育の充実を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
137	歯の健康教室	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		子どもの歯・口腔の健康づくりに取り組める 能力・態度の育成	市立小学校3年生	・学校歯科医による講話 ・歯科衛生士による歯の ブラッシング指導	計画 どおり	3,368	H9		【①昨年度の評価(成果や課題):学校歯科医による「歯の健康教室」の実施】 ・全小学校3年生を対象として、学校歯科医による講話と歯科衛生士によるブラッシング指導を行う「歯の健康教室」を実施し、正しい歯磨きの習得やむし歯予防の正しい知識の定着を図った。 ・中学校においても、歯科保健の充実が図られるよう、学校に対して指導する必要がある。 【②今後の取組方針:歯科医師会との連携による事業の継続】 ・引き続き、「歯の健康教室」を実施し、正しい歯磨きの習得やむし歯予防の正しい知識の定着を図る。 ・市歯科医師会等と協力して作成した中学校歯科保健資料(DVD)について、養護教諭研修会等で活用を促すなど、学校での歯科保健の充実を図る。	
138	性教育サポート事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		生徒の妊娠中絶のリスク回避を選択できる 意識の醸成	市立中学校3年生	性教育講演会の実施	計画 どおり	800	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):産婦人科医による「性に関する指導」の実施】 ・全中学校3年生を対象とし、産婦人科医による性に関する講話等を行い、「性に関する指導」を実施した。 ・講師によって講話内容が大幅に異ならないよう、産婦人科医と事業のねらい等について、事前に共通理解を図る必要がある。 【②今後の取組方針:産婦人科医との連携による事業の継続】 ・性に関する諸問題に適切に対応できるよう、引き続き、産婦人科医と連携を図り、継続して実施する。	
139	通学路の交通安全対策	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		児童生徒の登下校時における交通安全の確保及び交通安全対策の推進	・市立・小中学校の児童生徒 ・市立小・中学校の通学路	・交通安全教室の実施 ・通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策	計画 どおり	0	－	独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):安全教育・安全対策の実施】 ・各学校における交通安全教室の実施等を通して、児童生徒へ交通ルールの徹底や交通マナーの遵守などを指導し、安全教育を実施した。 ・「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校・警察・道路管理者等による通学路の合同点検を実施し、注意喚起看板の設置や路面標示の設置、青信号の時間延長など、通学路の交通安全確保に努めた。 ・通学路の安全対策については、引き続き、交通安全はもとより、防犯や防災の視点も踏まえ、検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:関係機関と連携した事業の継続】 ・引き続き、学校における交通安全教育や関係機関等と連携した通学路の交通安全対策により、児童生徒の安全確保を図る。	
140	事故災害共済費	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		学校管理下における児童生徒の災害共済給付	市立小・中学校の児童生徒及び保護者	小・中学校児童生徒の保険加入の推進	計画 どおり	34,809	S53		【①昨年度の評価(成果や課題):制度の周知及び加入促進】 ・学校管理下の児童生徒の災害について、保護者に対し災害共済給付制度についての周知及び加入促進に努め、学校安全の普及充実等を図った。 【②今後の取組方針:制度の周知及び加入促進の継続】 ・引き続き、周知及び加入促進に努め、災害共済給付を継続して実施する。	
141	宇都宮小学校体育連盟補助金	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		小学校体育連盟運営費の補助	宇都宮市小学校体育連盟	宇都宮市小学校体育連盟主催大会の運営補助	計画 どおり	2,500	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):運営経費の一部補助の実施】 ・小学校体育連盟に対し、大会運営に係る補助を行い、児童の体力向上や健全育成を図った。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・引き続き、補助を継続し、小学校体育連盟が主催する大会等を通して、児童の体力向上や健全育成を図る。	
142	宇都宮・河内地区中学校体育連盟補助金	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		中学校体育連盟運営費の補助	宇都宮・河内地区中学校体育連盟	宇都宮・河内地区中学校体育連盟主催大会の運営補助	計画 どおり	2,286	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):運営経費の一部補助の実施】 ・中学校体育連盟に対し、大会運営に係る補助を行い、生徒の体力向上や健全育成を図った。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・引き続き、補助を継続し、中学校体育連盟が主催する大会等を通して、生徒の体力向上や健全育成を図る。	
143	関東全国中学校体育大会宇都宮市選手派遣協議会補助金	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		関東・全国大会参加生徒の宿泊費補助	市立中学校運動部員	関東全国中学校体育大会参加者宿泊費の補助	計画 どおり	2,110	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):大会参加者の宿泊費への補助の実施】 ・中学生の関東・全国大会参加者に対して、宿泊費を補助し、参加者の経費負担軽減を図った。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・引き続き、関東・全国大会参加者に対して、宿泊費を補助し、参加者の経費負担軽減を図る。	
144	栃木県中学校体育大会宇都宮市選手派遣協議会補助金	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		地区・県大会参加生徒交通費の補助	市立中学校運動部員	栃木県中学校体育大会及び宇都宮河内地区中学校体育大会への交通費補助	計画 どおり	8,175	S47		【①昨年度の評価(成果や課題):【大会参加者への交通費の補助の実施】 ・中学校体育連盟主催の地区・県大会に参加する生徒に対して、交通費を補助し、保護者の交通費負担軽減を図った。 【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・引き続き、中学校体育連盟主催の地区・県大会に参加する生徒に対して、交通費を補助し、保護者の交通費負担軽減を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
145	部活動指導員派遣事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		部活動の振興及び環 境整備	市立中学校の生徒	部活動加入の促進	計画 どおり	243 (指導員の 報酬は除く)	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):部活動指導員の委嘱】 ・大会の引率を含め、部活動指導全般を担うことのできる「部活動指導員」を、国・県の補助金を活用して13校に19名を委嘱し指導の充実を図ったが、配置の拡充を目指し、更なる人材の確保が必要である。 ・「宇都宮市部活動方針」に基づき、各中学校において各学校の方針を策定し運用の徹底を図ってきたが、引き続き、保護者等に周知し、運用の徹底を図る必要がある。 【②今後の取組方針:部活動指導員の拡充及び人材確保】 ・部活動指導員については、引き続き、国・県の補助金を活用して配置を拡充するとともに、学校や関係機関等と連携を図り、人材の確保に努める。 ・学校訪問等により、各学校の状況を把握し、必要に応じて指導するなど、方針の運用の徹底を図る。	
146	部活動地域指導者派遣事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		地域指導者を活用し た部活動支援	市立中学校の生徒	部活動地域指導者派遣	計画 どおり	3,981	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):部活動地域指導者による指導の充実】 ・各中学校において、顧問による専門的な技術指導が困難な学校に対し、地域指導者を派遣して指導の充実を図った。 ・部活動の教育的意義が適切に発揮できるよう、部活動の指導の在り方や事故防止等に関する研修を行った。 【②今後の取組方針:地域指導者による指導の継続】 ・引き続き、専門的な技術指導が可能な地域指導者を派遣し、部活動の充実を図るとともに、部活動中の事故防止に関する研修を行い、事故の未然防止に努める。	
147	部活動地域移行推進事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		生徒がスポーツ・文化 芸術活動に継続して 親しむ機会の確保	市立中学校の生徒	・宇都宮市部活動地域連 携・移行推進協議会の開 催 ・部活動民間クラブ活動 指導者の派遣	計画 どおり	502	R6		【①昨年度の評価(成果や課題):休日の部活動の地域連携・移行の推進】 ・「宇都宮市部活動地域連携・移行推進協議会」を開催し、学識経験者や各種団体、学校、地域の代表と地域連携・移行に向けた議論を重ねた。 ・民間団体等の指導者を活用する「部活動民間クラブ活動指導者」を、17校に25名を派遣し指導の充実を図ったが、各学校の部活動に対して十分な指導者を派遣することができなかったことから、地域連携・移行に向けて、更なる人材の確保が必要である。 【②今後の取組方針:休日の部活動の地域連携・移行の推進】 ・運営主体の設立・運営や人材確保に課題があることから、令和7年度から令和9年度までの3か年を実践検証期間とし、運営主体の設立・運営や人材確保に関する支援策として「地域クラブ活動育成事業」を実施する。 ・学校や地域の実情に合わせて休日の部活動の地域連携・移行を着実に推進するため、学校ヒアリング等により、各学校の状況を把握し、学校と関係団体との連絡・調整をするなど、部活動の地域連携・移行の更なる推進を図る。	拡大
148	教育情報ネットワーク事業	I－2	新たな時代に必要となる 資質・能力の育成		教育情報ネットワーク (教育センターサー バ・ネットワーク・校務 用パソコン等)の整備 と活用推進	市内小・中学校の児 童生徒及び教職員	・教育情報ネットワークの 運用整備 ・授業におけるICTの活 用 ・情報教育研修の実施	計画 どおり	650,213	H7		【①昨年度の評価(成果や課題):情報活用能力の育成とICTの効果的な活用の推進】 ・ICT支援員配置事業を継続し、1人1台端末とクラウドの適切な利用環境を整え、校内研修等で教職員のスキルアップを図ることができた。また、宇都宮市学校デジタル化推進基本計画に基づき、将来的なフルクラウド環境の構築について検討し、計画的にネットワーク増強等の整備を進めることができた。 ・宇都宮市情報モラル/デジタル・シティズンシップ教育年間指導計画に基づき、自律的な情報の使い手の育成を継続的に進める必要がある。 【②今後の取組方針:授業における効果的なクラウド活用の推進と校務DXに係る事例の共有の促進】 ・クラウドの共有機能を授業改善に役立てるとともに、「主体的・対話的で深い学び」のための授業支援として、指導用コンテンツの充実に努める。また、学校の好事例を校務DXサイトやICT支援員を通して共有するとともに、ネットワークの状況を適宜モニターしながら、校務系端末と学習用端末の統合に向けた準備を進める。	
149	外国人児童生徒等への日本語指導の充実	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学 校教育環境の推進		外国人児童生徒等の 日本語習得と学校生 活への適応	市立小・中学校に在 籍する日本語指導を 必要とする児童生徒	日本語の習得状況に応じ た日本語指導	計画 どおり	12,030	H4		【①昨年度の評価(成果・課題):日本語の習得状況に応じた段階的指導の実施】 ・日本語の習得状況に応じた指導体制に基づき、日常生活で最低限必要な会話から、授業中の説明や教科書の言葉などを理解するまでの日本語指導が段階的に行われた。今後も、本事業を継続し、外国人児童生徒等への日本語指導の充実を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:日本語の習得状況に応じた段階的指導の推進と多言語化への対応】 ・引き続き、外国人児童生徒等一人一人の日本語習得状況に応じた段階的な日本語指導を推進していく。また、近年、国籍や地域の違いによる言語の多言語化が進んでいることから、必要とされる母語指導者の確保に努め、個に応じた指導の充実を図る。 ・デジタル音声教科書(ディジー教科書)の積極的な活用を推進し、外国人児童生徒等の学習機会の保障・充実に努めていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
150	児童生徒指導の推進	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育環境の推進		児童生徒一人一人の社会的な自立と自己指導能力の育成	市立小・中学校の児童生徒及び教職員	・「第2次宇都宮市学校教育推進計画」等に基づく児童生徒指導の推進 ・児童生徒指導強化連絡会等の開催による指導の充実	計画 どおり	-	—		【①昨年度の評価(成果・課題):背景・要因分析に基づく総合的な児童生徒指導の実施】 ・暴力行為やいじめなどの問題行動、不登校、スマホ等の所持・使用に関する問題などに対して、背景・要因分析に基づいた総合的な児童生徒指導の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用により、家庭や関係機関等と連携強化を図りながら、問題行動等の対策に取り組んだことにより、改善が図られるなどの成果があった。 【②今後の取組方針:個々の状況に即した総合的な児童生徒指導の充実】 ・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用するとともに、引き続き、問題行動や不登校などの背景・要因分析に基づき、児童生徒の個々の状況に即した児童生徒指導の充実を図る。特に、いじめによる重大事態(不登校)や、スマホ等によるトラブル、犯罪被害の未然防止について重点的に取り組む。また、複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等について、関係機関等と連携し適切に対応していく。	
151	いじめゼロ運動の推進	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育環境の推進		いじめの根絶	市立小・中学校に通う児童・生徒を中心とする市民	・いじめゼロリボンの配布 ・いじめ根絶集会の実施 ・いじめゼロポスターコンクールの実施・表彰、受賞作品を活用したポスターの作成・配布	計画 どおり	176	H20	独自性 トップクラス	【①昨年度の評価(成果・課題):「いじめゼロ運動」の推進と教職員の対応力の強化】 ・道徳や学級活動の時間等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定したり、あらゆる場面で児童生徒が相互に認め合う活動等を行うことで、受容的・共感的人間関係の育成につながった。 ・学校ホームページや学校だより等において、学校におけるいじめ対策の取組や、「学校いじめ防止基本方針」等を周知するとともに、保護者会や「魅力ある学校づくり地域協議会」等において、保護者等に直接説明を行うことで、より一層の理解促進を図った。 ・教職員の校内研修の実施を促進することで、いじめに対する感度や指導力の向上が図られた。 【②今後の取組方針:学校と市教委連携による重大事態への対応】 ・引き続き、教職員の、いじめに対する感度や指導力を向上させるよう、校内研修の実施を促進するとともに、いじめによる不登校が発生した場合、学校は速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会や家庭、地域と連携しながら問題の解決を図り、いじめによる重大事態(不登校)の未然防止に重点的に取り組む。	
152	特別支援教育事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒及び、市立小・中学校の教職員	・学校訪問相談の実施 ・かがやきルームでの指導の充実 ・通級指導教室サテライト校の設置 ・特別支援教育に係る教職員研修の実施	計画 どおり	312,778	H20	トップクラス	【①昨年度の評価(成果や課題):特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導の充実】 ・児童生徒の発達段階や特性等に応じた支援の充実を図るため、学校生活適応アドバイザーによる学校訪問を実施した。学校訪問では、特別な教育的ニーズのある児童生徒への指導法等について助言を行い、各校の校内支援体制の構築と教員の学級経営力の向上を図った。 ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒がより適切な支援を受けられるよう、かがやきルームにおいては、大規模小学校に他校勤務の支援員が週一日出向き指導を行う運用形態とし、校内支援体制の強化を図った。さらに、通級による指導においては、送迎等の理由で利用できなかった児童生徒がより近くの学校で指導を受けられるよう、実施形態を地区別拠点校方式から地区内サテライト方式に変更し、指導の充実を図った。 ・小学校におけるかがやきルームの利用児童数の増加に加え、指導が必要と判断される児童数も増加しており、潜在的な利用ニーズの高まりが見られるため、多様な学びの場における支援体制を一層充実させるとともに、引き続き校内支援体制の構築を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:特別支援教育における個に応じた支援の充実】 ・引き続き教職員研修を通して、より一層特別支援教育や障がいに関する理解と認識を深めるとともに、児童生徒一人ひとりの状況に応じた適切な支援によって困難の改善を図る。また、かがやきルーム指導員の兼務体制を最大限に活用していくとともに、通級サテライト校においては、増加する利用児童生徒数に対応できるよう受け入れ体制の充実を図る。	
153	教育支援事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		障がいのある児童生徒の適正な就学先の決定	市立小・中学校に入学予定の幼児・児童・生徒・保護者	・教育センターにおける就学相談の実施 ・就学時知能検査の実施 ・教育支援委員会の開催	計画 どおり	1,130	H15		【①昨年度の評価(成果や課題):教育的ニーズに応じた就学先の決定】 ・就学相談業務においては、様々な悩みや不安を抱える保護者に寄り添い、児童生徒の障がいの状態、学習や生活の状況、本人・保護者の意向などを丁寧に把握しながら相談支援を実施し、適切な就学先の検討に努めた。 ・教育支援委員会に専門的な意見を求めることで、児童生徒の教育的ニーズに合致した適切な教育内容や教育方法を明らかにし、総合的な判断に基づいた就学先の決定を行うことができた。 ・就学相談の新規申し込みが増加し、相談内容も多様化・複雑化しているため、相談状況全体を把握し、適切な就学先決定に向けた相談を実施する必要がある。 【②今後の取組方針:就学相談の効率的・効果的な実施】 ・主任技師(心理)を中心に、検査の実施等による的確な実態把握とデジタルの活用による一括管理を進めるとともに、相談ケースごとのコーディネートにより、就学相談の確実な実施と事務作業の一層の効率化を図る必要がある。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
154	教育相談事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		子どもの教育や心理に関する不安の解消	市内の幼児(年長児)、小・中学生、その保護者及び教職員等	教育センター相談員、指導主事等による教育相談の実施	計画どおり	5,075	S59		【①昨年度の評価(成果や課題):相談者に寄り添ったきめ細かな対応】 ・相談者一人一人の不安や悩みに寄り添いながら、きめ細かな相談対応を行っている。併せて、24時間対応のデジタル予約フォームの周知、「AI自動応答サービス教えてミヤリー」の活用等により、相談受付業務の効率化が図られた。また、主任技師(心理)の統括の下、相談ニーズに応じた相談の頻度や回数の見直しを行うとともに、さらなるデータベース化に取り組むなど、効率的な相談室運営に取り組んだ。 ・引き続き、相談状況の把握や業務の効率化を進めることで、より多くの相談者に対応できるようにする必要がある。 【②今後の取組方針:効率的な相談室運営と相談状況の把握・迅速な対応】 ・検査分析ソフトを活用するなど、業務時間の削減に努め、効果的な相談室運営を進めるとともに、相談の予約状況をクラウド上で共有化し、共同編集や心理職による進行管理を行うなど、さらなる効率化を図る。また、多様化・複雑化している事案に対応するため、相談室に心理職を増員し、専門的な見地からの対応を強化することで、相談業務の質の向上を図る。	改善
155	スクールカウンセラー派遣事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		学校支援体制の確立と教師の指導力向上、児童生徒の健全育成	市立小・中学校の児童生徒、保護者及び教職員等	スクールカウンセラーの派遣	計画どおり	8,563	H6		【①昨年度の評価(成果や課題):問題行動への早期対応】 ・市内の小・中学校において、不登校や集団不適應等、スクールカウンセラーの分析を踏まえながら支援策の検討を行い、早期に対応を行っている。また、スクールカウンセラーのさらなる活用を図るため、学校園内において必要に応じて勤務の調整を行うことで、柔軟な面談の設定ができるよう、学校現場への指導を行ってきた。 ・引き続き、初期段階からの組織的な対応が行えるよう、教職員の資質向上と校内支援体制の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:教職員の資質向上】 ・引き続き、スクールカウンセリングマネージャー連絡会等において、学校園内における柔軟な面談設定のさらなる周知を図るとともに、教職員へのコンサルテーション、事例検討会や校内研修会における指導助言、教育プログラムの実施など、スクールカウンセラーのより効果的な活用を図り、不登校の未然防止の取組を推進していく。	
156	児童生徒基礎調査事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		いじめ・不登校等の問題の兆候の早期把握	市立小・中学校の児童生徒及び教職員等	学校生活についての調査の実施	計画どおり	13,185	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):本調査の活用推進】 ・全中学校において、即時に分析結果に対応に生かせる「WEBQU」を導入し、不登校を含む諸課題の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んできた。加えて、研修等において、児童生徒基礎調査の積極的な活用を推進してきたことにより、小・中学校対象の教職員アンケートにおいて、「個別の回答にしっかりと目を向け、迅速な対応を行っている」の肯定的回答が9割を超えている。 ・不登校児童生徒数は、引き続き増加傾向にあることから、児童生徒基礎調査を積極的かつ効果的に活用し更なる取組の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:本調査の活用充実】 ・引き続き、いじめや不登校・学級崩壊の早期発見・早期対応を行うという調査目的について、研修や要請訪問、指導資料等において周知を図るなど、本調査の積極的な活用を推進する。 ・従来実施されてきた「Q-U」活用研修に加え、新たに「WEBQU」活用研修を実施することで、教職員の対応力のさらなる向上を図っていく。	改善
157	適応支援教室事業	I－2	誰もが生き生きと学ぶ学校教育の推進		不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立	市立小・中学校の児童生徒	学校復帰や社会的自立に向けた支援等の実施	計画どおり	6,118	H6	先駆的 独自性	【①昨年度の評価(成果や課題):社会的自立に向けた支援の充実】 ・教員や指導員等が1人1人の状態に合わせてきめ細かに関わり、個別活動や小集団活動を行うことで、不登校児童生徒の情緒の安定、生活習慣の改善、集団生活への適応等が図られ、学校復帰や適応支援教室での滞在時間の増加等の成果をあげており、自信回復・対人関係力育成等のための支援を行うことができた。 ・不登校生徒数の増加に伴い、対象となる児童生徒の更なる増加が見込まれることから、きめ細かな支援を継続的に行うため、運営の工夫や活動プログラムの充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:個々の状態に応じた支援の充実】 ・クラウドを活用することで、不登校対応関係機関(教育センター教育相談室、とらいあんぐる、まちかどの学校、U@りんくす、相談学級)における日常的な連携の強化を図り、事業連携や情報共有を積極的に行い、対象児童生徒の実態に応じた支援の充実を図る。 ・活動の様子の見取りや面談、アンケートの実施等により、対象児童生徒のニーズを把握し、これを踏まえた新たな活動プログラムの構築や運営の工夫を図る。	
158	通学区域の見直し	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		通学区域や学校規模の現状・課題を把握し、課題解決に向けての方策に取り組み、学校規模の適正化を図ることによる、児童生徒の教育環境の充実	・大規模や小規模となる学校とその地域 ・土地区画整理事業施行地区等の学校とその地域	・複式学級校や将来的に教室数の不足が見込まれる学校(増設困難)への対応の検討 ・通学区域変更の対応の検討	計画どおり	22	H12		【①昨年度の評価(成果や課題):通学区域弾力化制度の実施】 ・公共交通を利用した通学区域弾力化制度の実施にあたり、広報紙や市HPの掲載や、土曜授業に合わせて入学相談会を開催するなど積極的な広報活動を行ったほか、隣接校との通学区域弾力化制度においては、相手校を一部拡充するなど複式学級校等の児童数の増加に向けて取り組んだ。 ・一方で、複式学級の解消には至っていないことから、今後もより多くの児童の確保に努める必要がある。 ・通学区域の変更については、住宅開発に際し、学校や地域の意向を確認しながら、住民等への支障がないよう円滑に実施した。 【②今後の取組方針:複式学級校等への通学区域弾力化制度の着実な周知の実施】 ・複式学級校等への通学区域弾力化制度を利用した入学児童の増加に向けて、就学時検診におけるチラシの配布など着実に制度周知を実施していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
159	校舎長寿命化改修事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実	戦略事業	経年により発生する学校建物の損耗・機能低下に対する復旧措置及び建物の長寿命化	・市内小・中学校の児童生徒及び教職員 ・PTA、地域住民等	【改修工事】 ・星が丘中学校 ・西小学校 ・上河内中学校 【実施設計】 ・西原小学校 ・晃陽中学校	計画 どおり	1,262,690	R3		【①昨年度の評価(成果や課題):校舎長寿命化改修事業の実施】 ・星が丘中学校校舎の長寿命化改修工事を完了したほか、西小学校校舎に加え、上河内中学校校舎についても工事に着手した。また、西原小学校及び晃陽中学校の長寿命化改修工事の実施設計を完了した。 ・国や県等の動向を見極めながら、国庫補助等の財源確保に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:円滑な改修工事の実施と財源確保の徹底】 ・工事による学校生活への影響が少なくなるよう、実施時期等について、学校などと綿密な連携・調整を図るとともに、国庫補助等の財源確保の徹底に努めながら、円滑な工事を実施していく。	
160	体育館長寿命化改修事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実	戦略事業	経年により発生する学校建物の損耗・機能低下に対する復旧措置及び建物の長寿命化	・市内小・中学校の児童生徒及び教職員 ・PTA、地域住民等	【改修工事】 ・城東小学校 【改築工事】 ・横川中央小学校 【改築工事実施設計】 ・今泉小学校	計画 どおり	488,852	R1		【①昨年度の評価(成果や課題):校舎長寿命化改修事業の実施】 ・城東小学校の長寿命化改修工事を完了したほか、横川中央小学校の改築工事に着手した。また、今泉小学校の改築工事の実施設計を完了した。 ・国や県等の動向を見極めながら、国庫補助等の財源確保に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:円滑な改修工事の実施と財源確保の徹底】 ・工事による学校生活への影響が少なくなるよう、実施時期等について、学校などと綿密な連携・調整を図るとともに、国庫補助等の財源確保の徹底に努めながら、円滑な工事を実施していく。	
161	リフレッシュスクール事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		ゆとりと潤いのある学習環境の確保	・市内小・中学校の児童生徒及び教職員 ・PTA、地域住民等	・エアコンのリース・保守管理 ・エアコンの更新・整備 ・トイレの洋式化	計画 どおり	647,054	－		【①昨年度の評価(成果や課題):空調設備の更新・整備や校舎等トイレの洋式化】 ・リース期間満了を迎える校舎空調設備の更新、ならびに小学校特別教室の新規整備について契約を締結するとともに、中学校武道場への新規整備について、整備の内容や手法等を整理したほか、校舎及び体育館トイレの洋式化を実施した。 【②今後の取組方針:空調設備の更新・整備や校舎及び体育館トイレの洋式化の計画的な実施】 ・今年度から施工予定の空調設備の更新・整備を円滑に実施していくとともに、引き続き、校舎及び体育館トイレの洋式化を計画的に実施していく。	拡大
162	施設改修事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		施設の安全性・機能性の確保	・市内小・中学校の児童生徒及び教職員 ・PTA、地域住民等	老朽、劣化した学校施設の更新・改良	計画 どおり	716,997	－		【①昨年度の評価(成果や課題):施設改修の実施】 ・適正な教育環境を確保するうえで、学校施設の安全性、機能性の確保は必要不可欠であり、施設の長寿命化の観点からも適時の対応が必要であることから、各学校の状況に応じ必要な改修工事を行った。 【②今後の取組方針:施設改修の着実な実施】 ・引き続き、効率的・効果的な学校施設の更新、改良に取り組んでいく。	
163	バリアフリー化事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		障がいのある児童生徒の安全確保	・市内小・中学校の身体に障がいのある児童生徒 ・PTA、地域住民等	多目的トイレ、階段手摺、スロープの設置 など	計画 どおり	32,903	H11		【①昨年度の評価(成果や課題):バリアフリー化の実施】 ・「宇都宮市やさしさをはぐむ福祉のまちづくり条例」及び「ハートビル法」に基づき、身体に障がいのある児童生徒が、安全・快適な教育環境の下、学校生活を送れるよう施設整備を行った。 【②今後の取組方針:大規模な改修や改築に併せたバリアフリー化の促進】 ・引き続き、特別支援教育との関係などを考慮しながら、主に大規模な改修や改築に併せて、バリアフリー化の整備を進めていく。	
164	教育用パソコン整備事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実	SDGs	学校のデジタル機器(パソコン等)の整備	市内小・中学校の児童生徒及び教職員	教育用パソコン、関連機器の更新・保守管理、児童生徒1人1台端末の管理及び校内ネットワークの追加整備	計画 どおり	446,779	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):GIGAスクール構想の推進】 ・国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に児童生徒1人1台の端末、及び高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が完了したが、学級増による教室や、特別教室などで新たに通信環境が必要となった場所(17教室)に無線アクセスポイントの追加整備を行った。 ・今後、段階的に導入されるデジタル教科書やCBT(コンピュータ)による試験)にも円滑に対応できるよう、ネットワークの増強を行った。 ・令和7年度末に耐用年数(5年)を迎える児童生徒1人1台端末の更新について、国の事業スキームに基づき、契約候補者を選定した。また、更新計画等の公表を行った。 【②今後の取組方針:1人1台端末等の計画的な更新】 ・端末の利活用状況を踏まえ、令和7年度に中学生の端末を更新する。小学生の端末については令和8年度以降の更新に向け、県域での共同調達会議への参加等により準備を進める。また、旧端末の利活用や廃棄については適切な時期に実施できるよう調整していく。 ・ネットワーク機器については、稼働年数や教育上のニーズなどを踏まえ、計画的に更新できるよう、実施時期等の検討を進めていく。	
165	学校支援アドバイザー事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		専門的見地からの助言による学校支援	市立小・中学校の教職員	・弁護士・医師・臨床心理士からなる学校支援アドバイザーの設置 ・緊急対応カウンセラーの派遣	計画 どおり	210	H21		【①昨年度の評価(成果・課題):アドバイザーを活用した学校支援の実施】 ・学校だけでは解決が困難な問題や法的トラブル、事件事故等が発生した際、迅速かつ的確に対応するため、弁護士、医師、臨床心理士を「学校支援アドバイザー」として委嘱し、専門的見地から指導助言を受けている。また、平成23年度から、緊急事案に対して児童生徒や保護者等のケアに対応するため、学校等に「緊急対応カウンセラー」を派遣している。 【②今後の取組方針:アドバイザーを活用した迅速・的確な学校支援の継続】 ・学校だけでは解決が困難な案件が発生した際に、弁護士による法的見解や、臨床心理士によるカウンセリング等、専門的な知識や助言等を得ることは大変有効であることから、引き続き、本事業を活用しながら学校を支援していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
166	授業力向上プロジェクト	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		教員一人一人の授業力向上	市立小・中学校の教員	・研究学校への学校訪問による指導・助言 ・研究発表会の開催 ・「宮っ子学びのデザインチーム」だよりの発行	計画どおり	866	H21		【①昨年度の評価(成果・課題)】:各学校における「一人一授業公開」の推進と優れた教育実践の全市での共有】 ・教職員の授業力向上を図るため、各学校における「一人一授業公開」等の取組を推進するとともに、「学び続ける力を育む学びのデザイン」をテーマとして、市教委と教職員の協働チームによる実践研究を行い、その事例を掲載した「宮っ子学びのデザインチーム」だよりを作成し、全校に配付した。 【②今後の取組方針】:若手教員の授業力向上と「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の促進】 ・「分かる授業」の基盤となる指導法等についての研修や各学校の授業研究会における指導・助言を一層推進するとともに、各学校が行う授業力向上に向けた共通実践教育を促進するため、学習指導主任研修会等において効果的な実践の在り方についての情報提供を行う。 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、デジタルを効果的に活用するなど、「宇都宮モデル」を踏まえた授業改善を促進する。 ・「宮っ子学びのデザインチーム」の活動を継続し、授業改善の事例を紹介する。	
167	「宇都宮市教職員表彰」	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		教職員の資質・能力及び勤労意欲の向上	市立小・中学校の教職員	模範として推奨すべき教職員の顕彰の実施	計画どおり	－	H28		【①昨年度の評価(成果・課題)】:表彰制度の活用】 ・本制度の趣旨等について教職員への周知が図られるとともに、教諭だけでなく多様な職種の職員の推薦が寄せられており、資質・能力の向上につながっている。 ・引き続き、表彰の趣旨を踏まえながら、受賞者の専門性等の積極的な活用を推進する必要がある。 ・勤務意欲の向上を図るため、表彰対象者などの見直しについて検討する必要がある。 【②今後の取組方針】:表彰制度の実施による教職員の資質能力及び勤務意欲の向上】 ・引き続き、本事業を実施することで、教職員の資質・能力及び勤務意欲の向上を図っていく。	
168	教職員研修事業	I－2	児童生徒の学びと教職員を支える学校教育環境の充実		教職員の資質・能力の向上	市立小・中学校の教職員	・教職員研修の実施 ・ベテラン教員による中堅教員へのOJTの実施 ・次世代の学校運営を推進するリーダー教員を育成する研修の実施 ・ベテラン教員による2～4年目教員、事務職員へのOJTの実施	計画どおり	2,860	H12		【①昨年度の評価(成果や課題)】:キャリア段階に応じた適切な研修の実施による資質・能力の向上】 ・研修に実践を踏まえた振り返りをさせたことにより、理論(研修)と実践の往還を意識させるとともに、自己のキャリアステージに応じた資質・能力の向上を、概ね図ることができた。 ・管理職及び管理職候補者を対象とした研修において、課題解決的な研修内容を実施することにより、意欲的に研修に臨む姿勢が見られた。 ・教職員が、より主体的に研修に臨むことができるよう、理論(研修)と実践の往還をより意識させるとともに、オンデマンド型研修や選択研修の実施を促進する必要がある。 ・研修のスローガンにおける「次世代を担う教職員を支える研修(つなぐ)」において、校内OJTなど、急速な世代交代に対応する研修の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針】:「令和の日本型学校教育」を担う教職員が、自ら主体的・計画的に資質の向上を図ることができる学びのマネジメントを行えるような研修の実施】 ・国において「新たな教師の学びの姿」が示される中、教職員の資質向上のための環境づくりの重要性が指摘されている。本市としては、自ら学ぶ意欲を高められるような魅力ある研修内容の実施や、日常的なOJT・校内研修等の充実、喫緊の今日的課題(不登校児童生徒及び特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応等)を自分事として捉えるなどの自覚促進及び対応力の向上の視点を取り入れ、研修に取り組む。	
169	幼稚園運営費補助金	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	SDGs	幼児教育の振興充実	私立幼稚園・認定こども園	私立幼稚園・認定こども園が実施する園児の健康診断や預かり保育に係る事業費の一部を補助	計画どおり	4,790	H13		【①昨年度の評価(成果や課題)】:県と連携し、補助の継続実施】 ・県と連携し、各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、幼児教育の振興充実に繋がった。 ・引き続き、各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針】:県と連携した、補助の適切な実施】 県との連携・補完により実施している補助金であることから、県の動向を踏まえながら、適切に補助事務を遂行していく。	
170	子育てランド事業補助金	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	SDGs 戦略事業	家庭や地域と連携した子育ての支援	未就園児を対象とした子育て支援活動等を実施している私立幼稚園	未就園児を対象とした子育て支援活動等を実施している私立幼稚園に対し、事業費の一部を補助	計画どおり	1,400	H13		【①昨年度の評価(成果や課題)】:幼稚園の地域子育て支援活動への継続支援】 ・各施設の児童受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、子育て支援活動の充実に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針】:幼稚園の地域子育て支援活動への継続支援に向けた補助の適切な実施】 幼稚園等の子育て支援機能を活用した、家庭や地域と連携した子育て支援活動の推進を図れるよう、補助を継続していく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
171	小規模特認校事業	I－2	学校・家庭・地域が相互に 連携・協働した教育活動 の充実		平成17年度に小規模 特認校となった清原北 小、城山西小につい て、制度の円滑な運 営の支援	・清原北小学校 ・城山西小学校	・小規模特認校制度によ る児童募集の実施 ・特色ある教育活動の支 援	計画 どおり	8,019	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):特色ある教育活動の実施による複式学級の解消】 ・学校と地域が連携しながら、地域特性を活かした特色ある教育活動を実践するなど、魅力ある学校づくりが行われたことにより、学区外からの入学児童を一定数確保し、複式学級の解消が図られている。引き続き、教育環境を維持していくためには、当該制度の活用により学校を存続していく必要があることから、学校・地域・行政の連携体制を維持していく必要がある。 【②今後の取組方針:小規模特認校制度における取組の充実】 ・今後も、制度導入の2校については、学区外からの入学児童数を確保するため小規模特認校制度を継続し、学校と地域の連携による特色ある教育活動を充実させていく。また、地域学校協議会への参加や学校行事の見学等を通じて、学校と地域の取組状況等の把握に努めていく。	
172	学校マネジメントシステムの充実	I－2	学校・家庭・地域が相互に 連携・協働した教育活動 の充実		学校評価の推進と結 果の公表	・市立小・中学校の 教職員 ・魅力ある学校づくり 地域協議会委員	学校評価の実施、結果の 公表等	計画 どおり	1,760	H20		【①昨年度の評価(成果・課題):保護者への一層の周知、質問項目の見直し】 ・「宇都宮市学校教育推進計画後期計画」に基づく質問項目を設定し、市の施策と学校経営の評価を一体的に行うことができた。 ・本システムによるWeb回答を推進するため、デジタル連絡ツールを活用し保護者への周知を図った。 【②今後の取組方針:マネジメントシステムを活用した学校経営改善の一層の推進】 ・本システムのWebによる回答を積極的に活用しながら、保護者と地域住民からの回答率を向上できるよう、土曜授業などの保護者が来校する際に周知を図るなど地域住民へのマネジメントアンケートへのより一層の協力を依頼するとともに、保護者がWebで回答しやすくなるため、学校が回答期間を選択できるようにするなどの工夫を行う。 また、評価に基づき、学校経営の改善に取り組む。	
173	学校協力者「街の先生」活動事業	I－2	学校・家庭・地域が相互に 連携・協働した教育活動 の充実		「街の先生」登録者の 活用による、地域の教 育力を生かした教育 活動の推進	市立小・中学校	学校協力者「街の先生」を 活用した教育活動の実施	計画 どおり	4	H15		【①昨年度の評価(成果・課題):各学校における積極的な活用】 ・環境整備、安全確保、教科指導の補助等に、地域の交通指導員や読み聞かせボランティアなど、小・中学校52校が「街の先生」を活用した。 【②今後の取組方針:街の先生を活用した教育活動の一層の充実】 ・地域の教育力を生かした様々な教育活動を充実させるために、「街の先生」への登録を促進するとともに、その活用を推進する。	
174	幼保小連携推進事業	I－2	学校・家庭・地域が相互に 連携・協働した教育活動 の充実		就学前教育・保育と小 学校との連携推進	幼稚園・保育所と市 立小学校の幼児、児 童、教職員等及び保 護者	各小学校区における幼稚 園、保育所、小学校での 幼児と児童の交流活動、 教職員等による相互保 育・授業参観	計画 どおり	-	H4		【①昨年度の評価(成果・課題):全小学校における近隣幼稚園・保育園と交流活動の実施】 ・85.5%の小学校において、近隣の幼稚園・保育所の幼児と児童の交流活動を行うとともに、全ての小学校において双方の教職員同士が、相互授業参観や情報交換等を実施した。 ・幼児教育の充実を図るため、8月に「宇都宮市幼小連携合同研修会」を実施し、小学校と幼児教育機関との関係者が意見交換を行った。 【②今後の取組方針:幼稚園・保育所・小学校の教職員等が、相互理解を深めるための活動の一層の推進】 ・幼稚園・保育所の幼児と小学生児童の交流活動を継続し、互いの教育実践の理解や幼小接続カリキュラムの検討などを通して就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、児童の思いやりの心などの育成に努める。さらに、「宇都宮市幼小連携合同研修」を活用し、幼保小等の教職員と情報交換ができるようにする。 ・架け橋期の子どもたちの教育の充実に向け、教育企画課や保育課と連携し、先進的な取組を実践している小学校の事例等を発信していく。	
175	二十歳を祝う成人のつどいの開催	I－2	学校・家庭・地域が相互に 連携・協働した教育活動 の充実		二十歳となる成人に 対する「地域社会の一 員としての自覚」や 「地域に育てられたこ とへの感謝の気持ち」 の醸成	二十歳となる成人	二十歳を祝う成人のつど いの開催	計画 どおり	21,535	S23		【①昨年度の評価(成果や課題):地域と成人(二十歳)が連携した事業の実施】 地域住民と二十歳となる成人により各中学校区実施委員会を組織し、地域交流事業の企画や式典の運営を行った。参加した成人(二十歳)へのアンケート調査の結果において、式典については「大人になったことを自覚でき、意義のあるものだった」という意見が82.4%を占めたほか、「多くの人に支えられて式典が成り立つことを実感した」などの意見が出た。また、地域交流事業については「地域とのつながりや感謝の気持ちを持つことができた」という回答が84.2%となった。また、新たに「来場者管理システム」の活用を開始し、式典当日、会場でのスムーズな受付・入場と参加者数統計の迅速化につながるとともに、これまでハガキ発送などで対応していた市外在住者の来場管理をシステムに一元化することにより、事務負担の軽減につながった。 【②今後の取組方針:地域と成人(二十歳)が連携した事業の継続、開催のあり方に係る検討】 ・今後も、地域住民と成人(二十歳)で構成する実施委員会による二十歳を祝う成人のつどい運営を継続し、地域と交流できる事業や、主役である成人(二十歳)の門出を祝えるような式典の実施を支援していく ・少子化など社会状況が変化する中、「二十歳を祝う成人のつどい」の開催方式や開催場所など、より良い開催のあり方について、対象者へのアンケートや実施委員会等の意見を踏まえながら検討する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
176	魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		「学校教育の充実」と「家庭・地域の教育力の向上」	魅力ある学校づくり地域協議会	各協議会の活動支援(活力ある学校づくりへの参画, 地域の教育力を生かした学校教育の充実, 地域ぐるみの児童生徒の健全育成・安全確保, 学校施設や地域の教育資源を活用した家庭・地域の教育力向上)	計画 どおり	32,772	H18	独自性 先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):協議会活動と学習支援モデル事業の実施】 ・実施手法などを工夫し, 地域の実情に応じた協議会活動を実施することにより, 地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を推進することができた。 ・放課後等の学習支援(地域未来塾)の推進については, 大学生等に学習支援員の登録を呼びかけるとともに, 事業の周知強化及び学習支援員登録者の活動機会の創出のため, 学習支援モデル事業を1地域で実施することができた。また, 各協議会に学習支援員派遣に関する情報提供を行い, 実施地域の7地域に派遣し, 支援することができた。 ・地域の子どもたちを心豊かでたくましく育むためには, 地域の特色を生かした多様な活動を実施する必要がある。 【②今後の取組方針:協議会の活動支援と学習支援事業の推進】 ・地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」に向け, 引き続き, 「魅力ある学校づくり地域協議会」の活動を支援する。特に, 放課後等の学習支援(地域未来塾)の市内全地域での継続実施のため, 地域の実情に応じた支援に取り組む。 ・「魅力ある学校づくり地域協議会」における学校運営参画機能の更なる改善や「地域とともにある学校づくり」のより一層の推進を図るため, 国のCSの有効性・必要性の検証を行うCSモデル事業に取り組む。	
177	家庭の教育力向上事業の推進	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	戦略事業	学校・家庭・地域・企業等と連携した家庭教育支援の充実	主に保護者, 家庭教育支援活動者及び団体, 企業	親学出前講座の実施及び企業等との連携, うつのみや版親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の発行, 家庭教育支援活動者の育成, 関係課と連携したアウトリーチ型家庭教育支援の実施	計画 どおり	2,153	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):家庭教育支援の充実】 ・保育参観や授業参観, 就学時健康診断などの保護者が多数集まる機会を生かした親学出前講座を実施することができた。 ・情報誌やSNSを活用した事業等の周知, 地域においてきめ細かな家庭教育支援を行う家庭教育支援活動者を育成するための研修会の実施, 庁内関係課と連携したアウトリーチ型家庭教育支援事業の周知などに取り組み, 家庭教育支援の充実が図られた。 ・保護者に寄り添った家庭教育の支援のため, 引き続き, 親学の推進やアウトリーチ型家庭教育支援に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:家庭教育支援事業の推進】 ・家庭の教育力向上に向け, 「親学」の更なる充実を図るとともに, 家庭教育に関心が低い保護者や講座などに参加が困難な保護者に対して, きめ細かな家庭教育支援を図るため, 庁内関係課との連携や訪問相談等による「アウトリーチ型支援」に継続して取り組むとともに, 支援機会の拡充を検討していく。	
178	放課後子ども教室推進事業	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実	好循環P 戦略事業	全ての児童に放課後等に交流活動の場を確保するとともに, 地域ぐるみで子どもを育む環境づくり	市民(児童及び地域住民)	放課後子ども教室の実施	計画 どおり	98,607	H19		【①昨年度の評価(成果や課題):地域との連携による放課後子ども教室の実施】 ・地域と連携のもと新たに1校で放課後子ども教室の立ち上げを行うとともに, 既に実施している学校においても, 企業の視点(専門体験)を取り入れながら, 様々な活動を通して児童の自主性や社会性の向上に取り組んだ。 ・地域によっては, 担い手の不足や高齢化により, 事業の企画立案の負担が大きいため, 活動アドバイザーリストの活用などにより, 負担軽減を推進し, 子どもたちの体験の場の更なる充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:実施校の拡大及び事業内容の充実】 ・未実施校へ積極的に足を運びながら学校や魅力協, 宮っ子ステーション推進委員会等への働きかけを行うとともに, 実施校区に対しては, 地域ぐるみで子どもを育む環境づくりの更なる充実に向け, 活動アドバイザーリスト等を活用した活動内容の充実への支援を行っていく。	
179	宇都宮市PTA連合会補助金	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		「宇都宮市PTA連合会」の事業実施の支援及び連携促進	宇都宮市PTA連合会	事業の経費に対する補助金の交付	計画 どおり	917	S32		【①昨年度の評価(成果や課題):団体の取組の充実に向けた補助金の交付】 ・子育て, いじめ, 不登校等の問題を取り上げた各種研修会や講演会を開催し, 会員が見識を深め家庭・地域の教育力の向上を図ることができた。また, 入退会や役員決め, 作業分担等に関して市民から教育委員会に寄せられている様々な意見を連合会側に伝え, 情報共有を図った。 - また, 市内の公立小中学校のPTA連合組織として, 地域ぐるみで子どもを育む取組の推進強化を図るうえで欠かせない社会教育団体であるため, 引き続き支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:事業支援の継続及び行政と連携した取組の充実】 ・補助金の交付を継続するとともに, 必要に応じて助言等を行うなど, 引き続き市PTA連合会の取組の充実に向けて支援していくほか, 親学出前講座の実施など, 連携した事業の実施についても引き続き取り組んでいく。	
180	宇都宮市子ども会連合会補助金	I－2	学校・家庭・地域が相互に連携・協働した教育活動の充実		「宇都宮市子ども会連合会」の事業実施の支援及び連携促進	宇都宮市子ども会連合会	事業の経費に対する補助金の交付	計画 どおり	1,242	S44		【①昨年度の評価(成果や課題):団体の取組の充実に向けた補助金の交付】 ・子ども会指導者・育成者向けの研修会開催や関東甲信越静地区子ども会育成研究協議会への参加などにより, 指導者・育成者としての資質を高め, 家庭・地域の教育力の向上を図ることができた。また, 令和7年2月15日には, 東市民活動センターにおいて創立50周年記念式典を開催し, 宇都宮リーダーズクラブ(高校生)の活動紹介や50周年記念誌の発行などに取り組んだ。市内全地区の子ども会の連絡組織として, 地域ぐるみで子どもを育む取組の推進強化を図るうえで欠かせない社会教育団体であるため, 引き続き支援していく必要がある。 【②今後の取組方針:事業支援の継続及び行政と連携した取組の充実】 ・補助金の交付を継続するとともに, 必要に応じて助言等を行うなど, 引き続き市子ども会連合会の取組の充実について支援していくほか, 指導者研修の共同開催など, 連携した事業の実施についても引き続き取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
181	宇都宮大学教育学部連携事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		市教育委員会と宇都宮大学教育学部の連携・協力による、効果的な教育行政や大学運営の推進	・宇都宮大学教員・教育学部学生 ・市内小・中学校教員 ・市職員	・連携協議会や分科会の開催	計画どおり	2	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):連携事業の実施】 ・連携協議会においては、教育実習や学生ボランティア等についての意見交換を実施するとともに、不登校対策の更なる強化を目的として、新たに不登校対策分科会の設置を決定した。各分科会においては、「GIGAスクール構想」の推進に向けた研究や体育に関するテーマについて大学教授等との検討会の実施など、市教育委員会と宇都宮大学教育学部がそれぞれの特性を活かした連携事業を実施した。 ・今後も、大学の専門性を活かした事業を展開できるよう、緊密な連携体制を継続していく必要がある。 【②今後の取組方針:連携事業の着実な推進】 ・今後も、各分科会における活動などを通じて、学生や本市教職員の資質向上など、本市教育の振興を図るための連携事業の着実な推進に努めていく。	
182	奨学金貸付事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進	好循環P	経済的理由により高校・大学等に修学できない状況の解消	経済的理由により高校・大学等への修学が困難な者及び入学予定者の保護者	・奨学金の貸付 ・入学一時金の貸付 ・返還免除型育英修学資金の貸付	計画どおり	137,932	S43	先駆的	【①昨年度の評価(成果や課題):奨学金制度の拡充及び効果的な周知】 ・教育機会の確保や子育て世帯の負担軽減を図るため、支援を必要とする全ての子育て世帯が「より利用しやすい」、「より返還しやすい」中核市トップレベルの奨学金制度へと大幅に拡充することができた。 (主な拡充内容) ・所得制限の撤廃 ・貸付上限額の増額及び借入額の選択 ・返還免除型奨学金制度の対象学年の拡大(大学1年生のみから大学3年生まで拡大) ・減額返還制度の導入(返還期間を延ばし、月々の返還額を減額する) ・支援を必要とする全ての子育て世帯が、令和7年度から新たに開始する「大学等入学一時金」をはじめ、本市奨学金制度を利用できるよう効果的に周知を図る必要がある。 【②今後の取組方針:大学等受験一時金の円滑な開始及び効果的な周知】 ・新たに開始する「大学等受験一時金」を8月から募集できるよう着実に準備を進めていくとともに、本市奨学金制度を利用いただけるよう、引き続き、市内の中学校や高等学校、首都圏の大学等へ効果的に周知を行っていく。	拡大
183	人づくり推進事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		家庭や地域、学校、企業、行政が連携・協力のもと、宮っこ未来ビジョンに掲げる「人間力の高い心豊かでたくましい人づくり」の実現	市民	・大人の行動規範『子どもの手本となる50の言葉』の周知啓発 ・うつのみや人づくりフォーラムの開催 ・教育委員会だよりの発行	計画どおり	2,960	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):市民一人ひとりに対する人づくりへの機運醸成】 ・大人の行動規範となる『子どもの手本となる50の言葉』について、宮っこダイアリーへの掲載やパネル展示等による周知啓発を行った。 ・人づくりフォーラムについては、令和元年度以来の南図書館での開催とし、体験型事業とステージイベント等を行い、来場者数も昨年度より増加するなど、幅広い世代の参加により、市民一人ひとりの人づくりへの意識啓発の機会となった。 ・「うつのみや人づくり推進委員会交付金」により実施する人づくりフォーラムについては、所期目的の達成に向けて、社会全体で人づくりを推進していくため、今後も充実した内容で安定的に実施していけるよう、より多くの団体や企業の賛同を得ていく必要がある。 【②今後の取組方針:社会総ぐるみによる人づくりの一層の推進】 ・人づくりフォーラムについては、様々な企業等から協力・参加を得られるよう周知に努め、より多くの市民が人づくりの重要性の再認識と自発的・継続的な行動を起こすきっかけとなるよう、イベント内容の充実を図り、家庭や地域、学校、企業、行政が連携協力した社会総ぐるみによる人づくりを推進する。	
184	あすなろ青年教室事業交付金	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		市立中学校特別支援学級等の卒業生を対象とした学習機会の充実	あすなろ青年教室実施委員会	事業の経費に対する補助金の交付	計画どおり	482	H16		【①昨年度の評価(成果や課題):体験を通じた学習機会の提供】 ・青少年教育として30歳以下の中学校特別支援学級等の卒業生を対象にした「あすなろ青年教室」事業、成人教育として30歳を超えるあすなろ青年教室の修了生を対象とした「ひのきクラブ」事業について、それぞれ年3回実施し、体験を通じた学習機会を提供することができた。 ・今後新たに受講対象となる卒業生を含め、障がい者の生涯学習の機会や場の提供を継続実施するとともに、受講者のニーズに応えられるよう、事業を実施していく必要がある。 【②今後の取組方針:学習機会提供の継続実施】 ・障がい者の生涯学習を推進するため、受講者アンケートの結果等を踏まえ内容の充実を図りながら、学習機会を提供する。	
185	人材かがやきセンター事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		育成事業や調査研究、学習プログラムの開発・提供の充実	全市民	各種講座の開催、関係職員等研修の実施、学習相談の実施等	計画どおり	390	H22		【①昨年度の評価(成果や課題):人材育成事業や講座の実施による地域教育の推進】 ・人づくりの拠点である「人材かがやきセンター」において、学校・家庭・地域など活動する場所や活動レベルに合わせた人材育成事業や今日的課題に対応した先駆的な講座などを実施することにより、地域教育の推進を図ることができた。 ・現代の社会情勢や課題を的確に捉えながら講座を企画・運営することにより、生涯学習を推進する必要がある。 【②今後の取組方針:地域に貢献できる人材の育成・魅力的な学習機会の提供】 ・引き続き、「講座企画・運営ボランティアスタッフ養成講座」の修了者が企画・運営に関わる市民参加型講座を実施することで、地域に貢献できる人材育成事業の充実を図るとともに、デジタル活用術などの今日的課題にも対応した講座を開催することにより、魅力的な学習機会の提供を図る。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
186	市民大学運営協議会交付金	I－2	生涯にわたる学習活動の 促進		市民の学ぶ意欲を高 め、生活に潤いや生 きがいを与える学習 機会の充実	市民大学運営協議 会	事業の経費に対する補助 金の交付	計画 どおり	1,811	H5		【①昨年度の評価(成果や課題):新規を含めた受講者数の増】 ・専門講座では、定員の増員などにより前年度よりも受講者数が増え、より多くの市民に学習 機会を提供することができた。 ・また、学習効果の高いワークショップや館外学習などの様々な体験学習を積極的に取り入れ たことで、受講者から高い満足度を得ることができた。 ・公開講座では、パリオリンピックに出場した講師の起用により、幅広い年代層からの申込み があり、新規受講者の獲得や市民大学の周知につなげることができた。 ・幅広い市民に向け学習機会を提供するためには、体験学習を取り入れた講座内容の充実や 実施方法の工夫により、多様な学習機会の確保を図る必要がある。 【②今後の取組方針:市民の学習意欲に応える学習内容の充実】 ・市民の学習意欲に応えるため、引き続き、体験学習を取り入れた講座の企画・運営により、 学習内容の充実を図るとともに、講座企画・運営ボランティアスタッフへの活動支援による提案 講座の充実を図る。	
187	生涯学習推進事業	I－2	生涯にわたる学習活動の 推進	好循環P 戦略事業	市民の主体的な学習 活動の支援と個人の 自立に向けた学習の 促進	全市民	子育て世代対象講座、シ ニア対象講座、成人対象 講座、青少年対象講座な どの開催	計画 どおり	8,670	S24		【①昨年度の評価(成果や課題):社会情勢や市民ニーズに対応した多様な講座の実施】 ・コロナ禍以前の人数規模で各事業を開催することが可能になり、参加人数の増加につながつ た。また、地域住民が抱える課題解決に資するために、地域や企業等と積極的に連携し、子育 て、歴史、健康づくりなどの従来からの人気講座に加え、スマートフォン操作の基礎講座やス テップアップ講座を開催するなど、デジタル社会に対応した幅広い分野の学習機会を提供し た。 ・社会人の学び直しを支援する「リカレント教育」について、宇都宮工業団地総合管理組合、宇 都宮青年会議所の協力を得ながら、モデル事業として講座を2回開催。受講者対象にアンケート でニーズ調査を実施し、事業の方向性検討につなげた。 【②今後の取組方針:学習機会のさらなる充実】 ・宇都宮市に立地する大学・企業等と連携し、地域住民が抱える様々な課題解決や社会情勢 に対応した講座を企画し、魅力的な学習機会を提供することで、市民の主体的な学習意欲を 向上させていく。また、開催日時の工夫やデジタル技術の活用など、時間や場所を問わずに自 由に講座に参加できる環境づくりを行い、これまで学ぶ機会が少なかった市民が学習し、受講 者同士がつながる機会を充実させるなど、学習の成果を地域社会に還元する仕組みづくりを 図っていく。 ・デジタルディバイドを解消するため、生涯学習センターで開催する「スマートフォン基礎講座」 などを通し、生活課題の解決につながるための学習機会の充実を図るとともに、令和7年4月 に導入した「公共施設予約システム」によるオンライン予約の周知・案内を徹底し、システムを 定着させる。 ・学び直しを支援するリカレント教育により専門的で高度な学習を行うため、大学や企業等と連 携したモデル事業による講座開催を通して、それぞれの持つノウハウを生かした連携の仕組 みと効果的な情報発信の手法について検討を行う。	
188	生涯学習センター文化祭負担金	I－2	生涯にわたる学習活動の 推進		市民の文化活動を 通じた交流促進	中央・東・西・南・北 生涯学習センター利用 団体が開催する 文化祭	中央・東・西・南・北生涯 学習センター文化祭実行 委員会の負担金の交付	計画 どおり	445	S42		【①昨年度の評価(成果や課題):学習活動者の成果発表や地域住民の交流機会の提供】 各地域で活動するサークル団体等が日頃の活動の成果を発表する「生涯学習センター文化 祭」においては、コロナ禍を経て休止・縮小していたステージ発表を全センターで再開し、参加 団体による活発な活動が実現した。また、作品展示の期間を長期化するなどの工夫により、来 場者数が大幅に増加し、一部センターにおいては近隣の保育園の参加、高校生のボランティ アが運営に携わるなど、地域住民同士の交流を図ることができた。団体構成員の高齢化など により、活動が縮小傾向にある生涯学習団体もあるが、今後も、文化祭を日ごろの活動成果を 発表する場とし、団体活動の活性化を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:地域住民の交流促進や生涯学習の推進にむけた事業実施】 地域住民が自由に参加するとともに、少しでも多くのサークル団体等が活動の成果を発表で きるよう、地域団体や学校などと連携し、参加団体や来場者数を増やす取り組みを検討する。 また、発表会や体験コーナーの充実など、地域住民等と交流することができる文化祭の実施に 努めていく。	
189	市図書館と学校図書館のネットワー クの整備	I－2	生涯にわたる学習活動の 促進		小中学生の読書活 動、学習活動の支援 及び教職員の教育活 動の充実	児童生徒及び教職 員	市内の小中学校に対し図 書の巡回貸出、学校図書 館司書への研修の実施	計画 どおり	4,395	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):学校巡回図書サービスの利用促進】 学校司書や関係機関との連携などにより、学校希望図書を利用する学校等の割合や利用対 象施設が増加した。今後も、各学校等のニーズに応じた蔵書や支援を図っていく必要がある。 【②今後の取組方針:小中学生の読書活動・学習活動の支援】 引き続き、図書館と学校図書館との連携を深め、児童生徒の読書・学習活動を支援していく。 すべての学校等が積極的に希望図書を利用できるよう、ニーズに応じた蔵書や機会を捉えた 周知、働きかけに取り組むとともに、学校図書館関係者へのきめ細かな支援を行っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
190	図書館障がい者サービス	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		視覚障がい者や図書館来館が困難な市民に対する読書の機会の提供	・市内に居住または通勤通学している障がい者(特に活字の変換サービスが不可欠な視覚障がい者) ・身体障がい者 ・要支援・要介護認定者	・視覚障がい者に対する、点訳・音訳図書の作成・貸出及び郵送貸出と対面朗読サービスの提供 ・図書館に来館できない障がい者に対する、送料図書館負担による郵送貸出 ・点訳・音訳作業を行う奉仕員育成のための研修の実施 ・視覚障がい者等への読書支援に対する市民への理解促進	計画どおり	2,197	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):視覚障がい者等への読書支援の着実な事業実施と本事業に対する市民への理解促進】 ・来館困難な利用者へ希望に合わせて郵送貸出を行うとともに、視覚障がい者に対して音訳・点訳資料の作成や貸出・対面朗読を着実に実施した。 ・音訳・点訳奉仕員の研修会を開催し、人材育成と製作技術の向上を図ることができた。 ・夏休みには点字や録音(音訳)の体験ができる「バリアフリー資料展」を開催し、視覚障がい者等への理解啓発に努めた。 ・当事者への利用推進を図るため、サービスの周知や資料の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:着実な事業実施と人材確保と育成、理解促進の取組】 ・障がい者団体や施設などに本事業についてPRし、当該サービスを必要としている当事者への貸出などを確実に実施する。 ・点訳・音訳資料の充実を図るためには、音訳・点訳奉仕員の人数を増やす必要があるため、福祉センターなどの施設での周知を行うとともに市民理解へのイベントを通して新たな人材の確保を行う。	
191	図書館整備事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		図書館の読書環境の整備	図書館利用者	図書館の機能保持及び安全確保のための整備	計画どおり	154,609	H13		【①昨年度の評価(成果や課題): 計画的な施工】 中央図書館や東図書館、南図書館のLED電灯設備改修工事及び中央図書館の受変電設備改修工事など、利用者に支障がでないよう休館日等を利用し順調に施工できた。 【②今後の取組方針:計画的な施設整備】 施設設備の計画的な更新により、読書環境の整備に努める。 また、利用者に支障がでないよう日程等を調整しながら東図書館非常用発電設備改修工事など6件の工事を実施し、図書館利用者への快適な利用環境を提供していく。	
192	図書館資料の収集提供	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		市民ニーズに対応した読書活動の推進	・市内に居住又は通勤通学している人及び宇都宮立市図書館の利用者 ・学校・幼稚園・保育園・地域文庫・子どもの家・老人ホームなど、図書を団体活動に活用する市内の団体	・資料(デジタルコンテンツ、アクセシブル資料を含む)の収集・整理・貸出、提供、調査相談等の事業 ・センター図書室等の利用者への貸出	計画どおり	113,071	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):図書館資料充実とデジタル化の推進及び利用促進】 ・市民や地域、行政職員の課題解決を支援するため、資料収集・提供を着実に行うとともに、図書館資料の活用を促すため、ブックリストの作成・提供、レファレンス事例を国立国会図書館のHPに公開した。 ・劣化の著しい地域資料のデジタル化を進め、関連講座にあわせて「宇都宮市図書館デジタルアーカイブ」の市民周知を行った。 ・電子書籍貸出サービスについては、SNSや講座参加者へのPR等により市民周知を強化し、利用を促進した。 ・一般書籍が読みにくい人向けの大活字本などのアクセシブル資料について、収集を着実に行うとともに、利用促進を図るため、老人福祉センターでのPRや、子ども発達センターへの団体貸出を行った。また、子ども向けのアクセシブル資料を集めた「りんごの棚」コーナーを全図書館に設置し、PRチラシを子ども発達センターや生涯学習センターなどの図書館以外の施設に配架して周知啓発に努めた。 ・横川生涯学習センター図書室において、およそ1,000冊の入れ替え作業を行い、蔵書の約1割に当たる資料を刷新した。 ・図書館やセンター図書室等において、引き続き、デジタルコンテンツも含めた図書館資料を充実させるとともに、利用促進を図るため、周知啓発に取り組んでいく必要がある。 【②今後の取組方針:地域資料デジタル化の推進と電子書籍貸出サービスの利用促進】 ・市民や地域の組織・団体が抱える課題解決支援のため、課題解決につながる資料収集を着実に行うとともに関連する講座の開催やレファレンス事例を国立国会図書館のHPへ公開、市民ニーズに即したパスファインダー(調べ方の道しるべ)作成・更新を行いながら図書館資料の利用機会の拡大を図っていく。 ・劣化の著しい地域資料のデジタル化及びデジタル化資料の市図書館HP公開とともに、適切な保存環境維持に取り組む。 ・電子書籍貸出サービスについては、利用登録者数の増に取り組むとともに、多様な子どもの読書機会を確保するため、同時に何人もが読める小中学生向けの多人数向けコンテンツを新たに導入し、利用促進を図っていく。 ・新たに布絵本を導入し、アクセシブル資料の充実を図るとともに、布絵本の貸出方法やメンテナンス方法、製作や修理のボランティアの導入など整理した上で、対象者に試行的に提供する。 ・センター図書室等については、引き続き、センター事業との連携や、地域性・利用者ニーズに沿った資料選定に取り組む。また、城山生涯学習センター図書室において、蔵書の刷新(入れ替え)を実施する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
193	図書館読書推進事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		講座やイベントを通した読書に親しむ機会の提供や家庭での読書活動のきっかけづくり	市内に居住又は通勤通学している人及び宇都宮市図書館の利用者	・講座、講演会、おはなし会など読書や各図書館の特色と関わりのある事業の実施 ・乳幼児と保護者を対象とした事業の実施 ・読書関係団体等の支援	計画どおり	2787	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):円滑な事業実施】 ・「うつのみやこども賞40周年記念事業」として、記念式典の開催や、全図書館での「うつのみやこども賞」巡回展、小中学校図書館・民間施設・生涯学習センターで展示や特集を行ったほか、記念誌を発行し、式典参加者のほか市内小中学校や県内図書館に配布した。記念事業を通じて本市独自の取組である「うつのみやこども賞」事業を市内外に周知し、子どもに向けた読書啓発の機会を創出することができた。 ・読書関係団体と連携し、「第41回うつのみやこども賞」事業を着実に実施するとともに、高校生の取組による読書情報誌「MIYATEEN」の発行やSNSでの情報発信に取り組んだ。また、市民協働で小学校などに出向いておはなし会等を行う「ゆめのキャラバン」を実施した。 ・「ライトライン開業1周年記念しおり」配布(限定3万枚)や、関係機関と連携した企画展示・講座等により、市民の来館を促すことができた。 ・デジタルを活用した取組として、「U@りんくす」での司書によるおすすめ本ライブ配信やビジネス支援講座の動画配信を行った。 ・図書館への来館のきっかけづくりとして、新たに障がい者向けの就労支援講座に取り組んだ。 ・家庭での読書活動のきっかけづくりのため、出前講座や生涯学習センター11か所を会場に乳幼児と保護者向けのおはなし会を実施した。 ・読書に係る市民団体の活動について、「古文書の会」による冊子の刊行支援や、「宇都宮子どもの本連絡会」主催事業への協力など、適切に支援した。 ・引き続き、市民の図書館等への来館機会や読書活動のきっかけとなるような魅力的な催しや取組を行い、来館者数や貸出数の増加につなげる必要がある。 【②今後の取組方針:市民の読書活動の着実な推進】 ・市民の読書活動をより一層推進するため、各図書館の特色に合わせた事業等を、関係機関との連携・協力を図りながら着実に進める。 ・来館や読書活動のきっかけづくりとして、幅広いテーマ・対象の講座・催し等を充実させるとともに、講座等催しへの参加者に図書館サービスをPRし、利用登録や貸出につなげる。 ・家庭での読書活動を支援するため、引き続き、身近な生涯学習センターにおいて親子で気軽に参加できるおはなし会を実施し、図書室の利用促進にもつながるよう、周知方法の工夫をしていく。	
194	生涯学習情報提供事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		学習情報提供及び学習支援の充実と、学んだ成果と活動をつなげる仕組みづくり	全市民	生涯学習情報提供システム(マナビス)による情報提供、学習相談窓口の開設	計画どおり	1,131	H3		【①昨年度の評価(成果や課題):市民の主体的な生涯学習活動の支援】 ・インターネット上での生涯学習情報の提供や各生涯学習センター等での学習相談において、講座・イベントや団体・サークル等の多様な学習情報を提供したことにより、市民の主体的な生涯学習活動の支援をすることができた。また、マナビスについては、システム供用を開始した平成3年度当初と比べデジタル環境が大きく変化しており、令和7年度末で運用保守業務委託契約が終了することから、システム更新の方向性や手法について検討する必要がある。 【②今後の取組方針:マナビスの周知、最新情報への定期的更新】 ・市民の主体的な学習活動を支援するため、マナビスの周知に継続して取り組むとともに、登録情報について定期的に更新を行い、最新の情報を掲載する。 ・令和8年度のシステム更新に向けて、改めてシステムの役割や必要性について整理するとともに公共施設予約システムとの役割分担を明確化し、必要な機能などに関する精査を行う。	
195	視聴覚ライブラリー運営事業	I－2	生涯にわたる学習活動の促進		学校や社会教育施設等に対して、視聴覚機材・教材等の貸出しや講座、映画会の開催を通して視聴覚に関する学習機会を提供し、視聴覚教育の振興を図ることを目的とする。	学校・社会教育団体及び市民	映画会・パソコン講座の開催 視聴覚機器の操作研修 視聴覚機材・教材・施設の貸出 団体の事業・制作支援	計画どおり	911	S56		【①昨年度の評価(成果や課題):公共施設予約システムの導入、LED照明設置、教材制作室・試写室の利用者減少】 ・スタジオ室とパソコン室において、利用者の利便性を図る公共施設予約システムの導入準備を行い、4月1日に運用を開始することができた。また、スタジオ室の照明が発する熱に関する苦情が寄せられていたことから、照明のLED化工事を行った。 ・教材制作室と試写室の利用者数が動画編集ソフトやアプリの普及の影響で大幅な減少傾向にあり、デジタル技術が普及している中において、利用促進に向け、検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:視聴覚設備・機材の整備と利用促進及び学習機会の充実】 ・地域映像教材保存事業の推進等を行い、視聴覚教材の整備充実と利用促進に取り組むとともに、ICT環境などに対応した機材の整備や16ミリ映写機技術者養成講習会を開催するなど、視聴覚設備・機材の整備と利用促進に取り組む。また、小学生向けプログラミング講座の増加など、設備・機材を活用した学習機会の提供の充実に取り組む。 ・利用者への支援を適宜行い、公共施設予約システムの円滑な運用に取り組むほか、教材制作室と試写室の今後のあり方について検討する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
196	ニューススポーツの普及促進	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		子どもから高齢者まで、様々な世代が、気軽に取り組めるスポーツ活動のきっかけづくり	市民	・ニューススポーツ用具の貸出 ・ニューススポーツ大会の開催	計画 どおり	388	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):幅広い世代へのニューススポーツの普及】 ・ニューススポーツ大会の開催やニューススポーツのルール等を紹介する動画を2本作成するとともに、広報紙でもニューススポーツの紹介記事を掲載するなど、周知を行い、動画は総再生回数1,000回を超えており、昨年度よりも用具の貸出件数が増加した。 ・スポーツ活動のきっかけづくりとして、更なる用具の活用や、ニューススポーツ大会への参加者の増加に向けた周知啓発を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:メディア等の媒体の活用や関係団体との連携】 ・引き続き、市ホームページや広報紙でニューススポーツの無料貸出の情報を掲載するとともに、新たなニューススポーツの紹介動画を作成するなど、さらなる周知啓発を行っていく。 ・スポーツ推進委員会や総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携し、様々な世代の市民が多くニューススポーツを経験できるよう、内容を充実させながら、ニューススポーツ大会や総合型地域スポーツクラブフェスタを開催するなど、ニューススポーツの普及・促進に努める。	
197	スポーツ広場整備補助金	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		・子どもから高齢者までが、スポーツに親しめる場の整備促進 ・身近な地域でスポーツに親しめる場の整備促進	市民(自治会、地区スポーツ会等の公共的な団体)	市民・地域主体によるスポーツ広場の設置・整備費用に係る補助	計画 どおり	0	H21		【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の在り方】 ・市民が身近な場所で気軽にスポーツを親しめるよう、地域において自主的に空地等を確保してスポーツ広場を設置する者への補助制度について、複数の自治会からの相談に対し、制度の手続き等の説明を行い、補助金の活用を促した。 ・一方で、3年間申請がないことから、補助制度の在り方について、検討していく必要がある。 【②今後の取組方針:補助制度の見直し】 ・補助を活用した広場の現状把握を行いながら、補助の見直しを検討する。	
198	総合型地域スポーツクラブ活動支援事業	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		子どもから高齢者までが、身近にスポーツに親しめる場の確保	市民	市内全域をカバーできるよう、地域スポーツクラブの設立、運営の支援	計画 どおり	9,520	H14		【①昨年度の評価(成果や課題):既存クラブの活動の活性化・地域スポーツクラブ未設置地域の機運醸成】 ・広報紙へのクラブ紹介記事の掲載や総合型地域スポーツクラブフェスタを行うなど、周知啓発を行った。 ・クラブの運営の安定化に向けた「活動支援補助金」・「活性化補助金」・「地区追加補助金」の3つの補助制度の活用を促し、全てのクラブに対して補助を実施した。 ・総合型地域スポーツクラブの設立にあたっては、発起人会・設立準備委員会の設置など、地域内の合意形成が必要不可欠であることから、クラブの設立に興味のある地区で、スポーツ推進委員や地区団体をはじめ、まちづくり協議会や連合自治会への説明会等を行うなど、積極的な支援を実施することができた。 ・令和5年度から新たに創設した「地区追加補助金」の活用をクラブや地域に促進し、1地区が追加となった。 ・新たに宇都宮市スポーツ振興財団による既存クラブへの支援として、各クラブの事務支援や財団職員によるスポーツ教室の開催などを実施できた。 ・民間のスポーツクラブの増加や、個人で身近に行えるスポーツへの関心の高まりなどもあり、カバー率は近年までほぼ横ばいが続いているため、引き続き、更なるカバー地区の拡大に向けた取組が必要である。 【②今後の取組方針:新規クラブ設立及び既存クラブの運営支援】 ・既存クラブの活性化を図るとともに、新規クラブの立ち上げに向けて、地域住民の機運が醸成されるよう、継続的に各種団体などに働きかけや、課題解決に向けた助言・支援を行う。特に、北西部地域体育施設の整備を契機として、篠井、富屋、国本地区のクラブ設立に向けた機運を高めていく。 ・総合型地域スポーツクラブがカバー地区を拡大した場合の運営を支援する「地区追加補助金」の活用を促進し、全市域カバーをより一層推進する。 ・全市域のカバーに向けて、計画的にカバー地区の拡大が行えるよう、未カバー地区への対応の方向性やスケジュールについて検討を行う。 ・令和6年度から新たに開始したスポーツ振興財団による既存クラブへの支援を引き続き実施し、クラブ運営安定化への支援強化を図る。	
199	スポーツ教室の開催	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		・子どものスポーツ活動の機会創出 ・各種ニーズに対応した地域のスポーツ活動の充実	市民	市内各地(施設)でのスポーツ教室の開催	計画 どおり	・スポーツ振興財団運営費補助金 ・指定管理者による自主事業	—		【①昨年度の評価(成果や課題):ニーズに対応した様々な教室の開催】 ・スポーツ振興財団などの指定管理者と連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに対応した様々な教室を開催し、スポーツ活動機会の提供に取り組んだ。 ・特に働き盛り世代や子育て世代等の参加者が参加しやすい時間や内容を検討しながら、教室を開催していく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに応じたスポーツ教室の開催】 ・引き続き、スポーツ振興財団などの指定管理者と連携しながら、超高齢社会における健康寿命の延伸や子どものスポーツ活動の苦手意識の解消、子育て世代のスポーツ活動への参加促進など、社会情勢やライフスタイルに応じたスポーツ教室を開催する。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
200	スポーツ指導デリバリー事業	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		身近な場でスポーツに取り組む機会の提供	・市民 ・地域団体 等	市内各所に出向いたスポーツ指導の実施	計画 どおり	・スポーツ振興財団運営費補助金 ・指定管理者による自主事業	H20		【①昨年度の評価(成果や課題):ニーズに対応した様々なスポーツ指導の実施】 ・地域団体や企業等からの申し込みに応じ、スポーツ振興財団において参加者の身近な場所でスポーツ指導を実施した。 ・デリバリー事業の実施にあたっては、働く世代や子どもたちのニーズにあわせ、休日や夕方 の時間帯での開催に対応しながら、回数を増やした。 ・特に働き盛り世代や子育て世代等の参加者が参加しやすい時間や内容を検討しながら、講座を開催していく必要がある。 【②今後の取組方針:ニーズに合わせたスポーツ指導の実施】 ・引き続き、地域におけるスポーツ振興の機運を醸成し、市民一人ひとりがスポーツに親しめるよう、スポーツ振興財団と連携しながら、開催場所や内容などのニーズに柔軟に対応しながらスポーツ活動の機会を提供していく。	
201	スポーツ大会出場補助金	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		競技力の向上や郷土意識の醸成、スポーツを支える活動への参加促進	・市内スポーツ団体 ・市内学校の応援団等	県外で開催される全国大会出場者や応援団への費用の一部を補助	計画 どおり	2,075	出場補助:H17 応援補助:H21		【①昨年度の評価(成果や課題):市民のスポーツ活動環境の支援】 ・補助制度の活用について、適宜、大会参加者などからの相談に対応し、補助件数は昨年度より増加した。(R5:44件⇒R6:65件) ・補助制度については、過去に補助を受けた方の再度利用が多いことから、幅広く制度を活用してもらえるよう、これまでの市ホームページでの周知のほか、広報紙や市公式SNSを活用した周知啓発を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:補助の継続と更なる周知】 ・全国大会への出場や応援遠征は、競技力の向上や郷土意識の醸成、スポーツを支える活動への参加促進など、本市のスポーツ振興に寄与することから、制度の周知を図りながら、引き続き事業を継続していく。	
202	市民スポーツ大会の開催	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		競技スポーツ活動の奨励	市民	12競技による宇都宮市民スポーツ大会の開催	計画 どおり	560	S38		【①昨年度の評価(成果や課題):関係団体と連携した開催】 ・市スポーツ協会や各競技団体と連携し、野球やサッカーなど12競技の大会を円滑に開催した。 ・大会の参加者が減少傾向にあるため、社会情勢等を踏まえた参加条件等の変更を検討する必要がある。 【②今後の取組方針:競技スポーツの参画機会の拡大】 ・多くの市民が競技スポーツに参加できるよう、部活動を行っていない高校生を参加対象とするなど、開催内容について、関係機関と十分な協議を行いながら、実施していく。	
203	マラソン大会の開催	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		スポーツ活動への参加促進	市民等	清原工業団地周辺道路を会場としたマラソン大会の開催	計画 どおり	4,578	S62		【①昨年度の評価(成果や課題):参加者の更なる安全確保と快適なコース運営】 ・ライトラインの増便による会場へのアクセスの確保や参加者以外も楽しめるよう、ステージイベント等を行うとともに、給水所を増設するなど、安全安心な大会を開催することができ、昨年度よりも参加者が増加した。 ・各部門によって募集定員に対する参加率に偏りがあるため、特に参加率の低い小中学生等を対象に周知啓発を行っていく必要がある。 【②今後の取組方針:参加者の増加】 ・参加者数の増加を目指し、近隣の小中学校や競技団体を通じた周知に取り組みながら、地域・関係団体の協力のもと、宇都宮マラソン大会を開催する。	
204	プロ野球公式戦の開催誘致	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		トップレベルのスポーツに触れる機会の創出	市民	プロ野球公式戦の開催	計画 どおり	35 (開催費についてはスポーツ振興財団運営費補助金)	－		【①昨年度の評価(成果や課題):プロ野球公式戦の開催誘致】 ・市長による読売新聞本社へのトップセールスを行い、令和7年度開催に向けた球団との協議等を行った。 ・身近な場所でのプロスポーツの観戦機会の提供により、市民がスポーツの楽しさを知るきっかけづくりに繋がるよう、プロ野球の誘致に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:プロ野球公式戦の開催誘致の継続】 ・球団側から駐車場に関する要望があったことから、ライトラインによる球場へのアクセスの向上をPRしながら、プロ野球の開催誘致に取り組んでいく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
205	スポーツ施設等の整備	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		・市民がスポーツに親しみやすく、活動しやすいスポーツ活動環境の整備	市民等	計画的かつ効果的・効率的な施設整備	計画どおり	989,331	—		【①昨年度の評価(成果や課題):第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画に基づく施設整備の推進】 ・第2次宇都宮市スポーツ施設整備計画に基づき、北西部地域体育施設整備については、DB事業者との契約や、地権者との用地交渉を進めるとともに、清原球場においては、修繕保全にかかる調査に着手した。 ・また駅東公園プールの老朽化に対応するため、東部地域の屋内プール整備の事業化に向けた調査を実施した。 ・引き続き、市民のスポーツ活動を支える環境の充実を図るため、着実に事業を推進していく必要がある。 ・スポーツ施設等の利用環境の向上を図るため、河内総合運動公園の多目的運動場の照明工事を実施した。また、宮原運動公園の東側駐車場や3X3コートの整備に加え、河内体育館の空調設備設置やトイレ洋式化等の改修工事、スケートセンターの吊天井やトイレ洋式化等改修工事に着手するなど、スポーツ活動環境の充実に取り組んだ。 ・引き続き、施設の老朽化や利用者ニーズを把握しながら、照明のLED化や空調設備の設置、トイレ洋式化など利用環境の向上に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針:市民ニーズや施設の老朽化等の状況を的確に捉えた施設整備】 ・北西部地域体育施設整備については、実施設計を着実にを行い、令和7年度中に造成工事に着手できるよう取り組むとともに、清原球場については修繕保全の調査結果を基に、今後実施が必要となる適切な修繕保全を行っていく。 ・東部地域の屋内プール整備については、引き続き、事業化に向けての検討を行っていく。 ・引き続き、宮原運動公園の再整備として駐車場や3X3コートの整備、河内体育館の空調設備設置等工事や、スケートセンターの吊天井等改修工事など、スポーツ活動環境の充実やスポーツ施設の機能向上を図る。 ・また、本市のスポーツ施設における現状や課題、利用ニーズ等を踏まえた今後の施設のあり方などを整理し、計画的かつ効果的・効率的な施設整備に向けた市の考え方を示す(仮称)第3次スポーツ施設整備計画の策定に取り組む。	
206	スポーツ推進委員の育成	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		地域のスポーツ活動の中心的役割を担う人材の育成	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員の任命、研修会の実施	計画どおり	4,747	S38		【①昨年度の評価(成果や課題):研修会の充実】 ・新規のニュースポーツ種目の研修の開催や、オンラインでの研修など、工夫をしながら研修等を実施した。 ・地域のスポーツ活動の中心的役割を担う人材の育成に向けて、スポーツに関する知識・技能向上につながる研修会を開催していく必要がある。 【②今後の取組方針:委員の更なる資質向上】 ・オンライン研修などを活用しながら、新規のニュースポーツ種目や注目度の高い種目の研修内容とするなど、より多くの委員が研修に参加できるよう、研修会の充実を図っていく。	
207	少年スポーツ指導員の育成	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		少年スポーツ指導者の人材育成・資質向上	少年スポーツ指導員	少年スポーツ指導員の依頼・研修会の開催	計画どおり	3,240	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):研修会の実施による指導者の資質向上】 ・本市で活動するチアリーディングチームの代表を務める方を講師に招き、チームを世界大会へと導いた経験などを伝えていただくことで、少年スポーツ指導員の資質向上を図る研修会を実施した。 ・少年スポーツ活動について、継続的かつ安定的に支援できるよう、スポーツ指導者の資質の向上やスポーツ指導環境の向上を図る必要がある。 【②今後の取組方針:指導員の確保及び充実した研修会の開催】 ・引き続き、指導者の資質向上につながる研修会を実施するとともに、少年スポーツ指導に携わる市民の指導環境及び活動に協力する事業所のCSRの向上を図るため、新たに「宇都宮市少年スポーツ指導協力事業所認定制度」の創設に向け、他自治体における施策の情報収集をしながら、本市に最適な制度内容を検討する。	
208	スポーツ協会育成補助金	Iー3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		競技スポーツの普及・強化や地域のスポーツ活動の推進	宇都宮市スポーツ協会	加盟競技団体、地区スポーツ協会、スポーツ少年団への支援	計画どおり	20,047	S23		【①昨年度の評価(成果や課題):市スポーツ協会の支援を通したスポーツの振興】 ・市スポーツ協会に対し、運営費の一部を補助することにより、各地区スポーツ協会や競技団体、スポーツ少年団の活性化を図った。 ・「スポーツのまちうつのみや」の確立に向け、幅広い分野との融合や関係者間のコーディネートなど、今後一層の役割が求められてくることから、速やかな組織の強化等を図るため、スポーツ振興財団にスポーツ協会事務局機能を統合した。 ・今後は、新たに地域スポーツと競技スポーツの振興や指導者の確保・支援などを一体的に担える組織としていく必要がある。 【②今後の取組方針:市スポーツ協会の育成】 ・引き続き、市スポーツ協会への支援を継続するとともに、今年度から、スポーツ協会の事務局機能をスポーツ振興財団に統合したことから、スポーツ協会の競技団体等とのつながりを活かし、競技団体からの人材派遣等による財団のスポーツ教室の充実などを図っていく。	

NO.	事業名	政策の柱 — 政策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
209	宇都宮市スポーツ振興財団運営補助	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		市民のスポーツ振興に寄与する団体の支援, 連携強化	宇都宮市スポーツ振興財団	宇都宮市スポーツ振興財団の運営費の補助	計画どおり	213,357	S56		【①昨年度の評価(成果や課題): 事業運営に向けた適切な支援】 ・スポーツ振興財団に対し、運営費の一部を補助することにより、市民のスポーツ振興に向けたスポーツ教室やスポーツ指導デリバリー事業を実施できた。 ・「スポーツのまちうつのみや」の確立に向け、幅広い分野との融合や関係者間のコーディネートなど、今後一層の役割が求められてくることから、速やかな組織の強化等を図るため、スポーツ振興財団にスポーツ協会事務局機能を統合した。 ・今後は、新たに地域スポーツと競技スポーツの振興や指導者の確保・支援などを一体的に担える組織としていく必要がある。 【②今後の取組方針: 事業充実にに向けた取組促進】 ・引き続き、市スポーツ協会への支援を継続するとともに、今年度から、スポーツ協会の事務局機能をスポーツ振興財団に統合したことから、スポーツ協会の競技団体等とのつながりを活かし、競技団体からの人材派遣等による財団のスポーツ教室の充実などを図っていく。	
210	プロスポーツチームの支援・連携	I－3	生涯にわたるスポーツ活動の推進		市民のスポーツ振興に寄与する団体の支援, 連携強化	・栃木SC ・宇都宮ブルックス ・宇都宮ブリッツェン	試合会場・練習場所の環境整備・優先提供	計画どおり	—	H18		【①昨年度の評価(成果や課題): プロスポーツチームへの活動場所の提供】 ・スポーツに対する市民意識の高揚に寄与するプロスポーツチームが、より円滑に活動できるよう、練習場の優先提供や広報活動などの支援に努めた。 ・プロスポーツチームは、市民のスポーツ活動への動機づけや地域の活性化にも寄与する魅力的な地域資源であることから、経済的・教育的効果等を十分発揮できるよう、活動場所の優先提供など、プロスポーツチームの支援に取り組む必要がある。 【②今後の取組方針: プロスポーツチームへの継続的な支援】 ・各チームの意向や活動状況の把握に努め、練習場の利用調整など、プロスポーツチームに対する活動場所と活動機会の確保につながる支援に取り組む。	